

令和 7 年 第 2 回

宿毛市議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 9 日開会

令和 7 年 6 月 25 日閉会

宿毛市議会事務局

令和7年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（令和7年6月 9 日 月曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
（諸般の報告）	
○日程第3 議案第1号から議案第15号まで	5
（提案理由の説明）	
市 長	5
（議案第6号）	
質疑	7
委員会付託省略	7
討論	7
寺田公一議員（反対）	7
表決	8
散 会（午前11時54分）	
陳情文書表	9

----- . . ----- . . -----

第 2 日（令和7年6月10日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 3 日（令和7年6月11日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 4 日（令和7年6月12日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 5 日（令和7年6月13日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 6 日（令和7年6月14日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 7 日（令和 7 年 6 月 1 5 日 日曜日） 休会

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

第 8 日（令和 7 年 6 月 1 6 日 月曜日）

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議（午前 1 0 時 0 2 分）	
○日程第 1 一般質問	1 3
2 野々下昌文議員	1 3
産業振興課長	1 3
野々下昌文議員	1 3
産業振興課長	1 4
野々下昌文議員	1 4
産業振興課長	1 4
野々下昌文議員	1 5
産業振興課長	1 5
野々下昌文議員	1 5
産業振興課長	1 5
野々下昌文議員	1 5
産業振興課長	1 5
野々下昌文議員	1 6
産業振興課長	1 6
野々下昌文議員	1 6
産業振興課長	1 6
野々下昌文議員	1 6
産業振興課長	1 7
野々下昌文議員	1 7
産業振興課長	1 7
野々下昌文議員	1 8
産業振興課長	1 8
野々下昌文議員	1 8
産業振興課長	1 9
野々下昌文議員	1 9
2 浦尻学典議員	1 9

	産業振興課長	1 9
	浦尻学典議員	2 0
	産業振興課長	2 0
	浦尻学典議員	2 0
	産業振興課長	2 1
	浦尻学典議員	2 1
	危機管理課長	2 1
	浦尻学典議員	2 2
	危機管理課長	2 2
	浦尻学典議員	2 3
	危機管理課長	2 3
	浦尻学典議員	2 3
	健康推進課長	2 3
	浦尻学典議員	2 4
	健康推進課長	2 4
	浦尻学典議員	2 5
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 5
	浦尻学典議員	2 6
3	川田栄子議員	2 6
	環境課長	2 7
	川田栄子議員	2 7
	環境課長	2 7
	川田栄子議員	2 7
	環境課長	2 7
	川田栄子議員	2 8
	産業振興課長	2 8
	川田栄子議員	2 9
	農業委員会事務局主幹	2 9
	川田栄子議員	2 9
	農業委員会事務局主幹	3 0
	川田栄子議員	3 0
	健康推進課長	3 1
	川田栄子議員	3 2
	土木課長	3 2
	川田栄子議員	3 2
	教育次長兼学校教育課長	3 3
	川田栄子議員	3 3

教育次長兼学校教育課長	3 4
川田栄子議員	3 4
教育次長兼学校教育課長	3 4
川田栄子議員	3 5
教育次長兼学校教育課長	3 5
川田栄子議員	3 5
教育次長兼学校教育課長	3 6
川田栄子議員	3 6
教育次長兼学校教育課長	3 7
川田栄子議員	3 7
教育次長兼学校教育課長	3 7
川田栄子議員	3 7
教育長	3 8
川田栄子議員	3 8
教育長	3 8
川田栄子議員	3 9
教育次長兼学校教育課長	3 9
川田栄子議員	3 9
教育次長兼学校教育課長	3 9
川田栄子議員	4 0
教育長	4 0
川田栄子議員	4 0
教育次長兼学校教育課長	4 0
川田栄子議員	4 1
教育長	4 1
川田栄子議員	4 1
教育長	4 2
川田栄子議員	4 2
教育次長兼学校教育課長	4 2
川田栄子議員	4 3
教育次長兼学校教育課長	4 4
川田栄子議員	4 4
教育次長兼学校教育課長	4 4
川田栄子議員	4 5
教育長	4 5
川田栄子議員	4 5
教育長	4 5

	川田栄子議員	4 6
4	堀 景議員	4 6
	健康推進課長	4 7
	堀 景議員	4 7
	健康推進課長	4 7
	堀 景議員	4 7
	健康推進課長	4 7
	堀 景議員	4 7
	健康推進課長	4 8
	堀 景議員	4 8
	健康推進課長	4 8
	堀 景議員	4 8
	健康推進課長	4 9
	堀 景議員	4 9
	健康推進課長	5 0
	堀 景議員	5 0
	企画課長	5 0
	堀 景議員	5 0
	企画課長	5 1
	堀 景議員	5 1
	企画課長	5 1
	堀 景議員	5 1
	企画課長	5 1
	堀 景議員	5 1
	企画課長	5 2
	堀 景議員	5 2
	企画課長	5 2
	市 長	5 2
	堀 景議員	5 2
	企画課長	5 3
	堀 景議員	5 3
	企画課長	5 3
	堀 景議員	5 4
	危機管理課長	5 4
	堀 景議員	5 4
	都市建設課長	5 5
	堀 景議員	5 5

都市建設課長	5 5
堀 景議員	5 5
教育長	5 6
堀 景議員	5 6
教育長	5 7
堀 景議員	5 7
教育長	5 7
堀 景議員	5 7
教育長	5 7
堀 景議員	5 8
延 会 (午後 4 時 2 8 分)	

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

第 9 日 (令和 7 年 6 月 1 7 日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
事務局職員出席者	5 9
出席要求による出席者	5 9
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 6 号	6 1
(提案理由の説明)	
市 長	6 1
○日程第 2 一般質問	6 1
1 今城 隆議員	6 1
税務課長	6 1
今城 隆議員	6 2
税務課長	6 2
今城 隆議員	6 2
税務課長	6 3
今城 隆議員	6 3
税務課長	6 3
今城 隆議員	6 3
税務課長	6 4
今城 隆議員	6 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
今城 隆議員	6 5

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
今城 隆議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
今城 隆議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
今城 隆議員	6 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 6
今城 隆議員	6 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 6
今城 隆議員	6 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 8
今城 隆議員	6 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 8
今城 隆議員	6 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 8
今城 隆議員	6 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 8
今城 隆議員	6 9
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 9
今城 隆議員	6 9
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 9
今城 隆議員	6 9
人権推進課長	7 0
今城 隆議員	7 0
人権推進課長	7 0
今城 隆議員	7 1
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 1
今城 隆議員	7 1
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 1
今城 隆議員	7 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 2
今城 隆議員	7 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 2
今城 隆議員	7 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 3
今城 隆議員	7 3
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 3

今城 隆議員	7 3
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 4
今城 隆議員	7 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 4
今城 隆議員	7 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 4
今城 隆議員	7 4
福祉事務所長	7 4
今城 隆議員	7 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 5
今城 隆議員	7 5
福祉事務所長	7 5
今城 隆議員	7 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 6
今城 隆議員	7 6
市 長	7 6
今城 隆議員	7 7
2 川村三千代議員	7 8
教育長	7 9
川村三千代議員	7 9
商工観光課長	8 0
川村三千代議員	8 1
市 長	8 1
総務課主幹	8 2
川村三千代議員	8 2
産業振興課長	8 2
川村三千代議員	8 3
市 長	8 3
川村三千代議員	8 3
産業振興課長	8 4
川村三千代議員	8 4
環境課長	8 4
川村三千代議員	8 5
福祉事務所長	8 6
川村三千代議員	8 6
福祉事務所長	8 6
川村三千代議員	8 6

	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 7
	川村三千代議員	8 7
	市 長	8 8
	川村三千代議員	8 9
3	松浦英夫議員	8 9
	水道課長	9 0
	松浦英夫議員	9 0
	水道課長	9 0
	松浦英夫議員	9 0
	水道課長	9 0
	松浦英夫議員	9 1
	水道課長	9 1
	松浦英夫議員	9 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 1
	松浦英夫議員	9 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 1
	松浦英夫議員	9 2
	教育長	9 2
	松浦英夫議員	9 2
4	東 新議員	9 2
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 3
	東 新議員	9 3
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 3
	東 新議員	9 3
	福祉事務所長	9 4
	東 新議員	9 4
	長寿政策課長	9 4
	東 新議員	9 5
	長寿政策課長	9 5
	東 新議員	9 5
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 5
	東 新議員	9 5
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 6
	東 新議員	9 6
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 6
	東 新議員	9 6
	環境課長	9 6

東	新議員	9 7
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 7
東	新議員	9 7
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 8
東	新議員	9 8
5	井上 将議員	9 9
	企画課長	9 9
	井上 将議員	9 9
	企画課長	1 0 0
	井上 将議員	1 0 0
	企画課長	1 0 0
	井上 将議員	1 0 0
	企画課長	1 0 1
	井上 将議員	1 0 1
	企画課長	1 0 2
	井上 将議員	1 0 2
	市 長	1 0 2
	井上 将議員	1 0 2
	市 長	1 0 3
	井上 将議員	1 0 3
	市 長	1 0 4
	井上 将議員	1 0 5
	企画課長	1 0 5
	井上 将議員	1 0 5
	商工観光課長	1 0 6
	井上 将議員	1 0 6
	市 長	1 0 7
	井上 将議員	1 0 7
	商工観光課長	1 0 8
	井上 将議員	1 0 8
	水道課長	1 0 9
	井上 将議員	1 0 9
	水道課長	1 0 9
	井上 将議員	1 0 9
	水道課長	1 0 9
	井上 将議員	1 0 9
	危機管理課長	1 1 0

井上 将議員	1 1 0
危機管理課長	1 1 1
井上 将議員	1 1 1
企画課長	1 1 2
井上 将議員	1 1 2
企画課長	1 1 2
井上 将議員	1 1 2
市長	1 1 3
井上 将議員	1 1 4
延 会 (午後 3 時 5 8 分)	

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (令和 7 年 6 月 1 8 日 水曜日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 5
出席要求による出席者	1 1 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	

○日程第 1 一般質問	1 1 7
1 寺田公一議員	1 1 7
土木課長	1 1 7
寺田公一議員	1 1 7
土木課長	1 1 8
市長	1 1 8
寺田公一議員	1 1 8
環境課長	1 1 9
寺田公一議員	1 1 9
環境課長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
環境課長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
環境課長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 1
環境課長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
環境課長	1 2 1

寺田公一議員	1 2 1
環境課長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
企画課長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市長	1 2 4
企画課長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
市長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 6
教育長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 7
教育長	1 2 8
寺田公一議員	1 2 8
教育長	1 2 9
寺田公一議員	1 3 0
市長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 2
○日程第2 議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第16号	
まで	1 3 2
質疑	1 3 2
1 川村圭一議員	1 3 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 3 2
川村圭一議員	1 3 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 3 2
川村圭一議員	1 3 3
危機管理課長	1 3 3
川村圭一議員	1 3 3
税務課長	1 3 3
川村圭一議員	1 3 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 3 4
川村圭一議員	1 3 5
環境課長	1 3 5
川村圭一議員	1 3 6
環境課長	1 3 6
川村圭一議員	1 3 6
環境課長	1 3 6

川村圭一議員	1 3 6
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 5 号まで）	1 3 6
委員会付託（議案第 7 号から議案第 1 6 号まで）	1 3 6
散 会（午前 1 1 時 5 6 分）	
議案付託表	1 3 7
----- . . ----- . . -----	
第 1 1 日（令和 7 年 6 月 1 9 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 2 日（令和 7 年 6 月 2 0 日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 3 日（令和 7 年 6 月 2 1 日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 4 日（令和 7 年 6 月 2 2 日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 5 日（令和 7 年 6 月 2 3 日 月曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 6 日（令和 7 年 6 月 2 4 日 火曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 7 日（令和 7 年 6 月 2 5 日 水曜日）	
議事日程	1 3 9
本日の会議に付した事件	1 3 9
出席議員	1 3 9
欠席議員	1 3 9
事務局職員出席者	1 3 9
出席要求による出席者	1 3 9
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 5 号まで及び議案第 7 号から議案第 1 6 号	
まで	1 4 1
（議案第 1 号）	
討論・表決	1 4 1
（議案第 2 号）	
討論・表決	1 4 1
（議案第 3 号）	
討論・表決	1 4 1
（議案第 4 号）	
討論・表決	1 4 1
（議案第 5 号）	

討論・表決	1 4 1
(議案第 7 号から議案第 1 6 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 4 2
総務文教常任委員長	1 4 5
産業厚生常任委員長	1 4 5
質疑	1 4 6
(議案第 7 号から議案第 1 6 号まで)	
討論・表決	1 4 6
○日程第 2 陳情第 2 号及び陳情第 3 号	1 4 6
委員長報告	
総務文教常任委員長	1 4 6
産業厚生常任委員長	1 4 6
質疑	1 4 7
(陳情第 2 号)	
討論・表決	1 4 7
(陳情第 3 号)	
討論	1 4 7
川田栄子議員 (反対)	1 4 7
今城 隆議員 (反対)	1 4 9
表決	1 4 9
○日程第 3 委員会調査について	1 5 0
継続調査	1 5 0
(閉会挨拶)	
市 長	1 5 0
閉 会 (午前 1 0 時 5 3 分)	
委員会審査報告書	1 5 2
陳情審査報告書	1 5 5
閉会中の継続調査申出書	1 5 7
— — — — — • • — — — — — • • — — — — —	
付 録	
一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 6
議 案	付一 6
陳 情	付一 7

令和 7 年
第 2 回宿毛市議会定例会会議録第 1 号

1 議事日程

第 1 日（令和 7 年 6 月 9 日 月曜日）

午前 10 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

○諸般の報告

第 3 議案第 1 号から議案第 15 号まで

議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6 号 令和 7 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 7 号 令和 7 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 8 号 令和 7 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9 号 令和 7 年度宿毛市下水道事業会計補正予算について

議案第 10 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 財政の取得について

議案第 15 号 市道路線の認定について

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号から議案第 15 号まで

3 出席議員（13 名）

1 番 井 上 将 君

2 番 浦 尻 学 典 君

3 番 小 谷 翔 太 君	5 番 東 新 君
6 番 今 城 隆 君	7 番 堀 景 君
8 番 三 木 健 正 君	9 番 川 田 栄 子 君
1 0 番 川 村 三千代 君	1 1 番 高 倉 真 弓 君
1 2 番 野々下 昌 文 君	1 3 番 松 浦 英 夫 君
1 4 番 寺 田 公 一 君	

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（ 1 名）

4 番 川 村 圭 一 君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田 厚 君
議 事 係 長	畠 中 都 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事 務 局 長	長 山 敏 昭 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	松 田 まなみ 君
税 務 課 長	岡 本 武 君
会計管理者兼 会 計 課 長	和 田 克 哉 君
健康推進課長	川 村 志 保 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	伊 藤 芳 文 君
人権推進課長	細 川 恵 君
産業振興課長補佐	舩 谷 心 悟 君
商工観光課長	大 内 淳 平 君
土 木 課 長	香 西 英 樹 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君

教育次長兼 学校教育課長	谷 本 和 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（三木健正君） これより、令和7年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番川田栄子君及び10番川村三千代君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

川村圭一君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

去る4月23日に開催されました第87回四国市議会議長会定期総会において、川村三千代君が正副議長3年以上の一般表彰を受けられました。

また、5月20日に開催されました第101回全国市議会議長会定期総会において、川田栄子君、川村三千代君が議員10年以上の一般表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日までに陳情2件を受理いたしました。よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月2日をもって、令和6年

度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書並びに監査報告書、令和7年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年第2回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、四国市議会議長会定期総会におきまして、川村三千代議員が、正副議長3年以上の一般表彰を受けられ、また、全国市議会議長会定期総会におきまして、川田栄子議員及び川村三千代議員が、議員10年以上の一般表彰を受けられました栄誉に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念いたします。

それでは、報告事項につきまして、御説明を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、令和6年度の宿毛市一般会計予算継続費及び宿毛市特別養護老人ホーム特別会計継続費の繰越計算書の報告でございます。

まず、報告第1号の宿毛市一般会計予算継続費では、幡多衛生処理センター基幹的設備工事

に係る幡多西部消防組合分担金ほか1事業、総額543万4,000円を、次に、報告第2号の宿毛市特別養護老人ホーム特別会計継続費では、給湯設備改修事業859万4,000円を、それぞれ通次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告を申し上げるものでございます。

報告第3号から第5号までは、令和6年度の宿毛市一般会計予算、宿毛市学校給食事業特別会計予算及び宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算の繰越明許費の報告についてでございます。

順を追って御説明をいたします。

報告第3号は、宿毛市一般会計予算繰越明許費といたしまして、南海トラフ地震対策事業ほか25事業、総額3億9,598万8,000円を、報告第4号は、宿毛市学校給食事業特別会計予算繰越明許費としまして、学校給食センター建設事業、8,692万8,000円を、報告第5号は、宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算繰越明許費といたしまして、施設改修事業514万円を、それぞれ繰越計算書のとおり、令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第6号及び報告第7号は、令和6年度の宿毛市水道事業会計予算及び宿毛市下水道事業会計予算の繰越の報告でございます。

まず、報告第6号の宿毛市水道事業会計予算繰越といたしまして、関連する配水管整備工事が繰越しとなったなどの理由により、1億1,326万7,000円を。

次に、報告第7号の宿毛市下水道事業会計予算繰越といたしまして、関係機関との調整に不測の日数を要したなどの理由により、3,118万8,000円を、令和7年度に繰越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、令和6年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約3億3,510万円の黒字決算となり、剰余金のうち2億円を減債基金に積立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業のほか3会計が黒字決算となっております。

今後も大型の建設事業等、多くの予算を必要とするため、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三木健正君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 引き続きまして、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち、1名の委員が任期満了となりますので、現委員の山本卓助氏を、引き続き選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在、1名が欠員となっています農業委員会委員につきまして、新たに、川田直樹氏を任命

することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号から第5号までは、令和7年9月30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員につきまして、現委員の2名の方と、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第6号及び議案第7号は、令和7年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

まず、議案第6号につきましては、総額で30万円を追加しようとするものです。

内容につきましては、昨年7月に宿毛市で発生しました水泳授業中の事故の重大性を踏まえ、高知県教育委員会から小学校の水泳指導における安全管理指針という新たな基準が示されました。

この指針の中で、プールの水位は、児童のへそから胸辺りを基本とすることとされたことから、当該基準を満たすために、新たに低学年用の折り畳み式プールを購入しようとするものです。

次に、議案第7号、令和7年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で1億160万1,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金7,763万6,000円、基金繰入金979万7,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、旧大島公民館アスベスト調査業務委託料144万1,000円。

次に、今年1月から、沖の島地域が漫画作品に取り上げられ、関心が高まっていることから、この好機を生かし、沖の島への誘客を図る事業

を実施するための宿毛市観光協会補助金50万円。

民生費では、価格高騰緊急支援給付金関連事業としまして7,337万1,000円。

教育費では、大島小学校をモデル校として、各種防災活動を実施するための学校安全総合支援事業として84万4,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、四十市新食肉センター整備費負担金を、新たに追加しております。

議案第8号は、令和7年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算についてでございます。

総額で127万9,000円を増額しようとするもので、内容につきましては、新給食センターの清掃委託料及びAED借り上げ料を追加しようとするものです。

議案第9号は、令和7年度宿毛市下水道事業会計補正予算についてでございます。

総額で1,138万1,000円を増額しようとするもので、内容につきましては、高砂ポンプ場の電気設備の一部である真空遮断機の更新費用等を追加しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本市における選挙関係の特別職の報酬額を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、職員給与から控除できるものについて、現在の運用に沿ったものとするため、本条例の一部を改正しようとするもの

です。

議案第12号は、宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本年7月22日から新センターへ移転し、所在地が変更となることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきまして、災害時等においては、排水設備等の工事を他市町村の指定を受けた者にも行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、市内小学校の児童に配布している学習用タブレット端末を更新するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきまして、道路法第8条第2項の規定により、高砂小深浦線を市道の路線に認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三木健正君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第6号を先議いたします。

これより、議案第6号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

-----・-----・-----

午前11時46分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より発言の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど、議案の提案理由の説明の中で、私が、議案第6号の説明といたしまして、昨年7月に高知市で発生しました水泳授業中の事故のところを、「高知市」を「宿毛市」と言い間違えておりますので、この点を訂正をよろしくお願いをいたします。

○議長（三木健正君） ただいまの市長の申出につきまして、議長はこれを許可いたしました。お諮りいたします。

議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第6号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、議案第6号、

令和7年宿毛市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、今年度の小学校のプールについて、プール活動というか水泳授業について、新たに簡易プールを10基購入しようとする議案であります。

先ほど、市長も発言の中にありましたように、昨年の高知市内における痛ましい事故を受け、高知県教育委員会から、小学校の水泳指導における安全管理指針というのが、今年の4月に出されております。それを受けての予算化であるということは十分承知をしておりますし、簡易プールを購入することに対して、異論があるわけではありません。

ただ、宿毛市は、十数年前から小筑紫小学校において、小学校改築時に、小学校プールを増設しなかったということで、中学校のプールを共同利用する形を取っております。

水深が違うということで、一部、小学生が利用できるような形は取っておりますが、低学年においては、危険性が高いということで、宿毛市内の民間業者のプールに授業を受けに行っているのが、現在の状況であります。

今回、この簡易プールを導入するのであれば、小筑紫小学校も同様のプールを購入して、宿毛市内一律の指導ができるようにするべきだと、私は考えております。

市内の子供たちは、平等に、公平に授業を受ける権利がありますし、宿毛市としては、平等に受けさせる義務があると考えております。

そういう点から、今回、一部の学校に導入をしないという今議案に対しては、反対をいたしたいと思います。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（三木健正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を、電子表決により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（三木健正君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対2人で、賛成多数であります。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月10日から6月15日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月15日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月10日から6月15日までの6日間休会し、6月16日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時54分 散会

陳情文書表

令和7年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提 出 者	付託委員会
第2号	令和 7. 5. 23	「国民健康保険に対する国庫負担 の増額等を求める意見書」採択の お願い	団 体	総務文教
第3号	令和 7. 6. 3	消費税減税、インボイス制度廃止 を求める意見書提出のお願い	団 体	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和7年6月9日

宿毛市議会議長 三 木 健 正

令和 7 年
第 2 回宿毛市議会定例会会議録第 2 号

1 議事日程

第 8 日（令和 7 年 6 月 1 6 日 月曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（1 4 名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	1 0 番 川 村 三千代 君
1 1 番 高 倉 真 弓 君	1 2 番 野々下 昌 文 君
1 3 番 松 浦 英 夫 君	1 4 番 寺 田 公 一 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼 調 査 係 長	岩 村 研 治 君
議 事 係 長	畠 中 都 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事 務 局 長	長 山 敏 昭 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君

市 民 課 長	松 田 まなみ 君
税 務 課 長	岡 本 武 君
会計管理者兼 会 計 課 長	和 田 克 哉 君
健康推進課長	川 村 志 保 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	伊 藤 芳 文 君
人権推進課長	細 川 恵 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	大 内 淳 平 君
土 木 課 長	香 西 英 樹 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	谷 本 和 哉 君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
農 業 委 員 会 事務局主幹	朝比奈 淳 司 君

-----・-----・-----

午前10時02分 開議

○議長（三木健正君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。公明党の野々下昌文でございます。ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

本日の私の質問は、大項目として、宿毛市の林業政策について、1項目だけであります。

小項目として、森林環境譲与税の使途、今後の取組について伺いたいと思いますので、短い質問になりますけれども、よろしくお願いをいたします。

森林の有する公益的機能は、地球環境、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守ることにつながる一方で、今や所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足が大きな課題となっております。

このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたわけですが、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年から市町村と都道府県に対し、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して、譲与されております。

また、森林環境税は、令和6年度より、個人

住民税均等割から、国税として1人年額1,000円を、市町村が賦課徴収することになっております。

市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとしております。

そこでまず、宿毛市の私有林人工林面積、就業者数について伺います。

ちなみに、市有林、公有林面積についても伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） おはようございます。産業振興課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

まず、森林環境譲与税の市町村配分に係る私有林人工林面積及び林業就業者数については、農林業センサスの数値を用いることとなっております。

直近令和2年実施のセンサスでは、宿毛市の私有林人工林面積は7,801ヘクタール、林業従事者数につきましては72人となっております。

また、公有林における人工林面積につきましては、県有林面積、約558ヘクタール、市有林面積、約422ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） この数字と、今言われた数字と人口の割合によって、森林環境譲与税が決められるということであります。

本市においても、令和元年から森林環境譲与税が交付をされております。森林の整備や林業に従事していただく人材の育成、作業環境整備など、各自治体独自の目線で活用してもいいということですが、本市における森林環境譲与税を活用した森林の整備状況、活用状況について

お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、令和元年度より、市町村及び都道府県への譲与が始まり、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に譲与額を増加させる中で、令和6年度より森林環境税として、国民への課税が始まっております。

宿毛市におきましては、令和元年度から昨年度までの6年間で、総額2億5,590万5,000円の森林環境譲与税を受け入れておりますが、これまで森林環境譲与税を活用して、宿毛市が実施した事業について、特に活用実績が多い事業につきまして、答弁させていただきます。

一つ目が、森林経営管理事業における委託事業で、これまで6,715万7,000円を支出しております。

この事業は、森林所有者に今後の森林管理に関しての意向を伺う中で、市に管理を任せたいとの意向のあった森林について、市が施業を発注したり、森林組合等の事業者へ施業をあっせんしたりするものとなりますが、事業の前段として、森林の境界の明確化や、林業調査、アンケートによる意向調査を、森林組合に委託して実施しております。

二つ目が、小規模林業総合支援事業で、これまで2,771万9,000円を支出しております。

宿毛市では、持続可能な森林整備として、自伐型林業を推進してまいりましたが、当該事業は自伐型林家の普及拡大を図ることを目的として、主に自伐型林家が実施する作業道開設や、間伐、それらに伴う機械レンタル等に対して補

助をするものとなっております。

宿毛市におきましては、この二つの事業を大きな柱として、森林環境譲与税を活用した森林整備を進めており、森林所有者から意向調査によりいただいた回答を基に、森林の規模や立地的な環境等を加味する中で、森林組合等の事業者による施業と、自伐型林家による施業を組み合わせながら、未整備森林の整備を進めているところでございます。

なお、そのほかの森林環境譲与税の活用実績としましては、市役所新庁舎建設時の木材利用として2,000万円、譲与税関連の事業を実施するために、雇用する会計年度任用職員の賃金等の経費として1,630万9,000円、森林管理制度の業務を行うために、幡多6市町村で設立した組織に対しての負担金として714万6,000円、宿毛市産材を活用した木育事業として、市内在住の1歳児未満の乳幼児に、木製スプーンや乳歯箱を配布するための経費に363万8,000円等を支出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 大変詳しい説明、ありがとうございます。

先ほど言いました宿毛市の市有林、公有林ですね。その整備状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

宿毛市市有林、人工林の整備状況についてでございますが、過去20年以内に施業履歴のある森林につきましては、延べ325ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 市有林、公有林に関しては、422ヘクタールのうち325ヘクタールが、約8割が整備の手が入っているということになります。

譲与税がいろいろな取組に使われていることがよく分かりました。今や、親から子の世代となり、山に関心がなくなって、所有者や境界の分からない森林も多くなってきていると聞きます。

宿毛市のホームページで、令和5年度までの森林環境譲与税の使途を見ますと、森林境界明確化業務として、令和元年度に584万6,000円が使われておりますが、今、宿毛市で境界が明確化された面積はどのくらいあるのか。また、境界の分からない森林はどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市における境界明確化の事業に関しましては、令和元年度に実施しているものに加えまして、令和4年度、令和5年度、令和6年度にも実施しております。

これまで実施した事業により、合計約280ヘクタールの境界の明確化を行ったところでございます。

また、今後、整備を要する森林の中で、市として、境界が分からない森林につきましては、おおむね6,400ヘクタール程度あるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今、説明があった中で、明確化できている面積が280ヘクタール、分からない面積が6,400ヘクタールということですが、合せてこの宿毛市の7,801ヘクタールになりませんが、この差異

はどういうことか。1,100ヘクタールほど違う部分がありますが、教えてください。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

この差の1,100ヘクタール余りの説明でございますけれども、現在、森林組合と事業体等によりまして、施業中のところ、それから今後、経営計画などで実施していく予定の箇所、それが合わせて1,100ヘクタール余りと把握しております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 一つ、再質問が飛びましたけれども、また戻りたいと思いますが。

7,801ヘクタールのうち、4年間で280ヘクタールの境界が明確でき、境界の分からない森林面積が6,400ヘクタール残っているということですが、譲与税の使途として、一番多く予算が使われている森林境界の明確化や、林境調査等の事業ですが、明確化できているのは約1割弱という中で、なかなか進まない状況にあるように思います。

今後の市内の境界の明確化はどのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

今後の境界の明確化を要する森林に対しまして、これまでの実績は、先ほどの280ヘクタール、全体の8%程度にとどまっております。境界の明確化につきましては、今後の未整備森林の整備を行うに当たって大きな課題となっております。

その中で、今年度、高知県が県の森林環境譲与税を活用し、境界明確化の前段となる森林境界推定図を作成するための森林境界明確化支援

委託業務を、宿毛市、土佐清水市、土佐市のそれぞれの一部地域で、モデル的に実施することとなっております。

本市としましては、当該事業の進捗を注視、分析する中で、今後の境界明確化事業の進捗率の向上につながるものであれば、令和8年度以降に、市の単独事業として行うことについて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の答弁であります。と、今年度、県の森林境界推定図を作成するモデル事業、宿毛でも行われるということで、このモデル事業が今後の境界明確化の向上につながるということが確認できるのであれば、8年度以降、取り入れていこうというふうに、検討していくということでありましたが、それでも高齢化が進み、年を追うごとに相続者が分からない、所有者の確定ができない森林は多くなっていくと思われます。

こういう部分で、今後どのように対応をしていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、再質問にお答えいたします。

森林所有者の不存在化や、高齢化が進む中で、全国的にも所有者不明森林に関する問題は大きな課題となっております。

国におきましても、所有者不明森林の特例措置を設け、その活用のためのガイドラインを定めているところでございます。

当該ガイドラインにおきましては、例えば片側の所有者にしか境界の確認を求めることができない場合にあっては、現地の状況や、既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて明確化を実施し、その後の施業の手続に移行することができる旨等が示されており、状況に応じた対応

が検討されております。

現状、本市では、森林の境界明確化の進捗を優先して、所有者の確知できる森林について、優先的に境界明確化を進めていきたいと考えており、森林組合と連携しながら、森林境界不明確地の解消に努めているところでございますが、今後、森林経営管理制度を活用し、本市が管理すべきと判断した森林におきましては、進捗状況に応じて特例措置の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の特例措置の活用ということもございました。宿毛市がこれやるべきであるという判断をした場合ということでしたが、どんな場合に、どのような措置となるのか、もう一度お願いします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、再質問にお答えいたします。

所有者不明森林等の特例措置についての御質問でございますが、所有者が判明していない森林や、所有者が所在不明等で管理が行き届かない森林について、一定の条件の下で、行政が代行して管理整備を行うことを可能とするものです。

例えば、探索の結果、所有者が不明であった場合、市町村がその森林を管理することが必要かつ適当と判断すれば、公告を行い、6か月以内に申出がなければ、知事による裁定を受けた上で、市町村が管理権を設定し、森林整備を行うことが可能となります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 特例措置等を設けた上で、森林整備、境界の明確化、高齢化が進む中で、急がなくてはなりませんので、そうい

うことも取り入れて、どんどん進めていっていただきたいと思います。

次に、特に林業に携わる後継者がいない、また担い手がいないと言われる中で、森林環境教育、いわゆる木育と言われますが、これは幼少期に木や森、人との関わりを経て、豊かな心を育てるという目的があります。

木製の製品に触れることだけではなく、木の命や森林環境に目を向け、木と人とのつながりを意識することが重要視されております。

様々な地域で、木育活動が取り組まれております。本市においては、譲与税の使途の中に、森林環境教育イベントの項目ありますが、令和5年度までに譲与税からの支出はありません。

以前は小学生等による植樹活動も行われていたように思いますが、最近、行われていないように思われます。どんな世界でもそうですが、本物に触れるということは非常に大事であります。今後の林業の施策のことを考えると、緑育、木育は取り組むべきことだと考えます。

今後の本市の取組について、所見を伺います。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

これまで環境譲与税を活用した森林環境教育イベントは実施しておりませんが、本市におきましても、宿毛市森林組合、J A高知県宿毛支所、すくも湾漁協、藻津漁協、及び宿毛市で組織する宿毛市農林漁業協同組合連絡協議会が、緑の羽根募金を財源とした補助金によりまして、小学生を対象とした植樹イベントを実施してきた経過があります。

当該イベントにつきましては、コロナ禍以降、本格的には実施しておりませんが、令和7年度につきましては、実施する方向で計画しているところでございます。

また、植樹など、森林での教育活動に加えて、

森林で伐採した木材などを利用して、ワークショップを実施したり、木のおもちゃに触れる経験や、屋内で実施する座学につきましても、環境教育としては重要なものであると認識しております。

今後も様々な機会を通じて、森林環境教育の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の答弁でありますと、以前は、農林漁業協同組合連絡協議会が、緑の羽根募金の補助金を活用して、そういう植樹が行われていたということで、譲与税から支出していなかったということが分かりました。

コロナ禍で中断していたということで、今年度から復活を考えているということで、ぜひ続けていただきたいと思います。

次ですが、ホームページでは、令和元年から令和5年まで、令和2年の市役所の木材利用以外は、全ての年で、基金の積立てが一番多い事業となっております。今後、譲与税も満額入ってきます。基金も含めて、譲与税の使途として、今後の活用計画を伺います。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

今後の森林環境譲与税の活用計画につきましては、まずは森林整備の基盤となります境界の明確化を継続して実施してまいりたいと考えております。

森林の所有者の相続が進む中で、境界の明確化については、できる限り早期に進めてまいらなければならないと考えております。

先ほど答弁いたしましたように、今年度、高知県がモデル的に実施する森林境界明確化支援委託業務の進捗を注視、分析する中で、来年度以降、宿毛市でも単独事業として、実施するか

どうかの検討をしてみたいと考えております。

また、宿毛森林塾の開催や、小規模林業総合支援事業の創設等、宿毛市独自の取組として進めてまいりました自伐型林業の普及拡大につきましても、地域おこし協力隊制度を活用する中で、自伐型林家として、地域おこし協力隊卒業生も宿毛市に定着し、昨年度2月には、卒業生3名と現役地域おこし協力隊1名により、自伐型林家の組織が設立されるなど、一定の形が出来上がってまいりましたので、今後、地域おこし協力隊、卒業生を中心としまして、これまで以上に小規模林業総合支援事業の実績が増え、未整備森林の整備が進むものと想定しております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 森林の明確化と、もう一つ、自伐型林家と協力隊の組織化によって、小規模林業総合支援事業の実績も増えてくるんじゃないかというお話でございます。

そこで再質問させていただきたいと思いますが。

この市町村において、人材育成、担い手の確保、新たに林業を基盤とする創業起業家への開業支援等の助成は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

本市におきましては、新たに林業を始める方を支援するため、宿毛森林塾を卒業した方を対象として、森林整備に従事するために必要となるチェーンソーやヘルメット、防護服等の資機材の購入に係る経費の2分の1につきまして、5万円を上限として補助する宿毛市森林資源活用人材育成事業費補助金を創設しております。

また、先ほどの答弁の中でも触れました、小規模林業総合支援事業におきましても、林業機械のレンタル時の経費の3分の2を補助するメニューや、林業機械の購入に要する経費の2分の1につきまして、50万円を上限ではございますけれども、補助するメニューを創設しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 新たに林業を始める方に関しては、それぞれ、そういう補助金等が構えているということでした。

次に、林業就業者の労働環境について、お伺いをいたします。

あらゆる業界で人手不足が言われており、特に林業分野においては顕著であります。

その大きな原因は、現役人材への処遇、労働環境、特に賃金の低さにあるかと思えます。

林野庁の調査によると、林業従事者の平均収入は、年収は300万円となっており、地方においては、まだ低いと考えられます。

全産業の平均年収は400万円となっておりますが、これと比較しても、必ずしも高くない水準であります。

森林環境譲与税の使途については、これまでも、またこれからの計画も示していただきました。その使い道が間違っているとは思いますが、現役就業者には何の手だてもないのが現状であります。

譲与税の使途、使用目的にも、人材育成、担い手の確保がうたわれております。その観点から、現在の林業就業者の労働環境の向上、処遇改善、収入向上を図るために、何らかの手だては考えられないか。例えば買い替えの必要なヘルメット等の安全装備の継続的な購入や、空調服の購入に対しての補助金があれば、少しでも助かるのではないかと思います。所見を伺

います。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

林業分野における人材育成、担い手の確保は重要なものであると認識しております。

関係団体等にも御意見を伺う中で、補助事業の新設、改正についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ぜひ検討していただきたいと思います。

今月6月1日から、労働安全衛生規則が施行されました。業者に対して、熱中症対策が義務づけられました。毎年暑さは厳しくなっております。熱中症対策として、空調服等は必需品になろうかと思えます。

そのようなことも加味していただいて、林業分野における労働環境の充実を少しでも図っていただけるようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（三木健正君） この際、10分間、休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、大項目で海業の推進と南海トラフ地震対策について、二つについて質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速1番項の海業の推進についてから質問を始めていきます。

質問1、市内飲食店における推進について、質問していきたいと思います。

前回の3月定例会において質問いたしました、宿毛市内の水産事業をはじめとする一次産品事業者と、市内飲食店が協力することで、本市にとって様々な、有益な効果が期待できると考えております。

前回の3月定例会での一般質問の回答で、1月にすくも食べるシアターを開催し、宿毛産品を使用した料理を、参加者の方に楽しんでいただいたと回答いただきました。

そこで質問となりますが、現在の市内飲食店における取組についてと、今後の取組予定について、質問いたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

市内飲食店において、現状、どのような取組を推進しているのかとの質問でございますが、先日、1月に引き続きまして、宿毛産の水産物、農産物などを、市内の方にもっと知ってもらいたいとの思いから、市内居酒屋にて、水産物、農産物などのPRイベント、第2回すくも食べるシアターを開催いたしました。

開催の当日は、雨模様の天気にもかかわらず、参加者17名、生産者4名の計21名の方に御参加いただきました。

当該イベントは、生産者から提供のあった牛肉、豚肉、野菜、鮮魚、養殖ブリ、カキなどの宿毛産食材を下に、コース形式で料理を提供するもので、適時、生産者が食材についての説明を行いながら、宿毛産品を使用した料理を楽しんでいただきました。

宿毛産食材と生産者の食材に対する思いを直接知ってもらえる、非常によい機会となったと考えております。

今後につきましても、市内飲食店や生産者と

連携し、市内の方だけでなく、市外の方にも宿毛産食材をPRするイベントを、積極的に企画してまいりたいと考えております。

また、将来的には個々の飲食店が自主的にすくも食べるシアターのようなイベントを実施していけるよう、必要に応じた支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 私も、今回、すくも食べるシアターに一般参加させていただきました、市内飲食店の他力本願様で、宿毛産食材の肉、魚、野菜を使ったおいしい料理を、大西酒店様からの、料理に合ったおいしいワインだとか日本酒、そういったものを楽しませていただきました。

その中で、簡単に料理紹介しますと、牛肉では、宿毛市で子牛を育てて出荷する、若手の養殖農家として期待されている阿部さんより、今回初めて出荷された黒毛和牛を、ローストビーフと、最高級部位のシャトーブリアンを炭火焼きにして、それを塩だれのソースをつけた炭火焼ステーキが提供されておりました。

鮮魚では、独自の手法で神経締めをした、鮮度の高いシマアジ等の地魚をおつくりとして、養殖ブリでは、宿毛湾で獲れた養殖ブリを、土佐沖の島塩業様の塩を使い、ブリのうまみを生かした、ブリのわら焼き、塩たたきとして提供されておりました。

そして、カキのお話もありましたが、カキとしては、全国牡蠣―1グランプリ2025で、加熱の部で金賞を取った千代丸水産さんの土佐はちきんオイスターが、蒸しガキとして提供されておりました。

これらの料理もそうなんですが、参加者の方は、とてもおいしく料理を楽しめただけではなくて一次産品事業者の思いに直接触れて、宿毛

市の誇れる産品を知れた、よい時間だったと思いました。

ですので、今後もこういった事業をブラッシュアップして、宿毛産食材をPRするイベントを続けていただければと思います。

では、今いただきました回答に関しまして、再質問いたします。

先ほど、市内飲食店への取組として、すくも食べるシアターについての回答がありましたが、すくも食べるシアターのほかに、宿毛水産物の消費拡大として行っている取組があれば、回答をお願いします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、再質問にお答えいたします。

宿毛産水産物の消費拡大の取組について、お答えいたします。

直近では大阪・関西万博に合わせまして、5月に大阪府泉佐野市で開催されました特産品のPRと、地域の魅力を発信するイベント、丸かじりJAPANへ宿毛市として参加し、養殖ブリのわら焼きたたきをはじめとした宿毛産特産品を販売いたしました。

購入者からは、養殖のブリがこんなに美味しいとは知らなかった、などの好意的な感想を多くいただきましたが、同時に、高知といえばカツオのイメージが強く、ブリのわら焼きたたきの知名度については低いとも感じました。

今後もSNSの活用、アンテナショップへの出店や各種イベントへの参加など、養殖ブリをはじめとした宿毛産水産物の知名度を高めるため、より効果的なPR方法を協議して、消費の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 実際、宿毛湾の養殖ブリは、主に東京や大阪など、大都市圏に流通し

ておりまして、高知県産の養殖ブリを見かけたら、ほぼ間違いなく宿毛産と言われております。

ですので、ぜひ宿毛産の水産物、知名度を高めていただくような取組を進めていただけたらと思います。

では、次の質問に移ってまいります。

質問の2の、海業の推進協議会についてになります。

先日、愛南町に訪れた際に、愛南町で海業の推進協議会、愛南町海業推進室というのが正しい名称らしいのですが、令和5年の7月頃より、様々な委員会メンバーと愛南町の海業について、会議を重ねております。

そこで質問となりますが、宿毛市ではこういった海業を推進するに当たって、協議会等を設立するような計画はございますでしょうか。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

海業推進協議会設立につきましては、関係機関とも協議しながら、宿毛市の実情を踏まえ、総合的に考慮する中で、どのような事業の創発が可能であるかを鑑み、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま回答いただきました。まずは、どのような事業が可能であるかということも鑑みて、検討していきたいということでしたので、今後、多くの団体と協力して、宿毛市独自の海業というものを形づくっていただければというふうに思います。

では、次の質問に移ってまいります。

次の質問が、南海トラフ地震の対策についてになると思いますが、まず、指定避難所の設備、備品について。

そのア、指定避難所の給湯設備や空調設備に

ついて、質問してまいります。

被災後に、避難者が避難所生活を送る上で、給湯設備や空調設備を使用できることが、衛生管理や体調管理において大変重要だと考えます。

現在、宿毛市には、南海トラフ地震等発生時における津波の浸水想定区域外の指定避難所として36か所、福祉施設として7か所あります。

それらの指定避難所等には、給湯設備や空調設備は、まず完備されているのかということと、また、被災後は停電している状態が考えられますので、停電時の設備の使用について、どのように想定しているのか、回答をお願いします。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えをいたします。

現在、宿毛市には指定避難所が50か所、福祉避難所が8か所ございます。このうち、南海トラフ地震発生時における津波の浸水想定区域外に位置する避難所は、先ほど議員言われたように、指定避難所36か所、そして福祉避難所が7か所でございます。

給湯設備につきましては、指定避難所36か所のうち、35か所に整備されておりまして、未整備の1か所は、旧松田川小学校体育館であります。同敷地内に給食センターが隣接されていることから、必要時の対応が可能であります。

福祉避難所につきましては、全ての施設に給湯設備が整備されております。

一方、空調設備につきましては、主に学校の体育館などを中心に、未整備の施設がございます。これらの整備につきましては、令和7年3月議会における井上議員の一般質問にお答えしましたとおり、国の交付金事業である空調設備整備臨時交付金の活用が可能であることから、教育委員会と連携の上、今後、整備に向けて検討してまいりたい、このように考えております。

また、停電時の対応についてですけれども、停電時の対応につきましては、津波の浸水想定区域外にある全ての避難所に、ＬＰガスで稼働する発電機を配備しておりまして、災害発生時には、これらを稼働させることで電力供給が可能な体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま回答いただきました。給湯設備は、旧松田川小学校体育館を除いて、指定避難所、福祉避難所で、既に整備済みで、旧松田川小学校の体育館も、隣接する給食センターによって対応が可能ということでした。

停電時には、ＬＰガスの発電機で電力供給体制を行えるということでしたので、ＬＰガスの発電機は使用方法が分からない方も中にはいらっしゃると思いましたので、そういった周知等も、よろしくお願いします。

空調設備、学校の体育館の整備に関しましては、今後、教育委員会との連携の上で、交付金事業の活用等検討していくということですので、こちらのほうも引き続き、御検討をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ってまいります。

指定避難所における備蓄についてになります。

災害の発生は予想ができないため、避難の際に備蓄している食料を持ち出せなかったり、避難した時間や時期によっては、寝具が必要になってくると思います。

また、避難時にけがを負うことも十分に考えられるため、応急手当のための救急用品等が必要になってくると考えます。

そこで質問となりますが、各指定避難所等における備蓄の中で、寝具、食料、救急用の用品等の備蓄はどのようにしているのか、質問いたします。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えをいたします。

本市では、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、備蓄物資の整備及び管理体制の強化に取り組んでおります。

備蓄物資は、宿毛市総合運動公園内に設置しました大型防災倉庫を拠点としまして、小筑紫の旧みなみ保育園や、西町の西地区防災コミュニティセンターなどの指定避難所にも分散して、備蓄しております。

まず寝具につきましては、毛布が9,450枚、そしてアルミマットが4,750枚を備蓄しておりまして、組立て式の簡易ベッドにつきましては、既に整備済みの272基に加えまして、本年度は国の交付金を活用して、新たに250基を追加整備する予定でございます。

次に、食料及び飲料水につきましては、アルファ化米や、長期保存が可能なシチュー、クラッカーのサバイバルフーズ、また防災用缶詰など、合計約4万5,000食分を確保しております。

また、飲料水につきましても、500ミリリットルのペットボトル約8万本を備蓄しておりまして、分散管理を行っております。

さらに、高知県の備蓄方針に基づき、液体ミルク、生理用品、おむつ、簡易トイレなどの生活関連物資も備蓄をしております。

なお、包帯やばんそうこう等の救急用品につきましては、現時点で備蓄はございませんけれども、今後の必要性を踏まえ、整備を検討してまいります。

今後とも、ローリングストック方式により、備蓄品の適正な管理を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、備蓄体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2 番浦尻学典君。

○2 番（浦尻学典君） ありがとうございます。

質問の最初で申しましたが、災害の発生は予測はできませんので、ある程度の状況に対応できるような備蓄、そういったものを検討していただければというふうに考えております。

続きまして、各指定避難所等の情報収集、情報発信、情報共有について質問してまいります。

発災時において、速やかな情報収集や発信、共有は大変重要となってきます。発災後、各指定避難所等の情報を、災害対策本部がどのように収集し、各関連機関に発信、関係部署、関係機関に情報共有していくか。どのように想定しているのか、質問いたします。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長。

南海トラフ地震をはじめとする、大規模災害の発生時における各指定避難所との間での情報の収集、発信、共有の体制について、お答えをさせていただきます。

まず、情報の収集についてですけれども、施設の被害状況や避難者数の確認、そして物資の不足状況などの情報を、市災害対策本部が中心となって把握をいたします。

通信手段につきましては、衛星携帯電話等の通信機器が整備されている避難所では、遠隔地での情報収集が可能であります。配備されていない避難所では、原則として市職員が現地を巡回し、直接、情報を収集する体制としております。

次に、情報の発信につきましては、収集した情報を基に、市民や関係機関に対して、宿毛市公式ホームページ、SNS、防災行政無線など、複数の媒体を活用して発信いたします。

災害時には通信障害の発生が予想されるため、複数の手段を併用し、確実な情報提供に努める

必要があるというふうに考えております。

また、情報の共有につきましては、市の関係部署はもとより、高知県や消防、警察、そして自衛隊、医療機関などの関係機関と連携し、災害対策本部会議や、防災情報システム等を通じて、必要な情報を迅速に共有いたします。

災害時において、速やかな情報の収集、発信、そして共有を行うことは極めて重要でございます。今後も自主防災組織との連携や、避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施などを通じて、災害対応の体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2 番浦尻学典君。

○2 番（浦尻学典君） そうですね。後の質問にもつながってきますが、発災後、確実に情報を伝えていく必要があると考えますので、訓練等を通じて、速やかな情報の収集、発信共有ができるよう、災害への対策強化に取り組んでいただけたらというふうに考えます。

続きまして、南海トラフ地震発生後の医療及び医薬品の供給体制についてになります。

先ほど、情報の質問の続きにはなるんですが、医療機関へ発信共有された後、医療へ、医薬品の供給が各指定避難所等や、病院等に行われていくと思いますが、その体制について質問いたします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

本市におきましては、災害医療救護計画を策定し、南海トラフ地震や大規模災害時における医療救護体制を規定しています。

傷病者を救護するために、市内4か所に医療救護所及び救護病院を指定しております。

指定施設につきましては、大井田病院、聖ヶ丘病院、筒井病院、沖の島へき地診療所となっ

ており、その敷地内に医療救護所を設置し、市職員を配置して運営することとなっております。

なお、現在、庁舎の高台移転や市内医療機関の閉院、また浸水エリア等を考慮し、救護所等の見直しを行い、改定する予定となっております。

医療救護所の具体的な業務は、救護病院等の後方支援病院へ円滑に傷病者を搬送するため、傷病者への初期評価を実施し、中等症患者及び重症患者への初期対応、並びに軽症患者に対する処置を行うこととなっており、毎年11月には訓練を実施しております。

昨年度は聖ヶ丘病院において、トリアージや伝達訓練を実施したところです。

また、災害発生時の救護病院等に係る被害状況等の共有につきましては、メールやファクスのほかに、全国共通となっています広域災害救急医療情報システムに入力することとしています。

全国の行政機関や医療機関等が閲覧できるシステムとなっていますので、少しでも迅速な対応が可能となっていると認識しております。

医薬品の供給につきましても、救護病院と協定を締結しておりまして、平時は医療機関で使用していただくローリングストックで管理しています。

発災時において備蓄している医薬品が不足した場合や、そのほかの医療資源が不足した場合は、先ほど申し上げましたシステムや、メール、ファクスなど、そのほかの通信手段を活用して、関係機関に支援を要請することとなっています。

今後におきましても、最新の情報を収集し、市内医療機関や高知県等の関係機関と連携して、医療及び薬品の供給体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま回答いただきました。迅速で適切な医療活動が行えるように、救護病院等との連携、医薬品や医療資機材の供給確保が行えるよう、引き続き体制の整備をお願いいたします。

では続きまして、次の質問に移ってまいります。

平時と被災後の心の健康についてということで、質問いたします。

前項では、主に体の健康についての質問でしたが、この質問では、心の健康について質問していきたいというふうに思います。

まず、市民に対してということで、被災後は、慣れない避難生活によるストレス等で、様々なメンタルヘルス等の問題が発生します。そのため、避難生活をしている市民の話を聞き、心の問題等、解決していく必要がありますが、まず平時、ふだんのときのメンタルヘルスケア、どのような取組を行っているかということについて、回答をいただきまして、続いて被災後の避難生活をしている市民について、どのような取組を想定しているのか、回答をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、お答えいたします。

平時の市民に対する心の健康に関する取組としましては、保健師による訪問や、電話、来庁での健康相談を行っており、心身の不調や不安が軽減できるよう、必要な医療やサービスになが支援を行っております。

あわせて、市広報誌やスワンテレビを活用し、心の健康に関する情報提供、知識の普及啓発と、相談先の周知を行っております。

また、地域に心の健康に関する理解者を増やすことを目指し、市職員や民生委員・児童委員、地区長連合会、母子保健推進員、食生活改善推

進員等、市民と接することの多い団体を対象に、自殺対策の一環として、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて支援につなげ、見守ることのできる人材を増やすべく、自殺予防ゲートキーパー研修を実施しております。

災害時の心の健康に関する対応につきましては、昨年の6月議会での危機管理課からの答弁と同様の内容となりますが、高知県、南海トラフ地震時保健活動ガイドラインに基づき、作成しております宿毛市災害時保健活動マニュアルにおいて、被災状況や避難所の状況、被災者の健康状態や医療ニーズを把握し、外部保健活動チームや、災害派遣精神医療チームD P A T等、必要な専門職チームの派遣要請をすることとなっております。

派遣された専門職チームとともに、避難所や被災者宅への訪問活動等により、個別の健康状態や医療ニーズを把握し、必要な支援を実施することとしています。

以上です。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 被災時のそういったメンタルヘルスケアは大変重要となっておりまうので、そういった専門チームとの連携等、そういったものも、今後、連携を強化していくようにお願いいたします。

続きまして、イの、市の職員に対してという質問に移ってまいります。

市職員という項目で出しておりますが、市職員は、被災者でありながら、被災状況の確認や避難所運営など、災害時の業務を行い、場合によっては、責任が重い役割や、矢面に立ち、理不尽なことを言われてしまうこともあるというふうに考えております。

そういったメンタル面において、非常に大変な状態の中、過去の東日本大震災だとか、能登半島地震でも、心を病んでしまったという方も

いらっしゃるというふうに聞いております。

そのため、今回ここで質問させていただきたいんですが、被災後の市職員に対してのメンタルヘルスケアについて、先ほどと同じように、平時のメンタルヘルスケアについてと、被災後、どのような取組を想定しているかについて、回答をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、平時の職員のメンタルヘルス対策について、お答えをいたします。

職員のメンタルヘルスケアについては、市政運営において、極めて重要な課題と認識しており、これまでも様々な取組を進めてきております。

具体的には、まず職員一人ひとりが、自身の心身の健康状態を把握し、適切な対応を取れるように、定期的にメンタルヘルス研修を実施しております。

これらの研修では、ストレスに関する基礎知識の習得だけでなく、心身不調等の早期発見や、適切な対処法についても指導し、職場内でのコミュニケーション向上と、風通しのよい環境づくりを推進しております。

また、ストレスチェック制度も導入しており、平成28年度から、継続的に毎年実施をしております。

この制度では、職員一人ひとりが心理的負担度合いを自己評価できる仕組みとなっておりまして、その結果を集計、分析することで、職場全体のストレス状況や、潜在的な問題を把握しております。

これらのデータは、人事配置や勤務時間管理など、職場環境改善のための重要な資料として活用されております。

次に、大規模災害が発生した際の職員のメンタルヘルス対策について、お答えをいたします。

大規模災害が発生すると、先ほど、議員もおっしゃられたように、職員は不眠不休で復旧業務に当たり、疲労こんぱいする中で、悲惨な状況を目の当たりにしたり、職員自身や家族が被災者でありながら、公務を優先しなければならない状況に置かれることも想定されます。

このような非日常的なストレスは、短時間で終わるとは限りません。災害の規模が大きいほど長期間にわたり、その時々でストレスになり得る要因が変わり、発生するストレス反応も異なってくると言われています。

地形的に支援が届きにくく、復旧作業の遅れがあった能登半島地震においては、地元自治体職員のストレスが顕著であり、改めて災害発災後の職員のメンタルヘルス対策の重要性が指摘されております。

本市におきましても、このような大規模災害を想定し、早期の復旧を目指すためには、どのようなときに、どういった対応を行うかという対策を、あらかじめ準備しておくこと。そして、常に職員のストレス状態を把握し、適切なタイミングで対策を講じられるよう、組織として対応していくことが非常に重要となってまいります。

これらを踏まえまして、現在、本市の災害を想定した業務継続計画、いわゆるBCPの見直し作業に着手をしておりますので、その中で職員のストレスケアの仕組みづくりも反映してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 回答ありがとうございます。

今、回答ございましたとおり、災害が発生した場合、長期的な期間、そういった災害対策が

必要になってくると思いますので、そのサポートが行えるように、メンタルヘルス対策、そういったBCP、ストレスケアといった仕組みづくりを、今後ともよろしく願いいたします。

今回、海業の推進と、南海トラフ地震対策について質問いたしましたが、地域での生業を続けていく上で、南海トラフ地震対策、大変重要となってきます。

今、事前復興まちづくり計画のワークショップ、次回、第4回となりますが、日々の生業についても話していくということですので、私も参加して、考えていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

-----・-----・-----

午前11時30分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田栄子でございます。御答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、地域猫関連についてお伺いをいたします。

県会議員から地域猫の問題が出され、担当部長は、地域猫を広めると答弁したことから、県は実際の現場を知らない中の答弁であった、ということがうかがわれます。

12年間、保健所で野良猫申請1万円をもらっていたが、紙面に終了とありました。実際、困るは個人で、手術助成金1万円の県の予算が使えないことから、これから野良猫が繁殖するのではと想像されます。

実際、4月の殺処分がすごく増えています。地域衛生として、市町村で取り組むとなります

が、ばらばらとなるのではと懸念があります。

地域猫活動に助成金等どうなるのか、県の方針の変更について、概要をお尋ねいたします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、9番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

高知県及び宿毛市で実施しておりました飼い主のいない猫不妊手術等補助金は、県の補助事業の廃止に伴いまして、令和6年度で終了しております。

令和7年度からは、宿毛市が県の地域猫活動推進事業による補助金を活用しまして、引き続き、飼い主のいない猫の不妊手術等の補助を行ってまいります。

県が地域猫活動推進事業へと移行した理由としましては、補助制度により、猫の殺処分が減った一方で、補助対象が個人であったことから、一部のボランティアへの過度な負担や、術後の猫の管理不足といった課題も見えてきたことによるものだと伺っております。

新たな事業では、補助対象を3名以上の活動団体とし、地域ぐるみの取組へと広げていくことを目指しております。

補助金額は、1頭当たりの上限額が雄猫6,000円で、昨年度と同額です。雌猫は、実勢価格等を参考に1万2,000円としまして、昨年度からは3,000円の減額となっております。

雌猫、雄猫に対しても、市の負担額は、前年度からはその負担額を増加いたしまして、宿毛市としましては、引き続き取組を推進していこうとしているものでございます。

今年度は、5月末現在におきまして5団体、78頭の避妊・去勢手術を実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 内容は分かりました。

地域猫は、地域で猫についての理解がいます。うちの地域でやると、地区長が申請するなどとなるのか、申請が個人でできなくなると思いますが、そのことは当市として、地域猫活動のメリットをどう考えますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、9番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

地域猫の取組は、住民が主体となって、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、地域ぐるみで餌やふん尿などの適正な管理を行うことによりまして、徐々に飼い主のいない猫の数が減っていくというものでございます。

このことによりまして、猫を助けたい人にも、猫に困っている人にも、メリットがあるというところが、地域猫活動のメリットとなっております。

今年度より、先ほど申しましたように、補助制度は変更となりますが、本市では引き続き、地域猫活動をはじめとした、飼い主のいない猫の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） メリットをお聞きいたしました。

それでは、注意点としてお聞きをいたします。

地域猫活動は、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、地域の意見を十分に収集し、合意形成をすることが重要と考えます。

注意点としては、どのようなものか、お聞きをいたします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、9番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

地域猫の取組の注意点としましては、先ほど川田議員も言われたように、地域住民の合意形成が不可欠であるということだと考えます。

飼い主のいない猫に対する多様な価値観や、利害関係がある中で、一部の人による活動では負担も大きく、住民同士の対立にもつながりますので、地域内の多くの方にメリットがあるということの理解と協力を広げることが重要となると考えます。

また、餌やりの場所や量、ふん尿の清掃などについても、地域で調整し、ルールを定めておくことも、トラブルを避けるためには重要となると考えております。

今後も地域に根差した取組となるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 地域猫に対する市民の理解、殺処分を増やさない、人間との共生など、御尽力いただければと思います。

2番目の、宿毛市地域計画についてお伺いをいたします。

1971年から減反政策が本格的に開始され、2018年廃止されましたが、転作は依然として、今日まで続いていました。

減反政策は、農家をどんどん疲弊させて、米政策は破綻しました。

古古古米を5キロ2,000円台、安いと言っていますが、1年前の新米の値段だったと、記憶には新しいところです。

農水省が2012年から作成をしてきた人・農地プランを発展させる農業経営基盤促進法の改正で、今後の農地について、農家に10年後の地域農業の設計図として、政府が促す地域計画づくりが、3月期限で終了しました。

質問を行います。

地域政策策定における農家の反応について、

お聞きをいたします。

地域計画は、意欲的な担い手に農地を集積しやすく、耕作放棄地の拡大を防ぐ狙いがありますが、農家は10年後と言われても、高齢化に伴う離農と担い手不足は深刻さを増すばかりで、10年後の計画といっても、ぴんとこない方が多かったのではないのでしょうか。

農家は減反政策の結果、コストが上がりました。非効率の農業をやめざるを得なかった。非効率の減反をやらせた日本政府と、それに従った地方自治体が、日本の農業を潰してきました。

地域計画は、多様性とか、小規模農家を守る話ではありません。今、米の値段で騒いでいますが、本質はそこではなく、米農家は25年後は5分の1になると言われています。地域政策策定における農家の反応について、お聞きをいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

地域計画は自らの農地をどうしていくのか。地域農業の将来について、住民同士で話し合い、地域農業の将来の在り方を策定する計画となっております。

宿毛市では、市内11地区で地域計画が策定されており、反応としましては、地域計画を作成することで課題が見えてきたので、毎年、地域計画の座談会を行い、今後の地域の農業に生かしたいという地区や、引退するために今後の農業については、自分は関係ないといった意見が出た地区、それから早急に集約化が必要という意見が出た地区など、様々な意見がございました。

地域計画を策定していく中で、どの地区におきましても、農地を維持していくためには、地区内の継続的な話し合いが必要との意見が、多くの農家をはじめとする関係者からありまして、

市としましても、今後、積極的に話し合いを促しまして、各地区の地域計画の見直し、更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） それぞれの立場で思いが違っていると思いますが、今は田んぼが少しずつ緑が濃くなって、雨が夜も続いていたのから想像しますと、農家の方は、自分が植えた苗のことを考えながら、雨音を聞いて、床についているのではないのでしょうかと、私は思っております。

昔、子供たちが読んでいた国語に、田植の題で、実際、子供たちが読んでいた教科書に、「そろた出そろた 早苗がそろた 植えよ植えましょ み国のために 米は宝だ 宝の草を植えりゃ黄金の花が咲く。」田植というものが、私たちのものが、命を支えるために、また国の根幹として大事である。

米は宝と書いてあり、読んだ子供たちは、御飯を食べるとき、お米を宝物として食べたことでしょう。

日本は稲作の国、天皇陛下の和歌などにも、豊作であると聞いて喜んだ歌が多くあります。天皇陛下は、国民が飢えないかと、豊作をいつも気遣ってくださる。これは、日本の天照大神の稲穂を授けるとし、常に国民がおなかいっぱいであるように願われた思いが、ずっと続いていることではないかと思えます。

田んぼというものが、神が宿る存在であるとうたっています。日本は米の国である、米は宝だ。日本の米農家を支えて、日本の米が絶えないように守ることをしてこなかった。伝統歴史に学ぶことを忘れたら滅ぶということではないでしょうか。

質問します。

2023年4月に法制化し、令和7年4月から、農地の貸し借りが変わります。

農地の貸し借りだから、わざわざ法律を変えてやるのはおかしいとは思いますが、農地の貸し借りについて、何が変わったのか、説明をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 農業委員会事務局主幹。

○農業委員会事務局主幹（朝比奈淳司君） 農業委員会事務局主幹、川田議員の一般質問にお答えします。

何が一番変わったかということでございますが、令和7年4月までは、主に、農地として貸借、売買する際に適用される法律というのは、川田議員が言われたように、利用権設定。これは、貸手と借手が相対して契約する貸借の方法でございます。

これが令和7年4月以降は、そこに農地中間管理機構、これは農地バンクとも言われるものですけれども、こちらを間に挟むようになりました。

その結果、農地の借手と貸手双方が、農地中間管理機構と契約することになります。

高知県における農地中間管理機構は、高知県農業公社でございます。

なお、農地法第3条による貸借は、継続されております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） 利用権設定を使った貸し借りは廃止になり、農地中間管理機構一本になるということでございました。

再質問を行います。

管理機構に課せられる農地の集約化は、まとめてやる気のある農家にまとめて貸す。大規模化の推進、プールしてまとまると貸し出す。契約の一本化やコスト削減が進むなど、農地を借りやすくする地域計画をつくり、話し合いをすることができたと思われます。

しかし、なぜ大規模化でしょうか。なぜ、集

約化でしょうか。小さな農家は要らないんでしょうか。

代々日本の米農家は、先祖からの米、食料を守りたい。日本の米を食べた人に、安全でおいしい米を作りたいと努力した営みが、国家によって、それに従った地方行政によって潰されました。

米農家は崩壊寸前の今、植物の多様性、環境保全、野菜をつくる人の思い、地域の持続可能性、農業の営みの何を子供たちに残すのでしょうか。考える話はなくてもいいですか。小さな農家をどうするか、大規模化は強引ですか。

農地管理機構の一本化のデメリット、メリットがあるなら教えてください。

○議長（三木健正君） 農業委員会事務局主幹。

○農業委員会事務局主幹（朝比奈淳司君） 農業委員会事務局主幹、川田議員の再質問にお答えいたします。

農地中間管理機構は、農地を貸したい所有者から、農地を借受け、農業の規模拡大をしたい、担い手などに貸し付けることを行っております。

貸手のメリットとしましては、農地中間管理機構は公的機関であるので、安心して貸し出せます。契約期間が満了したら、農地は確実に返還され、借手がなくなったとしても、次の借手が決まるまでの間は、農地中間管理機構が適切に農地を管理いたします。

また借手のメリットとしましては、農地の集積集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減ができ、複数の貸手から農地を借りる場合であっても、農地中間管理機構との事務手続のみで済むため、手間がかかりません。

なお、デメリットにつきましては、先ほども説明いたしましたように、貸手と借手の相対による2者間での契約から、間に農地中間管理機構が入ることとなりましたので、これまでより手続完了までに期間を要することとなることが

想定されております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 川田栄子君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時02分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川田栄子君の一般質問を継続します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ただいま執行部の方から御答弁いただきました。

農地中間管理機構のメリット、借手と貸手がスムーズにいくというようなことなども伺いました。

私は、この地域計画協議よりも、作物の補助金枠組みを根本的に変えて、もうかる農業にしないと先はない。日本の食料安全保障と大きくかけ離れていると、多くの人が思っています。

私たちは、憲法によって一人ひとりの人権が守られています。しかし、人間には、国家が与えたものではない、天から与えられた権利に、天賦人権があります。

人は生まれながらに持っている権利、誰にも奪われることのない自由平等などがあります。

新嘗祭からも分かるように、米も天から与えられたもの、天賦人権であります。米を育てていけば、飢えることはない、農家にとって当たり前な思想でした。

しかし、この人権を、国家と、それに従った地方行政が潰し、もう取り返しのつかないところまで来ているのではと心配をしております。

次の質問にまいります。

mRNAワクチンの接種管理について、お伺いをいたします。

mRNAワクチンの接種が国の指示の下、国民の約80%が接種しました。世界で初めてのワクチンで、臨床試験も不十分なワクチンであったことから、いまだに多くの副作用、また2022年から不可解な死亡事故が増えていることから、自治体独自で、数は少ないですが、ワクチンのロット番号、接種日、死亡などの検証を始めています。

例えば、人口50万人松戸市では、コロナワクチン接種後、2024年3月31日まで、人口50万人であります、1回以上接種したことのある、そして死亡した方が1万3,000人のデータを、市が提供しています。

分析すると、ワクチンと死亡者と紐付けられたものではありませんが、1週間以内で亡くなった方が150人であった。接種日当日死亡した46歳、3日後は39歳、そして19歳の方もいらっしゃいました。ワクチンは200を超えるロット番号に分かれていましたが、1人の死亡者しか該当しないロット番号もあれば、また同じロットで710人の死亡した方が接種されたロット番号もありました。

EX3617は、108人が接種、89人が亡くなっています。0歳から29歳のロット別では、FH3023で6人死亡、合わせて50万人のうち、同じロットで41人が死亡、開示請求で明らかになったことでした。

浜松市では、ワクチンの接種後の死亡報告で、当日死亡9名、翌日死亡46名、3日目29人、3日後以後33人と報告があります。

名古屋大学医学部名誉教授の小島勢二氏は、重症化予防は、ファイザーの添付書にはないということを発信しています。そして、多くの専門家も同様の話を行っています。

2024年10月から定期接種となったことから、自治体は住民の命を守るためにも必要だろうと思います。

さらに、これからのインフルエンザのワクチン等も、このmRNA型に切り替わっていくことになっていることから、mRNAワクチンした人がその後どうなったのか。本来は国がすべきだと思いますが、因果関係ではなく、単なる開示資料として、接種者のロット番号、接種日、死亡日の、市民が開示請求しなくても、市長がやる気になっている自治体は、まだ少ないが増えています。当市においても、執行部の皆様に期待するところであります。御見解をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

mRNAワクチンについての御質問ですが、新型コロナウイルスワクチン接種は特例臨時接種として実施され、令和5年度まで接種期間が延長されておりましたが、令和6年10月からは予防接種法のB類疾病に位置づけられ、季節性インフルエンザ予防接種と同様の定期接種となっております。

mRNAワクチン接種についての情報公開については、市民の方の安心安全の確保、また、透明性の確保からも、必要な場合や情報があることを認識しております。

しかしながら、現時点において、ワクチン接種、ロット番号、死亡との直接的な因果関係を示す明確な科学的根拠が得られていない状況を勘案した場合に、情報開示には慎重な姿勢を取らざるを得ません。

本市といたしましては、今後も予防接種法及び個人情報保護法にのっとり、市民の健康と安全を最優先に、可能な範囲での透明性確保に努め、皆様の不安や疑問に丁寧に対応する所存ですので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 国のほうも、いずれやらなきゃいけないというようなことを匂わせていますけれども、当市の見解も分かりました。

次へ参ります。

市道の路上表示の白線について、伺います。

市内のあちこちの市道上に、路面標示と言われる、止まれの文字や、白線が消えて見えにくくなっている箇所が、市民の話題になっていることがありました。

道路が交差する複数の箇所の白線や、止まれが消えていることについてもそうですが、市も、また警察も、予算を削減しているからだろうと話をしている声も聞こえてきました。

地域住民は、今は大きな事故はないが、何のための表示かを考えたら、市も警察も、しっかり見回り、手を入れるのが当然ではないかとの声もあります。

市道上の白線のうち、警察の担当、市はそれ以外の白線を管理するというのがあると思いますが、そこの辺り、教えていただければと思います。

○議長（三木健正君） 土木課長。

○土木課長（香西英樹君） 土木課長、川田議員の御質問にお答えします。

市民の皆さんから、道路標示の白線に関する問合せが多く寄せられております。市道の白線については、主にセンターラインや、外側線は、管理者である土木課が管轄しており、横断歩道や速度表示、止まれの表示など、交通規制に係るものは警察の管轄となっております。

しかしながら、センターラインの中でも、オレンジ色のものは、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を意味する規制であり、警察の管轄となるなど、判断が難しい場合もありますので、その際は、一度、土木まで御相談いただければ、内容に応じて対応してまいります。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） おおむね分かりました。次、5番に参ります。

デジタル教科書関連について、伺います。

2024年、デジタル教科書を英語から本格導入、今年2月に中央教育審議会の作業部会、デジタル教科書を正式な教科書と位置づける中間案をまとめました。

しかし、学校現場や父母の中では、タブレット教育に眉をひそめて、デジタル教科書にする必要はない。デジタル化より先にやることはあるはず、と指摘があります。

教育のデジタル化は必要か、考えたい。2022年、98.5%の自治体端末配布と、無線LAN整備を完了しました。

老朽化した公立学校の校舎や、トイレの改修が遅々として進まず、やきもきする父母も多い中、全く急ぐ必要のない学習者用コンピューターだけ、僅か4年間で約1,000万台近くも配備されるという、異常な動きが露見しています。

さらに、現在は正式な教科書と認めてられていないデジタル教科書の整備率が急上昇しています。

現在、正式な教科書と認められていないデジタル教科書の整備率が、2020年3月時点で、指導者用デジタル教科書整備率56.7%、2024年には、3月時点で89.6%に上昇しています。

学習者用デジタル教科書整備率は、2020年3月、7.9%が、2024年3月、88.2%になっています。

デジタル教科書整備率を約9割に引き上げても、教師が教育にとって必要とみなし、使う側の生徒や児童が、学習しやすいとみなさなければ使えません。教育のデジタル化は本当に必要

か、一緒に考えてみたいと思います。

デジタル教材導入するに当たって、スムーズな運用を行うため、ネット環境の整備が必要不可欠となります。デジタル教科書の活用状況について、昨年6月、財務省調べでは、デジタル教科書普及推進事業調査では、小中学校で英語を教える教員のうち、授業でデジタル教科書のみを使用するは、僅か3%。97%の教師が、紙とデジタル使用を88%、紙の教科書しか使っていない9%が明らかになっています。

算数、数学の一部、55%の小中学校5年から中学3年生の対象に提供する方向性を出したので、デジタル教科書の活用状況調査、予算配分が適当かどうかを調べた結果、983人の教師のうち、英語は475人、算数、数学では508人、デジタル教科書のみ、英語では3%、算数、数学では4%。紙との併用では、紙が多い。これが財務省調べの結果であります。

紙のみ教科書は、英語は62%、算数、数学75%で、6、7割の教員が、紙の教科書中心の授業を重視しています。

質問します。

当市において、デジタル教科書の環境整備の現状、当市のデジタル教科書の活用状況、及びデジタル教科書の利用率、当市の小中学校の教育デジタル化は必要でしょうか。当市の方向性などを聞かせてください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

教育次長兼学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

社会全体でデジタル化が急速に進む現在におきまして、子供たちが将来、この変化の激しい社会で活躍するためには、教育現場が時代に取り残されることなく、その可能性を最大限に引き出す場所であり続けることが不可欠であると

考えております。

そのため、本市におきましても、国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒1人1台のタブレット端末を配置し、ICT機器やデジタル教材を活用した教育に取り組んでいるところでございます。

これによりまして、子供一人ひとりの興味関心や、理解度に応じた個別最適な学びが可能となりまして、また主体的かつ協働的な学びが広がっている状況であります。

教育のデジタル化は、子供たちの可能性を伸ばし、それから社会で活躍するために、必要な能力を育むために、とても重要な取組であると考えているところでございます。

本市のデジタル教科書の整備状況といたしましては、令和5年度に文部科学省の学習者用デジタル教科書導入事業によりまして、市内全ての小学5、6年生と、中学校全学年に英語のデジタル教科書を導入しております。

紙媒体の教科書についても、引き続き使用していますので、川田議員もおっしゃっていましたように、実際の授業におきましては、紙の教科書、それからデジタルの教科書を併用している状況となっているところでございます。

事業におけるデジタル教科書の具体的な利用率につきましては、小学校で7割、7校中5校ですね。それから、中学校は全ての学校でデジタル教科書を使用していると報告を受けているところでございます。

今後におきましても、子供たちが未来を切り開く力を着実に身につけられますように、教育現場におけるICT教育の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 小中学校、7割が活用しているというお話をいただきました。

整備率は9割でも、現場の使用率は英語で3%、財務省の関連調査では出ております。

なぜ使用率が少ないのかという理由も出ておりますので、紙が使いやすいが552名、端末を忘れてくる児童がいる207人、デジタルを使うと授業に集中できなくなる児童がいる184人。紙かデジタルは児童の選択制にしているが178人、端末の立ち上げで負担が大きい174人、紙もデジタルも、内容は同じだと言われる方が158人、一日中使用は充電がもたない、というのが、財務省調査の結果でした。

当市の活用状況は、今、伺いましたけれども、デジタル教科書を使用しない理由について、少し検証されているかどうか、お聞かせください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

教育次長兼学校教育課長、川田議員の質問にお答えいたします。

宿毛市では、先ほども答弁いたしましたように、英語でデジタル教科書を入れております。それで、小学校では7校中5校がデジタル教科書を使用しておりまして、中学校につきましては、全学年でデジタル教科書を使用をしております。

先ほど、川田議員から、使用していない理由の考察といいますか、考えについてという質問でしたけれども、宿毛市では、利用率高いと思っておりますし、英語だけ、数学も入っているのですけれども、例えば国語であったり、それから社会科という授業の教科書は、今でも紙でございます。

そういう意味では、現場では先ほど言いましたように、紙と教科書を授業に応じて使い分けしている。英語もデジタルの教科書と紙の教科書を使ったりということがありますので、宿毛市内では、そういう考察については、今のと

ころ考えてなくて、理由についても特段考えるところには至っていないというところが、自分の考えでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今、文科省では英語と数学、小学校は算数ですけども、宿毛市は社会とかに使っているのですか。

お願いします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

お答えいたします。

答弁でお答えしたのですけれども、間違っていたら申し訳ないのですけれども。

宿毛市では、英語は小学5、6年生と、それから中学校。算数、数学については、一定、教育現場から入れてくださいという要望があった学校については、入れておりますけれども、先ほども答弁したというふうに、自分は思っているのですけれども。

ただ国語であったり、それから社会、そういうものについては、デジタル教科書の導入は、宿毛市では行っていません。これからの話になる。

それから、ちょっと混同しやすいんですけれども、例えばドリルであったりとか、副教材と呼ばれるものは、例えば、国語の授業でもそういうものを、タブレットは使いますし、社会の授業でも、教科書は紙ですけども、それに関する副教材なんかはデジタルも使ったりするので、デジタル教科書と副教材はまた別物ですというふうなところで、答弁はさせていただいておりますので、申し訳ないのですけれども、その混同はないようお願いできたらと思っておりますのでございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今までの人数とは、これは財務省調べです。はっきり申し上げておきます。

教員が多忙する中、端末導入に伴う指導時間が増えたことを懸念する声も少なくありません。こうした傾向は、文科省の2024年実証事業でも、成果報告書でも共通しており、デジタル教科書を、毎回使用、教員の割合は、英語が18%、算数が13%、数学8%にとどまりました。そして、4回の授業で1回と答えた教員割合は、英語が46%、算数45%、数学59%と、約半数であります。

しかし、中央教育審議会作業部会デジタル教科書、紙の教科書と同じように、正式な教科書に位置づけることは適当と、中間案をまとめています。

その上で、教科書を活用した教員、授業の評価、事例が紹介されていますが、よかった事例ばかりで、悪かった事例については一切触れていません。

デジタル教科書の主な活用事例についても、よい面を強調し、実践事例を列記しているのが、現場と違う国の評価であることをお伝えしたいと思います。

次の質問にまいります。

教科書のQRコードの役割について、お聞きをいたします。

財務省の調査では、教科書にQRコードが急増したことへの違和感を強く反映されていました。

QRコード数は、2021年教科書は中学1年、英語が50個、数学11個。ところが、2025年使用教科書では、英語が83個、数学が133個に増えています。

ところが、二次元コード活用については、あまり使っていない、ほぼ使っていないと回答した教員は、英語は59%、算数、数学54%につい

ては、あまり使っていないが過半数でした。

活用しない理由は、授業に全てのコンテンツを使うのは時間的に無理がある。毎回、QRコードを読み取ることは困難。別の教材を有効と考える。事前にQRコードの先にある資料を確認する時間が取れない等の意見が多くありました。

QRコードの役割はどのようなものか、教えてください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

川田議員の質問にお答えいたします。

教科書に掲載されておりますQRコードにつきましては、児童生徒の学習をより効果的に進めるための補助的な役割を担っておりまして、具体的には、図や写真だけでは分かりにくい問題であったり、それから教科書の紙面上では、動きや変化を視覚的に捉えにくい内容について、タブレット端末等でQRコードを読み取ることにより、動画や音声、アニメーションなどの視覚的、聴覚的な情報を通じまして、理解を深めることが可能となっております。

また、このQRコードを活用することにより、家庭における持ち帰り学習の際にも、タブレット端末を用いて、教科書の内容の復習であったり、確認など、より深い調べ学習ができるようになっておりまして、児童生徒の自学自習を支援する有効な手段の一つとして、活用されているところでございます。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） QRコードが、より復習や確認の意味に非常に有効であるとお伝えいただきました。しかし、まだ役割がほかにあるということかもしれません。

これは、全て財務省の調査です。基本的に教

科書に係る公的支出をできる限り削減する方向を目的にした調査があります。どう削減するかがテーマです。データ結果から、デジタル教科書のメリットを多くの教員が共有し、活用を促すような取組を進めています。

例えば、デジタル教科書を導入した教科については、デジタル教科書の使用を原則とし、紙からデジタルへシフトすべきという方向性を導き出しています。

しかし、学校現場では、多くの教員が教育に、デジタル化に違和感や疑問が渦巻いており、多くの教員が扱いに悩んでいます。そういうデータも多数含まれていましたことを、お伝え申し上げます。

次の質問にまいります。

義務教育でも無償化となっているデジタル教科書、紙の教科書の購入単価をお聞きします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

教育次長兼学校教育課長、お答えいたします。

聞き取りの際に、教科書の価格というふうにお聞きしていたので、それで答えさせていただいてもよろしいのでしょうか。お答えします。

紙媒体、紙の教科書の価格と、デジタル教科書の価格の比較ということで回答させていただきたいと思います。

それぞれ、教科書の出版元、出版社によって、価格設定にばらつきは見られますが、紙媒体の教科書が高い場合もありますし、デジタル教科書のほうが高い場合もあるのが、今の現状でございます。

全ての教科書の出版社を調べたわけではございませんけれども、例えばですけれども、国語や算数の教科書においては、紙の教科書と比較して、総じてデジタル教科書のほうが価格設定としては、安い価格設定となっているところで

ございます。

一方、理科や社会、それから図工の教科書については、総じてデジタル教科書のほうが高い価格設定となっているというふうに考えられるところでございます。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 紙の教科書より優れた面もあり、デジタル教科書は全否定はできませんが、紙の教科書が一覧性に優れているは、関係者の多くが認めています。

教育的な視点からの疑問を持ち、試行錯誤しながら、物事の法則を認識していくこと。利便性、効率、低コストを優先するならば、逆効果にならないのか。科学の進歩が全て、成長期の子供にとって、今、必要か、その判断が問われていると思います。

国の将来を担う子供たちの教育のために、もっと国費を使うべきとの声が、文科省には多く届いています。

次の質問にまいります。

デジタル教科書導入前と、導入後の学力のテスト結果が出ております。

2024年度全国学力都道府県別ランキングTOP3は、次のとおりであります。

小学校国語、1位が秋田、2位が石川、3位、福井です。

小学校算数、1位が東京、2位が京都、3位が福井です。

中学校国語、1位が石川、2位が東京、秋田。

中学校数学、1位が東京、2位が福井、3位石川であります。

それでは、正答率の高かった秋田、石川、福井、東京、京都のデジタル教科書の整備率の順位を見ますと、指導者用デジタル教科書整備率、2024年3月、秋田では45位、石川では6位、福井では9位、東京では16位、京都42

位。

学習用デジタル教科書を見ますと、秋田４７位、全国最下位であります。石川４１位、福井７位、東京２位、京都２２位です。

こうした結果を見ると、デジタル教科書後進県でも上位です。整備率の高い都道府県が、必ずしも学力テストの正答率が高いわけではありません。

コンピューターやインターネットを安全に利用できるように指導することが、子供たちの心身の成長や、学力向上に関係あることに疑問を感じています。

この点から、当市の見解をお伺いします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

お答えいたします。

先ほども少しお答えしましたが、宿毛市では、デジタル教科書につきましては、文部科学省の学習者用デジタル教科書導入事業によりまして、すみません、繰り返しになりますが、小学５年生６年生、それから中学校の全学年に英語のデジタル教科書、令和５年度より導入しているところでございます。

それから、見解といいますか、デジタル教科書の導入により、学力向上にすぐにつながるかというふうなことにしましては、デジタル教科書の多様な機能によりまして、個別最適化された学びと、協働的な学びを通じて、学力向上に貢献するものと考えております。

したがいまして、デジタル教科書を導入するだけで学力が向上するというものではなくて、デジタル教科書をどのように活用するかという指導方法であったり、それから、教員のＩＣＴ活用指導力も重要であると考えているところでございます。

川田議員が言われた、入れている県と入れて

ない県。入れている県との学力の差というのを、市として申し上げることまで、詳細に把握はできてはおりませんけれども、デジタル教科書につきましては、宿毛市でも入れたのが令和５年度からでして、導入の初期の段階であると考えておりますので、今後におきましても、効果的に活用できる指導体制を確立しまして、有効活用を図るとともに、学習者の理解度や習得度の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三木健正君） ９番川田栄子君。

○９番（川田栄子君） ２０２４年度の高知県の学力テストは、地震がありまして若干遅れたと思いますけれども、２０２４年度の高知県学力テストの結果、出ておりますでしょうか、教えていただけますか。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

川田議員の再質問にお答えいたします。

言われたように、災害があつて遅れたと聞いております。

公表はされておりますので、インターネット等で検索すれば出てくるのではないかというふうには考えているところです。

○議長（三木健正君） ９番川田栄子君。

○９番（川田栄子君） 公表されております。

中学学力テスト、国語は３７位、数学３７位。これは２０１９年から比べますと、４４位でしたので、若干上がっています。でも、全国平均を下回ります。

小学校は１６位でした。２０２３年は６位でありましたが、大幅に下がっております。

これら学力テストの結果があるにもかかわらず、文部省ではデジタル機器整備状況に加えて、教員のＩＣＴ活用指導力を細かく調査し始めています。これらは、子供たちの心身の成長や、

学力向上に関係あることかと、疑問を持たざるを得ません。

文科省は、こうした学校現場の実感や、切実な問題意識とかけ離れた調査を繰り返して、教員のICT活用指導力の向上ばかりに力を注いで、教職員の負担を増やしているのではないかと懸念いたします。

次の質問にまいります。

世界のデジタル教育の流れを見ると、大幅に下がっているところもあります。

フィンランドなんかは、すごく優秀な学力テストの影響が、2003年度には1位でした。それが2022年では14位と、デジタル導入によって学力低下の結果となったと発表をしています。

こうして、2024年度には教育法を改正いたしまして、紙の教科書に戻りました。

また、スウェーデンでも2010年頃から1人1台、デジタルを進めましたが、読解力では11位が、2022年には18位と、読み書きや計算能力が低下する中、政治的にも大きく問題になり、デジタル推進派ではなく、元の紙の教科書に戻るといふ派が、政権交代となりました。

また、韓国でも、同様な結果です。

当市は、デジタル教育にどのようなことを期待されていますでしょうか、教えてください。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

すみません、もう一度質問を言っていただけますか。

○議長（三木健正君） それでは、9番川田栄子君、もう一度質問を、簡単明瞭にお願いいたします。

○9番（川田栄子君） 世界は結果が出ています。日本の方向は逆行の方向ではないかと思

います。

当市は、デジタル教育に何を期待しますでしょうか、教えてください。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

デジタルに対して、当市が何を期待するかというふうな御質問であったと思います。

事前にいただいた質問内容は、世界の教育の流れについて、認識を問うというふうな状況でしたので、併せてお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、世界のデジタル教育につきましては、教育先進国と言われるデンマーク、フィンランド、スウェーデン、エストニアといった北欧諸国が、2010年代からICT教育を進めていくなど、デジタル教育先進国として有名であるところでございます。

しかしながら、そうした先進国の中で、学校教育のデジタル化やICT教育の推進といった動きに逆行する流れがあること、先ほど言っていましたデジタルから紙の教科書へ切り替えていくという、言ったら戻るといふ状況があるということだったと思うのですけれども。

そういったところは、最近のニュース等々で承知をしているところでございます。

ICT技術を活用した教育が全国的にも進んでいく中で、当然、デジタル化が目的ではなくて、子供たちのよりよい学習環境の整備を行うことが、ICTを活用した教育の目的と考えておりますので、そうした世界の流れ、全国的な流れなども注視しながら、引き続き、本市の教育行政を推し進めていきたいと考えております。

先ほど、次長からも説明があったように、本市は全てデジタルではございません。まだ導入されていない教科も、幾つもあります。

ですので、デジタルと紙の教科書と併用する、

よく言われるハイブリッドというところで、先生方は、両方を使いながら、子供たちに指導している。

子供たちも、そういったところを使いながら、自分で紙のよさであったりとか、デジタルのよさを実感しながら、使っていくというところで、今の、当初言われていた北欧諸国とは、ちょっと今の日本の状況というのは違うのかなと思いますし、もともとスタートの状況も、その北欧諸国と日本とは違っているという状況があるのではないかなと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） 次の質問にまいります。

英語で先行導入したデジタル教科書について、どうして英語からであったのか、理由がお分かりになれば教えてください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

お答えいたします。

デジタル教科書が英語の授業で導入されたという理由ですけれども、デジタル教材と、それから英語教育の相性が非常によいと判断されたためではないかと考えられます。

まず発音に関しましてですが、英語教師の発音に頼るしかなかったものが、ネイティブスピーカーによる正確な発音や、イントネーションを繰り返し聞くことが可能となります。また、口の動きであったり、表情、それからジェスチャーなども、動画などで確認することができるため、より実践的なコミュニケーション能力の向上につながることを期待されるところでございます。

デジタル教科書には、ドリルやワークシート、音声認識機能など、生徒が主体的に学べるための学習コンテンツが多く盛り込まれており、聞

く、話すといった技術の習得に大きな効果を発揮すると考えられることから、他の教科に先行して、導入されたというふうに考えられるところでございます。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） 私もそのように思います。紙とデータで、学習成果に違いが出やすいかということにあると思います。

そして、質問が前後しましてすみません。

6 番にいきます。学校現場や、多くの子供たちや、父母が感じている実感と、かけ離れた結果に基づき、中教審作業部会は、デジタル教科書を正式な教科書と位置づけると、中間案を取りまとめました。

基本方向として、教科書の形態として、紙だけでなく、デジタルによるものも認められることを、制度上明確になりました。

義務教育段階における無償供与などの対象となりますが、これも適当と明記されています。2025 年から、紙とデジタル併用が原則、デジタル教科書の現在の位置づけについて、また保護者への説明等はされていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

教育次長兼学校教育課長、川田議員の質問にお答えいたします。

GIGA スクール構想によりまして、1 人 1 台端末環境の整備を行うに当たり、保護者の皆様に対しましては、タブレット端末の利用について、同意を得ているところでございます。

保護者向けの利用手引においても、宿毛市は ICT 機器を活用した学習活動の充実を図っていることを明記しておりまして、タブレット端末を活用したデジタル教材を活用した学習支援などについても、記載を行っております。

デジタルドリルやデジタル教科書など、様々な形でデジタル学習を行う中、個別具体的に、その都度、デジタル教科書についての利用周知は、保護者には行っていないところでございます。

以上です。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） これからデジタル教科書が進んでいくわけですので、デメリット、メリットもあると思います。デジタル教材にはよい面、悪い面があって、全てに万能ではないと思われます。

そのため、学校でも家庭でも、教師や親が健康面の配慮をしながら、活用している紙の教科書より優れた面もあり、全否定はできませんが、教育的な視点からの疑問を持ち、試行錯誤しながら、ものごとの法則を認識していくことが大事と考えます。

当市が考えるデジタル教科書のメリット、デメリットをお伺いいたします。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

デジタル教科書やデジタル教材を使用するメリットとしましては、写真や図示だけでは分かりづらい内容につきまして、動画や音声教材を活用することで、児童生徒の理解が深まりやすい。

音声での読み上げや画面の拡大など、学習者が学習上の困難な状況を解決したり、より深い理解につながり、個々の児童生徒のレベルに合わせた指導が可能となってきます。

また、教員にとりましても、テストや問題の採点が効率的で、業務改善も図ることができると考えられます。

子供たちが生活の中でタブレット端末を使用する場面が多くなっている中で、多様な学びの機会を持ち、学習を進めていく上で、多くのメ

リットがあると考えております。

一方、こうした教材を使用することで、タブレット端末等の長時間の使用に伴う眼精疲労や、視力低下といった健康面での懸念、セキュリティ面での対応、I C T機器の管理や、使用に伴う保護者や教職員への負担増など、また破損や故障などの問題、停電時や災害時に使用できない可能性なども考えられます。

そういったデメリットも存在することから、学習者への適切な使用の働きかけや、I C T支援員の配置を行うなど、デジタル教科書、デジタル教材の使用に伴うデメリットの軽減に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（三木健正君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） メリットとして、数学なんかでは、台形なんか動かして、変化がすぐに見てとれるというようなメリットをお聞かせいただきました。

次の質問にまいります。

日本のデジタル教科書導入は、2018年頃からであったが、現在のように子供たちの弊害を無視した内容ではありませんでした。

2019年から、一定の基準の下で、紙の教科書に変えて使用することができると規定しました。デジタル教科書の使用について、一定の基準がありましたが、文部省告示の内容はどうであったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

川田議員の質問にお答えいたします。

デジタル教科書の使用につきましては、学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について認める件におきまして、教科書用図書代替教材、いわゆる学習者用デジタル教科書の使用を、各教科等の授業時間の2分の1に満たな

いこととする基準が定められておりました。

これが、先ほど言われた2018年の一定の基準というところになります。

その後、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議におきまして、GIGAスクール構想により、1人1台端末環境の整備が進むとともに、学習者用デジタル教科書を巡る環境整備が進展していることを踏まえまして、学習者用デジタル教科書の使用を、各教科等の授業時間の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて、との報告が取りまとめられたことを受けまして、学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件といたしまして、令和3年4月1日より施行となりました。

その中で、検定済教科用図書等に変えて、学習者用デジタル教科書を使用する授業を組み合わせた教科課程の編成におきまして、各教科等の授業時間の2分の1に満たないこととする基準の削除、それから児童・生徒の学習及び健康の状況の把握といった項目が、新規追加などが行われているところでございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 2018年頃は、デジタル教科書が授業時数の2分の1に満たないことと規定されておりましたが、今の説明では、2019年度に方向が変わったということで、授業時数の2分の1未満としていた基準は撤廃することが盛り込まれました。

これは、デジタル機器により、確実に授業を受けられることを危うくする不安、視力の悪化する懸念などもあり、デジタル教科書を使用する授業時間規制をなくしていくことを目指す方向であるのではないかと思います。

タブレット授業を導入する自治体が、このことは、急速に増える流れになったのではないかと思います。

再質問いたします。

これは、デジタル人材育成が目的で、その訓練を小中から開始することは、文科省は子供を守る基準は撤廃したと思われますが、それでよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の再質問にお答えいたします。

川田議員からは、法律が変わって、以前は授業時数の2分の1以内だったのが、新しい法律になって、デジタル教科書、そういう2分の1というのは撤廃されて、デジタル教科書を全て使ってもいいというふうなところで、小学校からデジタルで教育することで、デジタル人材を育成するのではないか、そういう狙いがあるのではないかという御質問であったというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

私の私見になる部分もあろうかと思いますが、これ狙いとしては二つあると思うのですね。

私は、デジタル人材を決して、育成するというのが狙いではなくて、一つは、このGIGAスクール構想により、1人1台端末が、子供一人ひとりに手渡すことによって、そういうデジタルの環境が整ったというふうなところで、法律も改正されたというふうなところ。

それともう一つは、このタブレットを導入するということは、先ほどもちょっとありましたけれども、学力の相関とも言えるけれども、それ以上に、子供一人ひとりは、多様な学びができるというふうなところに、このデジタル学習であったりとか、デジタル教科書といったところの狙いがあるのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） GIGAスクール構想が、1人1台端末となったということと、多様な学びということを教えてくださいました。

次の質問にまいります。

そもそも何のために、文科省がこのデジタル教科書を導入したのか、その目的について、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議が作成した、2021年3月、デジタル教科書導入の意義について、中間まとめで明らかにしています。

中間まとめとなったその意義について、教えてくださいますでしょうか。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複するところもございますが、GIGAスクール構想によりまして、児童生徒1人1台のタブレット端末が整備されたことを背景としまして、デジタル教科書の導入が進んでいるところでございます。

デジタル教科書を導入した主な目的としましては、主体的、対話的で、深い学びの実現であったり、個別最適な学びの実現と、学習環境の整備、改善が可能となること。教員の指導力向上と業務効率化が図れること。学習の利便性向上が図れることなどの理由から、デジタル教科書を導入したものでございます。

具体的には、先ほどからも出ていますが、動画や音声により、視覚的、聴覚的に理解を深めることが可能となったり、文字拡大や音声読み上げ機能を使用することで、配慮が必要な児童生徒にとりましても、学びやすくなる。検索機能や辞書機能の活用により、分からないことはすぐに調べられる等が挙げられます。

これ以外にも、教職員の授業準備の負担軽減や、指導の幅を広げるといったことにも寄与することから、デジタル教科書の導入は、児童生徒一人一人の多様な学びを支えるとともに、教職員の指導力向上に資する重要な取組であると認識しております。

補足すれば、今、児童用のデジタル教科書の

ことを話題としておりますが、教師用のデジタル教科書というのは、既に、以前から導入されて、先生方はデジタル教科書を使いながら、子供たちに授業を教えているという状況があるということも、付け加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 教育長が明らかにしていただいた、中間まとめをお聞きいたしました。

私も、それなりに調べてみました。そもそも、文科省はなぜ教科書を導入したのか、その意義について、長い文章が紙面にはありましたが、ざっとまとめますと、ソサエティ5.0時代の社会において、ICTを自在に使いこなすための情報活用能力は必須、新学習指導要領が掲げる授業改善を主張しています。

こうした中間まとめから、デジタル教科書導入の意図は、ソサエティ5.0で対応できるデジタル型人間をつくるため、ICTを自在に使いこなす訓練を、小中学生のときから開始するということが分かったと、紙面にはありました。

それぞれの学びであるということにはなりますが。

次の質問にまいります。

教育の目的はどこへいったのでしょうか。教育基本法第1条で、教育の目的、第2条で目標をどのように規定しているのか、お伺いをいたします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

川田議員の一般質問にお答えいたします。

議員からも御紹介ありましたけれども、教育基本法は、日本の教育の根本的な目的と、目標を定めた法律でありまして、先ほど言いましたように、第1条におきまして、教育の目的が定

められております。

教育の目的は、人を育てることでありまして、人格の完成を目指し、平和的な国家や社会の一員として、心身ともに健康な国民の育成を期することとなっておりますのでございます。

第2条におきましては、第1条の教育の目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、具体的に5つの教育目標を達成するように、教育が行われるものとなっているというところでございます。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今、教育の目的第2条で、目標をお伺いいたしました。

しかし、子供の教育や成長を考えたとき、真っ先に教育のデジタル化を考える父母はいないと思います。

学校現場の教師や父母が、教育で最も重視するのは、教育の中身であり、教育機器の充実ではないと思います。

教育の目的や、目標を規定するのは、心身ともに健康な国民の育成という視点から見ても、デジタル教科書の全面的な導入や、教育のデジタル化は、疑問を抱かざるを得ない内容と、今のところでは思っています。

文科省は、人間を育てるという教育基本法が規定する教育の目的すらも放棄したのではないかと。しかし、デジタル社会に対する人材を増やすため、効果的として、タブレットやデジタル教材を押しつけてきました。

しかし、こうした方向に、2023年段階で、中学校、自治体、PTA、教科書作成業者から、いろんな意見が出されていまして。……………（発言一部取り消し）……………

……………その内容を拾ってみますと、学校関係者では、五感をフルに使って感じることで、紙の教科書、デジタル教科書の併用を求めている

ます。

全国市町村教育委員会自治体では、デジタル教科書による、視力などを含めた健康の懸念もあります。

○議長（三木健正君） 暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

————・・————・・————

午後 2時53分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申出がありますので、この際、これを許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「意見が出されていまして」の次から、「その内容を拾ってみますと」の前までの発言について、取消しをお願いいたします。

○議長（三木健正君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君から発言取消の申出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたしますが、質問は簡明に、また発言内容の出典元、引用については明確に、また分かりやすく質問を行っていただきますよう、川田議員に再度申し上げます。

一般質問を継続いたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 各界からの意見書は、デジタル偏重に警告を流すものが多くありました。

各意見を出された関係者では、学校関係、全

国市町村教育委員会や自治体がございます。そして全国国立大学附属学校連盟、全国連合小学校校長会、日本私立小学校連合会、中核市教育委員会等々、各会からの意見が指摘した中心は、子供の教育や心身両面の成長を二の次にして、効率を評価基準とするには、ピント外れではないかと批判がありました。

再質問いたします。

各界からのこれらの指摘はいろいろありましたが、当市では、文科省に対するこのような意見がおありなのかどうか、おありになるようでしたら、どういうことがいってみたいのか、その辺りを聞かせてください。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

川田議員の再質問にお答えいたします。

川田議員質問の中から、いろいろありました、組織とかから、協会とかからの御意見については、学校教育課としては、全てを承知しておりませんことから、この場において、そういうところのコメントといいますか、意見については、詳細なことも含めて申し上げられませんので、この場につきましては、意見を差し控えさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） それでも、デジタル教科書導入というのは進んでいくわけですので、いろいろ調べていただければと要望いたします。

次の質問にまいります。

デジタル教科書活用における検討課題について、お聞きをいたします。

デジタル教科書の導入は、児童生徒の健康面、学力定着への影響について、全国規模の実証研究を通じての検討が必要だと指摘をされています。

デジタル教科書活用において、専門家が視力

や脳の成長に悪影響と指摘しています。日本眼科医は、タブレット配布が本格化される2021年3月、眼科医学校医が知っておくべきデジタル教科書の使い方で、留意点として示しています。

要旨として、デジタル教科書の正しい活用について、眼精疲労、ドライアイ、近視を防ぐための指摘があります。

タブレット導入、学校現場では、こうした課題の予防策は確保、実行されていますでしょうか。現状をお聞きいたします。

○議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（谷本和哉君）

教育次長兼学校教育課長、川田議員の質問にお答えいたします。

川田議員からもお話ありましたけれども、デジタル教科書に限った話ではなくて、先ほどから言われていますように、パソコンそれからタブレット、スマートフォンなんかもそうですけれども、デジタル機器全般の使用に際しましては、ディスプレイ、大きい小さいありますけれども、ディスプレイを見続けることによりまして、先ほども議員からもありましたが、眼精疲労、それからドライアイ、それから近視の発症リスクが高まるというふうに言われておるところでございます。

それから、ディスプレイから、目には見えませんが、ブルーライトという紫外線なんではないか、ブルーライトが発せられているという報告がありまして、そのブルーライトは、目の疲労を早め、それから睡眠リズムの乱れに影響を与える可能性があるというところも、指摘されているところでございます。

それから、タブレットやパソコンの長時間使用につきましては、姿勢の悪化であったり、それから肩こり、それから首の痛みとかストレ-

トネックとかということを引き起こすというふうなことがあります。

したがいまして、デジタル機器の使用に関しましては、長時間の使用による身体への影響に配慮しまして、休憩を取るなど、適切な利用を心がけるとともに、御家庭での使用に関しましても、使用時間を制限するなど、適切な管理が重要となってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 姿勢とか、画面とかの距離、それから反射防止フィルター、長時間の画面注視、画面の明るさの調整など、重要な点を教えていただきました。それが、デジタル教育の現場で、それが確保、実行されてますでしょうかということの、お伺いをいたしました。

重要な点はよく分かりましたけれども、実際、教室ではどうなんだろうということをお聞きいたしております。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の再質問にお答えいたします。

全て把握しているわけではないですけども、私たちも学校訪問に行った際に、1時間全てを、タブレットを使って授業をしているというふうな実態はございません。要所要所、タブレットを活用しやすい場面で、先生方がそういった活用をしておりますので、先生方もそういった眼に対しての疲労であったりとか、時間配分なんかも考えて、活用については、十分注意をしながら、有効な活用をいただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） デジタル教科書が導入されて、紙の教科書がなくなることになれば、そういうものが完全に子供たちに強制さ

れていくわけですので、30分したら休むとか、そういう訓練はとても大事な、使い方として、明るさとか、今言われたようなことは大事なことになると思いますので、もう使い出した時点から、そういうものに気配りしていくことが重要だと考えますので、お願いいたします。

最後になります。デジタル教科書の今後について、お伺いをいたします。

世界は教育のデジタル化ではなく、デジタル教育の見直しを選択する国が増えています。

デジタル教科書、デジタル教材を導入したが、成長期の子供たちの脳や健康上の問題が指摘される中、学力低下した国もあります。

文科省がデジタル教科書を正式な教科書と位置づけ、紙とデジタル、どちらを採用するか、各教育委員会が決定する選択制の導入を検討しています。

学校現場や世界の状況からも、逆行していることにならないように、子供たちに不十分なものを強制することがあってはならないと考えます。

政府や文科省の言うまま、教育のデジタル化は本当に必要なのかどうか、方針の検討はあるのかないのか、その辺り、お聞きをいたします。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現代社会におきまして、AI、人工知能など、技術革新が急速に進んでおりまして、将来的には多くの仕事が、人からAIに代替されるとも言われております。

現在、そのような状況も見受けられる状況でございます。

社会構造や働き方が大きく変化し、予測困難な時代におきましては、子供たちが主体的に学び、自ら課題を発見、そして解決していく力、

情報を適切に活用、発信する力を身につけることが重要であると考えております。

教育の情報化、デジタル化は単なるＩＣＴ機器の操作方法を学ぶものではなく、情報活用能力や創造的思考力、批判的思考力といった、これからの時代に求められる非認知能力を育む上で、中心的な役割を担うものでございます。

今後におきましても、将来、子供たちが社会に出て活躍するために、必要な資質や能力を育むという観点から、ネットワーク環境の整備や、デジタルデバイドの解消、教員のＩＣＴスキルの向上など、デジタル教科書の使用も含めまして、よりよい学習環境の提供や、様々な施策を通じて、本市の教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（三木健正君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 御答弁いただきました。教育のデジタル化は、本当に必要でしょうか。今、小学校の時代から、本当に必要でしょうか。子供たちを幸せにするでしょうか。学校関係や医療関係者をはじめとする各界の様々な指摘を、丁寧に検討もせず、強引にデジタル教育を推進した結果、子供たちの学力や健康面に甚大な被害を及ぼす事態が進行しています。

教育にとって有益か、検討し直すことが不可欠になっているのではないかと考えます。

世界的に見て、決して低くない我が国の教育水準を維持し、向上させる努力をしていただきたい。

デジタル化に異を唱えるものは時代遅れというような風潮に流されることなく、各界から声を上げていくことが重要さを増しています。

日本国内でも、デジタル化社会に対応した人材育成に力を入れていますが、国際的にはデジタル教科書も、ＳＮＳの利用も規制する流れが強まっています。

これらを総合して、子供の教育に御尽力いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

-----・-----・-----

午後 3時27分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。三木議長以下、新しい体制での、私自身初めての一般質問となりますので、よろしくお願いします。

早速、一般質問をさせていただきます。

まず、1の特定健診、特定保健指導についてであります。

私が特定健診を受け始めて5年が経過しました。

それよりも以前から、ずっと通知が来ていましたが、若い頃から運動をして、体にも自信がありますが、60歳を前に、知人が、がんと告知されたり、兄が入院したりと、身近な人の体の異常を知り、自分も調べるだけでもいいかなと思い、受診したことでした。

最初の1年は特に異常はありませんでしたが、その後、体重が増え、メタボリックシンドロームの予備軍であるとの健診結果から、健康推進課より、健康指導、栄養指導を受けることとなりました。

当時、80キロを目前にしていた体重も、御飯の量が茶わん八分目、野菜はドレッシングをかけて、コーヒーは控えめに、それと軽度な運動をするという、あまり難しい指導ではなく、

無理なく摂取カロリーを減らす工夫の助言があり、現在70キロを切る体重となっています。

今回、特定健診、特定保健指導の質問をしようと考えたのは、私の経験をお伝えし、多くの市民の皆さんが、年に一度は健診を受けていただけるようになればとの思いでの質問であります。

それでは、アの、現状の把握と、データ分析についてであります。

最初に、この特定健診とは、どのような方が受診できるのか。対象者、健診の目的と内容、また直近の検診対象者数と受診率をお聞きします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

特定健康診査と特定保健指導につきましては、高齢者医療確保法により、医療保険者に実施義務が課せられている事業です。

特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の早期発見と予防、生活習慣の改善を促すことで、生活習慣病の発症リスクの低減、特にメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の予防と改善を目的としています。

40歳から75歳未満の方を対象として実施しており、健診内容は身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査等となっています。

直近の宿毛市が実施する特定健康診査の対象者数と受診率につきましては、令和5年度の実績で、対象者数3,512人、受診者数1,554人で、受診率は44.2%となっており、県内全市の中で1位となっています。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 受診率が44.2%で、県内の市の中では1位であるということで、市民の皆さんの健康志向の高さがうかがえます。

この特定健診を受けられた方で、その結果に基づいて、保健指導されるようになるとは思います。どのような方が特定保健指導を受けるようになるのか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、お答えいたします。

特定保健指導の対象者につきましては、特定健康診査を受診された方のうち、腹囲が男性で85センチ以上、女性で90センチ以上。または肥満度を示すBMIが25以上であり、血糖、中性脂肪等の脂質、血圧の値が基準値を超えていること、喫煙歴があることを選定基準としています。

以上です。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私も腹囲85センチ以上、BMIが25以上になっていたため、保健指導を受けるようになりましたが、この特定保健指導の対象者数と実施率をお聞きします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） お答えいたします。

特定保健指導の対象者数と実施率につきましては、令和5年度の実績で、対象者数194人、終了者数122人で、実施率は62.9%となっており、こちらにつきましては、県内市町村で1位となっております。

以上です。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 県内の市町村で1位ということで、大変すばらしい結果だと思います。朝と夕方に、よく近くの公園にたくさんの方々が散歩をしているのを見かけるのは、こういった取組の一端であるかとも思います。

この特定健康診査の結果、要精密検査や要医療判定となる方もおられると思いますが、その

割合はどれぐらいか。また、健診結果から見える市の傾向なども、分かればお願いします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） お答えします。

令和5年度の特定健康診査全受診者のうち、要精密検査判定が23%、要医療判定が5.7%となっております。

宿毛市の特定健康診査の結果の傾向としましては、脂質異常が約20%、血圧の異常が約14%、次いで肝機能異常、耐糖能異常の順に多くなっています。

県全体の状況と比較してみますと、直近のデータが令和4年度のものと比較にはなりますが、同様の傾向となっております。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 健診だけでは判断がつかず、専門的な検査や病院への受診の指導で、早期に病気が見つかり、早期治療へとつながったというお話もよく聞きます。まずは健診を受けることの重要性を改めて感じます。

それでは、次の特定保健指導の実施についての質問ですが、どのような指導をされているのか、またどんな効果が見られているのかをお聞きします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） お答えいたします。

特定保健指導につきましては、宿毛市では、ヘルスアッププログラムという事業名で実施しております。

まず、保健師が健診結果を基に、運動や食事等の生活習慣についてを確認させていただきます。

次に、望ましい食事量や内容、効果的な運動の方法、禁煙やアルコールの摂取等、利用者に合わせて情報提供を行い、利用者の職業や生活様式に合わせて生活に取り入れ、継続できる改

善方法を検討し、利用者自身に行動目標を決めていただきます。

その後は、3か月から6か月の保健指導実施期間の間に、電話連絡等で行動目標への取組について確認しながら、利用者の意欲が低下しないように支援しています。

保健指導の終盤には、希望者に血液検査を実施し、健診時と結果を比較し、体重や腹囲と合わせて、体の変化を実感していただいています。

また、保健指導終了3か月後には、取組を継続していただけるための働きかけと、取組継続の確認を目的に、アンケートはがきを送付しています。

特定保健指導の効果につきましては、3か月から6か月間という期間での効果の現れ方は様々ですが、体重や腹囲の減少だけではなく、血液検査の結果では、約半数の方に血糖値の改善が見られ、中性脂肪については、約8割の方に改善が見られています。

また、特定保健指導を機に、禁煙ができた方や運動が習慣化した方、食生活に改善が見られた方等、生活習慣病予防につながる行動変容が見られた方が多くいらっしゃいます。

市民の皆様におかれましては、特定保健指導の対象になられた際には、ぜひヘルスアッププログラムを活用していただき、御自身の健康づくりに役立てていただきたいと考えております。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 課長から詳しい説明をしていただきました。

この保健指導、最初のほうのデータの説明の中で、実施率が県下においてトップであるとの報告がありましたが、指導を受けた者として、この結果も分かるような気がします。

初めて担当課の職員から電話で連絡をもらったときは、何か煩わしさもあり、積極的な取組はしませんでした。が、緑色の線の入った茶わん

をいただき、御飯はこの線と同じくらいの量、野菜は食事の初めに低カロリーのドレッシングで食べて、缶コーヒーは1日1本にする。

この三つの、あまりストレスを感じない指導を守ることで、少しずつ体重の変化が見られ、3か月、6か月後に職員から電話があっても、積極的に取り組むことができ、無理なく摂取カロリーを減らす工夫を一緒に考えてくれ、楽しくダイエットできるようになりました。

現在は、毎日、朝起きてすぐに血圧の測定と体重を測定し、私の場合は、ノートに記入して、日々の変化を確認することで、自分の体の状態を知り、健康維持へとつなげています。

私も含めた個々のデータを精査して、一般的な健康アドバイスに加え、具体的な栄養指導や食生活改善の取組の充実を図ることで、住民の生活習慣改善に寄与しており、担当職員の献身的な努力により、好成績につながっていると思います。

これからも引き続き、フォローアップ体制の充実にも力を入れていってもらえればと思います。

それでは、3のICTやデジタルシステムの活用についてに移ります。

私自身、ICTやデジタル化の分野は苦手ですが、健康に関するデジタルサービスの活用はどのようなものがあるか。ポイント付与等の取組など、お聞きしたいと思います。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） 健康推進課長、お答えいたします。

特定健診及びICTを活用した健康管理についての御質問にお答えいたします。

本市で実施しております健康に関するデジタルサービスの活用ですが、二つのインセンティブ事業を実施しています。

1つ目は、高知県健康パスポートのアプリを

御利用いただいている方の中で、マイスターランクになられている方を対象に、ブルー、グリーン、ピンクの各ポイントを合計し、300ポイント、もしくは500ポイントを引き換えに商品を交換するものです。

2つ目は、はたマイカルテのアプリを御利用されている方で、3か月ごとに獲得ポイントを集計し、上位の方3名を抽せんして、5,000円相当の商品をプレゼントしております。

どちらもポイントを取得するために、日々の体重、血圧、食事、服薬などの健康チェックに取り組んでいただくことで、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を持ち、主体的な健康づくりを促進することを目的としています。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ただいま説明のあった中で、健康パスポートのアプリを、私も入れておりますが、昨夜たまたま見ていましたら、ブルーのポイントは健康促進ミッションと題して、自分の歩く目標歩数にチャレンジして、達成すると1ポイントを付与するというものです。

私の場合、8,000歩で設定してまして、そのポイントが350を超えていました。

ぜひ、今ならお米と交換していただければうれしいなと思ったことでした。

私のように、単純にモチベーションになったり、住民の動機づけになったり、また、健診後の栄養指導や健康管理が一層強化されるように努めていってほしいと思います。

続いて、（4）の住民への啓発活動の取組についてであります。

先ほどまで、本市のいろいろな取組を聞かせていただきました。さらなる特定健診の受診率向上策として、どのような啓発活動を実施されるのか。本年度より新しい健診スタイルへと変更されるともお聞きしておりますので、その取

組も含めてお聞きします。

○議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（川村志保君） お答えいたします。

特定健診受診率向上のために、健診受診後に、健康運動指導士による運動教室や栄養教室を実施することで、健康習慣を継続し、毎年、健診を受診する意識づけにつながるような取組を実施しております。

また、令和6年度から健康スタンプカード事業という、アプリを利用しない新しいインセンティブ事業を開始しました。この対象者は、20歳以上の市民150名を上限として、健康づくりの取組に応じてスタンプを押印するもので、アプリを御利用できない方でも無理なく参加していただける事業で、体重、血圧、運動習慣の記録や、熱中症対策などの各項目に取り組んでもらうことのほかに、健診受診の項目を設けるなどの工夫をしています。

そのほかにも、例年3月に地区長文書を通じて、全戸配布しております健診ガイドを新しくし、令和7年度からの特定健診、健康診査、各種がん検診予約を、御自身でWeb予約していただくことで、御希望の受診時間の選択ができるようにしたり、集団検診を完全予約制とすることで、健診会場では予約時の情報が格納されたICカードを利用したスムーズな受診を可能とし、待ち時間の短縮に努めています。

集団健診の受診がより簡単になることで、毎年の受診につながり、受診率向上になると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ぜひ、市民の皆さんも1年に一度は特定健診を受けられて、健康維持に努めていってほしいと思います。

私は、今年度、12月13日に特定健診を受

けるように予約をしております。

ということで、2項目めの離島振興について、移りたいと思います。

（1）の沖の島地域における今年度の取組についてであります。本年度3月定例会でも、同じように一般質問させていただきましたが、取組の詳細についてはまだ決定しておらず、お聞きできませんでしたので、再度、目的と概要の詳細についてお聞きします。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

沖の島地域の振興を目的に、様々な事業を行っておりますが、今年度実施する取組といたしましては、まず当初予算で予定しているものとして、夏の観光シーズンに合わせ、7月12日、13日の2日間、沖の島の豊かな地域資源を生かした体験型観光イベントを、沖の島観光協会と連携して開催する予定です。

昨年度は日帰りとなっておりますが、今年度は1泊2日で、沖の島での島御飯や、シーカヤック体験を始めとするアクティビティを堪能していただける内容としております。

それに加え、秋の沖の島も楽しんでいただこうと、11月頃をめどに、秋の体験型観光イベントの開催も予定をしております。

また、本議会に関連予算を提案させていただいておりますが、7月27日には、宿毛市観光協会主催により、離島に関連する漫画の原画展、並びにシンポジウムが開催される予定となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ただいま、課長のお話もありましたが、今回の新規事業等調査票の中でも、事業の内容について紹介され、提案されていきます。

まず、夏季観光シーズンに合わせて開催が予定されている漫画原画展において、展示される原画の作者は具体的にはどなたであるのか。また、原画展開催に向け、どのような経緯で開催に至ったのかをお聞きます。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まず、漫画展についてでございますが、本年1月より、沖の島地域を題材として取り上げられ、ビッグコミックオリジナルに、現在連載中の漫画「釣りバカ日誌」、それから離島における医療を題材とされ、ドラマにもなりました漫画「Dr. コトー診療所」の原画展を、2週間程度開催する予定となっております。

それから、いきさつにつきましては、今回、その宿毛市観光協会より、この漫画の原画展に合わせまして、シンポジウムの開催に係る企画提案をいただきました。

なお、この企画提案といいますのは、沖の島わんぱく応援団と申しまして、沖の島の魅力に注目し、もっと沖の島地域を活力あるところにしたいという思いを持った方が集まり、発足された会で、その会の方たちが、観光協会に企画提案をされたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 今回、関連する予算は、宿毛市観光協会への補助対象の予算ということ、今、課長もおっしゃいましたが、漫画原画展の開催スケジュール、展示規模及び運営体制について、詳細な計画が分かればお願いします。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まだ、そのシンポジウムが7月27日というところが決まっているところだけでして、漫画

展というのは、その前後を含む2週間程度というふうに思っております。

まだ詳細は煮詰められておりませんが、お盆に帰る頃、島民の方が帰られる頃までは、ぜひ漫画原画展を開催できればと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） それでは、次に、シンポジウムの開催の計画について、計画の詳細、これによってこういった効果が期待されるのかもお聞きます。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まずシンポジウムについては、2段構成になっておるのですけれども、これもまだ予定の段階ではありますが、一つが、離島医療と地域医療についてをテーマとして、医療関係者や漫画「Dr. コトー診療所」の作者である山田貴敏先生をお招きしての講演。

それから二つ目、2部構成で、2部目としたしましては、離島振興に意欲のある事業者や、関係団体に参加をいただいてのパネルディスカッションというものを予定しております。

夏の時期でもございますので、この観光シーズンに沖の島地域への誘客が図れるというところに加えて、島民の皆さんとパネリストの方たちが、今後の沖の島地域のことについて考える機会を得られるということは、大変有意義なことであって、それが今後の離島振興につながるのではと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私は、島民の方から、漫画「釣りバカ日誌」の編集者を中心とした

方々が沖の島を元気にする会を発足し、沖の島を盛り上げる応援隊ができたとお聞きました。

まさに今回、漫画原画展や、シンポジウム開催については、この方々の協力によるものだと思いますが、先ほどのわんぱく応援団か、それにつながるのか、本市は、こうした取組を、この元気にする会が発足されたというのは、市としては、しっかり把握して、今回提案されるのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

このわんぱく応援団の方の主要なメンバーの方のお一人というのは、10年ぐらい前から沖の島の離島振興というか、移住施策について、宿毛市で講演をされたこともある方でしたので、沖の島をずっと応援してくださっている方がいるというのは、市として認識はしておりました。

今年に入ってから、オフィシャルということではないかもしれませんが、応援する気持ちというのを伺う機会がありまして、観光協会のほうを通して、このような申出があったところで、大変喜ばしいことと思い、今議会に提案をさせていただいたところで、認識はしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） そういった応援される方々と、今後、本市と共同で計画されていることなどを、何か、具体的でなくてもよろしいですが、ありますか。どうでしょう。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まだシンポジウムのことも、詳細が何も決まってない段階でございますので、今後のことについても、お話をするというところには、まだ

ありません。

ただ、その離島振興といっても、人口が少ない中で、何ができるかというのは、大変難しいところもありますが、島民の皆さんのためになることが、一緒に考えることができれば、それはすばらしいことと思います。

今後また、もし御提案があれば、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからも少しお答えをさせていただきたいと思います。

そういった、沖の島をぜひ応援をしたいという方々、これは宿毛市の方も関わっているというふうに承知をしているところでございまして、こういった方々と、それから島民等を交える中で、これからの沖の島の在り方であるとか、また今の沖の島の諸課題であるとか、そういったものを話をしながら、前に進めることができたらなと思っております。

今回の、当議会に上程をさせていただいた予算につきましては、まずは先ほど来、課長からも答弁をさせていただいたような内容として、多くの方々に、この夏の沖の島にとって、ある意味、釣り以外のハイシーズンを迎えるわけでございますので、そういったときの沖の島を訪れる、そういったきっかけになればといった思いも込めて、上程をさせていただいているものでございます。

ここから大きく開けていけるんじゃないかというふうに、期待をいたしているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ありがとうございます。

今後については、観光対策だけでなく、産業

振興も含めて、幅広い分野での離島振興につなげていければいいなというふうに、私も思います。

続いて、（２）のグリーンスローモビリティの利用方法についての質問に移ります。

試験運行を経て、昨年度予算化され、手続の遅れがあり、今年度の運行開始となっているグリーンスローモビリティですが、利用開始はいつになるのか。利用方法と、運営体制がどのようになっているのかをお聞きします。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

本市では、令和６年度に小規模離島である沖の島において、エネルギーコストや環境性能での優位性があり、狭小な道路の多い島内の移動に適した移動手段として、グリーンスローモビリティを１台導入をいたしました。

このグリーンスローモビリティを観光客などへ無償で貸出し、沖の島を楽しんでいただくための移動手段とすることで、沖の島の観光振興につなげる構想を立て、運営に関しましては、沖の島観光協会に委託をすることを予定しております。

当初、令和７年４月からの利用開始を予定しておりましたが、運営の委託先である沖の島観光協会と協議を進める中で、想定をしておりました自動車保険では、自損事故の際の利用者のリスクが大きいとの結論に至り、保険の見直しを実施し、本議会において、保険料の増額を補正予算計上させていただいておりまして、議決をいただけた場合は、保険への加入を行い、令和７年７月から運用を開始する予定としております。

利用に関しましては、１日１組限定の完全予約制を予定しており、オンラインまたは電話にて予約の受付を行います。

観光客を優先して受付をいたしますが、観光客の予約がない場合には、島民の皆さんにも御利用いただける、そういうものにしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） ７番堀 景君。

○７番（堀 景君） 私も試験運行のときに乗りましたが、広い視野と、ゆっくりと沖の島の自然を味わうことができる乗り物であると思いますし、夏季の観光シーズンを前に、課長も言われておりましたが、島民の皆さんや、観光客の移動手段として、活躍していただければと思います。

続いて、３項目めの、駅前公園津波避難タワーの在り方についての質問に移ります。

昨年度、宿毛高校の生徒の発案により、駅前公園津波避難タワーへの公衆無線Ｗｉ－Ｆｉの整備が実施されましたが、大規模災害発生時には、情報収集手段として、利用も期待されます。

現在の接続回数など、実際の利用状況など、具体的に分かれば御説明をお願いします。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

駅前公園津波避難タワーへの公衆無線Ｗｉ－Ｆｉ整備は、地元高校生の発案による宿毛ＩＤ未来投資型寄附プロジェクトの成果として整備をされたものであり、平時における多世代交流の可能性を持つ公園施設としての活用に加え、災害時には、誰でも無料で利用できる０００００ＪＡＰＡＮを開放することで、発災時における情報伝達手段の確保を目的として設置をいたしました。

Ｗｉ－Ｆｉへの接続回数につきましては、令和７年３月２５日の設置から、６月１０日までの接続回数は４，２１５回で、同一日に、同じ機器から複数回接続があったものは除外しております。

やはり土日が多いというところにはなりませんけれども、押しなべた1日の平均接続数としては、約54回ということになります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） たくさんの方が訪れているというふうに感じます。

公衆無線Wi-Fi整備に伴い、多くの市民が集まるようになった一方で、特に夜間における公園内の防犯管理体制や、ごみの散乱といった問題が指摘されています。

まず、これらの現状と夜間の安全性向上のため、どのような具体的な防犯対策を考えているのかをお聞きします。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、一般質問にお答えいたします。

駅前公園の津波避難タワーの夜間の防犯対策につきましてではありますが、先月の5月30日、扉の損壊がございまして、通報を受けまして、直ちに宿毛警察署に連絡をさせていただきまして、危機管理課の職員、そして宿毛警察署員が現地を出向きまして、状況の確認を行いました。

その結果、避難タワーの上り口に設置をしておりますが、その扉が破壊されていることを確認いたしました。

当該避難タワーは、夜間、午後6時から翌朝の6時を除き、日中は市民の皆様自由に御利用いただけるよう、一般開放をいたしております。

扉につきましては、24時間、常時開放しておりますが、本来、破壊の必要は一切ございません。

今回の状況につきましては、明らかに、故意による損壊というふうに判断をしております。

このため、同日中に被害の届出を提出いたしましたけれども、現時点におきまして、新たな

情報は入ってきておりません。

なお、防犯対策として、当該避難タワーの屋上部分には、本年度、防犯カメラを設置しております。

これは、以前より夜間にタワーへ登る行為や、屋上での喫煙・ポイ捨て等の迷惑行為が報告されていることを踏まえまして、対応を進めてきたものであります。

今回の事案を受け、今後は職員等による巡回の強化を図るとともに、防犯カメラの増設を含めたさらなる対策を検討してまいります。

駅前公園津波避難タワーは、本来、市民の皆様憩いの場として、災害時以外でも安心して御利用いただけるよう、開放的な運用を行っております。

しかしながら、このような事案が繰り返される場合には、防犯及び安全確保の観点から、平常時の利用方法について、見直しを検討せざるを得ない可能性もございます。

引き続き、市民の皆様が安心して利用できる環境を維持するためにも、御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私も先日、住民から駅前避難タワーの入り口の扉が壊されていると連絡があり、急いで現場へ行き、状況を確認し、危機管理課へも連絡したことでした。

現場の状況を見て、これは早急な対応が必要であると感じたことでした。

また、防犯対策と同様に、ごみの散乱状況に驚きました。

週明け月曜日だったと思いますが、防犯対策が気になり、タワーの頂上まで登ってみようと思ってみますと、公園内のごみが散乱状態で、お菓子の袋やペットボトルが捨ててあったり、タバコの吸い殻、名前のない水筒、中身のない

子供の財布など、あらゆるごみがあり、市の大きなごみ袋に入れると、半分以上になりました。

このごみ散乱防止策についても、何らかの対策が必要だと感じましたが、何か施策を考えているのかをお聞きします。

○議長（三木健正君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、堀議員の一般質問にお答えします。

散乱したごみについては、公園内だけでなく、周囲の農地や私道にも飛散し、近隣の皆様にも御迷惑をおかけしているところです。

現状としましては都市建設課、危機管理課、青少年育成センターの職員が巡回した際、ごみを回収し、快適な状態を維持しようと取り組んでいましたが、ごみの放置は一向に減らず、ごみのない状態を常時維持することはできていません。

今後は、津波避難タワーの防犯カメラ増設や、巡回の強化により、ごみ放置の抑止を図るとともに、学校等への周知、注意看板の設置を行い、公園利用のマナー啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ごみの問題は、マナーやモラルの問題になるかと思います。市民の皆さんにもしっかりと考えていただきたい課題だと思います。

続きまして、トイレ等の設備導入についてですが、この質問につきましては、以前、寺田議員や井上議員の質問でもあったと記憶していますが、Wi-Fi整備により、地域住民、特に家族連れが集まるこの交流の場として活用されている現場を踏まえ、トイレ等の施設を導入を検討することは、利用者の利便性向上や、公園全体の魅力向上につながると考えますが、市としての方針や予定をお聞かせください。

○議長（三木健正君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

公園内のトイレについては、津波避難タワー建設の際に設置を検討いたしましたが、設計時より4億円程度の建設費が見込まれ、事業費の抑制を求められていたため、駅前公園については、宿毛駅のトイレ使用を想定し、整備しております。

現在は、敷地の南側に津波避難タワー、北側へ芝生広場や遊具を配置し、休日にはこれらのスペースを目いっぱい使い、遊んでいる子供たちの姿が見られます。

同じ敷地内にトイレもあれば、利便性は向上いたしますが、限られた敷地に津波避難タワーと公園を整備していることから、トイレを新たに設置するとなりますと、芝生広場や遊具エリア、駐車場など、どこかのスペースを犠牲にせざるを得なくなります。

現状におきましては、どのエリアも利用頻度が高く、既存の規模は損なわずに維持したいと考えているため、トイレ新設は難しい状況にありますが、引き続き利用状況の把握に努め、各施設の配置について、総合的に考えてまいります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 現状ではなかなか厳しい状況かもしれませんが、引き続き検討していただければと思います。

さて、最後の項目になりますが、4の小学校のプールの安全性確保に関する取組についてに移ります。

今年度もプール開放の時期に来て、子供たちも水泳の授業を楽しみにしていることと思います。

昨年の7月、高知市の小学4年生が、近くの中学校のプールで、水泳の授業中に溺れて死亡

した事故が発生したことを踏まえ、令和6年の9月定例会において、私は、プールの監視体制や、今後の水泳の授業などについての質問をさせていただきました。

今年度に入り、プールの安全性の確保は新聞等の報道にもあり、保護者にとっては非常に関心が高く、気になるところであります。

昨年度のお答えと重複し、継続されていることもあるとは思いますが、確認の意味を込めまして、質問していきたいと思います。

まずは、プール利用者の安全管理体制ですが、5月初めのうちから、プールの点検をされ、修繕されている小中学校のプールを見かけましたが、水泳の授業に支障なく、プールが使用されるのか。また、安全確保のための安全管理体制の現状、具体的な対策について、御説明ください。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答えさせていただきます。

昨年、高知市で水泳授業中に児童が亡くなるという事故が発生したことから、小学校における、水泳授業における安全管理の指針として、高知県教育委員会が令和7年4月に、小学校の水泳指導における安全管理指針を策定したところでございます。

その安全管理指針では、各校が既に取り組んでいる事例も多くありましたが、各校へは、今回の指針を職員会で周知徹底を図る中で、各学校の現状に応じた、安全安心な水泳授業の実施に向けての取組を、強くお願いいたしました。

この安全管理指針では、特に適切な水位の考え方、泳ぎが得意でない児童への対応、授業者及び監視者の役割、人数確認とバディシステム活用の徹底、通常の学習場所以外のプールを使用する場合などについて、詳しく示されております。

その中で適切な水位としましては、全ての児童の両肩が水面から出ていることとなっており、プール全体の水位を下げることや、プールフロアを利用することで、水位を調整することとしております。

低学年の児童におきましては、今議会で御承認いただきました簡易プールを購入し、対応する予定としております。

また、授業を行う事業者とは別に、プールサイドから全体を見渡す監視者を、1名以上必ず配置し、授業者及び監視者の役割を明確することで、児童一人一人の様子に注意を払い、児童の安全を確認することとしております。

そのほかにも、泳ぎが得意でない児童をあらかじめ把握し、授業に係る全職員で情報を共有すること、バディシステムを活用することにより、入水している児童全員の安全確認を徹底するとともに、随時、人数確認を行い、チェックシートにより記録することとしております。

各学校におきましては、それぞれの学校の状況に応じて、指針による安全対策を徹底するとともに、これまで以上に安心安全な水泳授業の実施に向け、計画的、組織的に取り組んでいただくよう、強くお願いをしているところでございます。

また、市内の小中学校においても、プールの修繕等々、必要なところは、水漏れの状況なんかもありましたので、シートを張って修繕するなどの対策を講じて、今年度、もう既にプールの掃除なんかも終わって、既にプールの授業が実施されている、そういうところもございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） あらゆる対策の実施により、安全性のさらなる向上をされるように、お願いしたいと思います。

続きまして、万一の事故発生時における緊急

対応対策であります。マニュアルは作成しているのか、その内容と定期的な訓練の実施状況について、お聞きします。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

事故発生時における対応といたしましては、万が一の事故発生に備え、円滑、迅速に児童の救助、救命が行えるよう、緊急時の対応マニュアルを各校で作成し、事故が起こった際の対応や、連絡手順を明示しております。

この対応マニュアルにつきましては、全教職員が確認を行うとともに、プールや職員室、保健室に掲示することで、事故があった際に迅速に対応できるよう、日頃より体制の強化を図っているところでございます。

また、本年5月12日には、高知県教育委員会が実施する水泳指導の安全管理等に関する研修を、各校必ず1名は受講し、全職員に対して伝達研修を実施し、周知徹底を図っております。

実際に溺れていることを想定とした救助訓練や、消防署員による救命救急講習を実施している学校も多くありまして、日頃から知識や技術を身につけるよう、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 事故発生時は、慌てず、早急な対応が求められます。避難訓練と同様に、日頃から訓練を実施し、素早い対応ができる訓練が必要であると思います。

最後の質問となりますが、安全性向上のための対策としましては、今議会初日の専決議案として可決された、小学校簡易プール購入事業もその一つだとは思いますが、現状のプール運用における問題点を踏まえ、小学生がより安心して施設を利用できるよう、今後の安全性向上に関する具体的な改善策をお聞きします。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

今年度につきましては、議員おっしゃられたように、暫定的な措置として、簡易プールを購入することで、低学年の児童の安全を確保することとしております。

簡易プールも届きまして、うちの事務局のほうで、それぞれの各小学校に、今、配布をして、設置を急いでいるところでございます。

既存のプールに沈めて底上げをするプールフロアの購入につきましても、検討を行いました。納入時期が7月中旬以降となることから、今年度の水泳授業の実施時期には間に合わず、断念をしたところでございます。

来年度の水泳授業までにはプールフロアを購入できるよう、予算化について検討をしております。

今後におきましても、今年度の実施状況、先ほど申しました簡易プールの活用状況、そういったところも含めまして、学校とも協議をしながら、引き続き、より安全な水泳授業が実施できますよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 一つ再質問します。

簡易プールについては、すぐ使えるようになるということです。時期も聞こうと思ってたんですが、この簡易プールを使用することによって、どのような水泳の指導方法になるのか。今までの水泳の指導方法と、変更があればお答え願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の再質問にお答えいたします。

指導の違いという御質問であったと思います。

けれども、どうしても場所が違ってくるので、そこは多少の違いはあるとは思いますが、まずは、一番には安全というふうなところを考えた対応をしておりますので、子供さんが、特に低学年が使う部分ですので、初めてプールを使うお子さんもいるというふうに思います。

中には、水を怖がるお子さんもいると思いますので、そういった面では、小プールを使うことによって、水を怖がらずに、水になれ親しむ、そういった状況ができるのではないかなと思っています。

ただ、場所が小さいので、そういったところで、工夫がまた必要ではあるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（三木健正君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） まずは子供たちの安全性を優先し、同じような事故が二度と起こらないよう、さらなる安全管理を徹底してもらいたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（三木健正君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時28分 延会

令和 7 年
第 2 回宿毛市議会定例会会議録第 3 号

1 議事日程

第 9 日（令和 7 年 6 月 1 7 日 火曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 議案第 1 6 号

第 2 一般質問

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 6 号

日程第 2 一般質問

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（1 4 名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	1 0 番 川 村 三千代 君
1 1 番 高 倉 真 弓 君	1 2 番 野々下 昌 文 君
1 3 番 松 浦 英 夫 君	1 4 番 寺 田 公 一 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼 調 査 係 長	岩 村 研 治 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	長 山 敏 昭 君

危機管理課長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	松 田 まなみ 君
税 務 課 長	岡 本 武 君
会計管理者兼 会 計 課 長	和 田 克 哉 君
健康推進課長	川 村 志 保 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	伊 藤 芳 文 君
人権推進課長	細 川 恵 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	大 内 淳 平 君
土 木 課 長	香 西 英 樹 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	谷 本 和 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
総務課主幹	大 海 則 次 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（三木健正君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第16号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第16号は、令和7年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で1,500万円を増額しようとするものです。

内容につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として、総務費で、自治会が設置している防犯灯をLEDに交換する経費への補助金である、防犯灯設置費補助金として100万円を。

衛生費で、市内の家電量販店で、省エネ性能の高い電化製品に買い替える場合の補助金である、省エネ家電製品買い替え促進補助金として1,400万円を計上しております。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三木健正君） これにて提案理由の説明は終わりました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） おはようございます。今回もよろしくお願いいたします。

それでは始めます。

最初のテーマは、自動車税の身体障害者等減免制度についてです。

令和6年度より、障害者が所有または使用する普通車の自動車税減免制度が、県条例の運用見直しにより、実質的に厳格化されました。さらに、令和7年度にも一部改正がありました。

それでは、質問いたします。

まず、自動車税の身体障害者減免制度の趣旨について、伺います。

また、普通車は県税、軽自動車は市税になると思いますが、制度の変更点を確認いたします。変更理由も分かりましたら、お知らせください。お願いします。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、今城議員も触れられておりましたが、高知県内におきまして、軽自動車、オートバイなどを除く自動車を所有している方に対して、課税される自動車税については、高知県が課税し、取扱いを行い、軽自動車やオートバイ等については、軽自動車税として市町村が課税し、取扱いを行ってございます。

次に、自動車税の身体障害者等減免制度についてであります。身体障害者等が障害を克服し、健常者とともに、支障なく社会生活を営むことに資するべく、歩行することが困難である身体障害者等のために、本人、御家族、または障害者を常時介護する方が運転する自動車を対象に、自動車税及び軽自動車税を減免する内容となっております。

また、制度の変更点といたしまして、自動車税を取り扱う高知県におきましては、家族または常時介護する方が、申請日の直近1か月で、通院、通学、通園、通勤、生業、通所、または帰宅のために、週1回または月4回以上使用さ

れる自動車を対象としてございましたが、より幅広く減免を適用できるようにするという観点から、令和7年度より、その他の日常生活のため、1か月の走行距離の50%に使用されていれば、減免が受けられるよう、対象が拡大されているものでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 確認します。

市税のほう、軽自動車は今まで同様、変更なくということで、障害者が所有し、障害者の生活や自立のための移動手段とする自動車、本人運転でも家族運転でも、そういう自動車であれば減免する、こういう規定ですね。

県の変更については、つまり普通車の変更については、家族運転に対する要件が少し厳しくなっていると。その内容が、障害者が同乗し、障害者が乗せてもらって、月4回以上の使用があること、施設とか病院とか、こういうことだと思います。

大体、こんなことでよろしいでしょうか。

ということで、実は、宿毛の市民からも相談があったことで、この変更で、この申請が困ったという方がいましたので、この質問になったわけです。

次に、その前に、県の条例も、以前から全く変更はありませんし、特に規則も変わったことはないと考えていますが、運用で結局、こういう条件が付されて、2024年、令和6年から申請様式が変わったことで、ちょっと皆さん戸惑っているという相談が、私のところには2名聞かせていただきました。

申請に対する対応について、伺っていきます。それでは質問します。

令和7年度の普通車税の制度変更について、宿毛市は県から通知を受けていましたでしょうか。それから、対象者への周知はどのように行

っていたのでしょうかということです。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、お答えいたします。

令和7年度の高知県における自動車税の身体障害者等減免制度の変更につきましては、令和7年2月25日に公表され、高知県において、ホームページや、さんSUN高知での周知や、自動車税納税通知書に制度改正内容を同封するなどの措置を行ったとお聞きをしております。

なお、本市におきましては、高知県の取り扱う自動車税の減免制度の御質問をされておりましたけれども、当市では、高知県の制度の変更等の周知は対応を行ってございませんけれども、本市軽自動車税については、納税通知書を発送する際に、変更後の減免制度を記載したチラシを同封し、周知に努めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 確認します。

普通車税の変更した点については、県のほうから通知が行われたということでよろしいですね。

それから、市も、市税のことで、同時にその変更点も通知したということでしょうか。県税のほうについても、一応、通知をしているということで、それがあったということで、安心しました。

それで、次の質問に移ります。

それですが、私のところに質問があったところでは、令和7年度の制度変更を知らなかったということ。だから、令和6年度から言えば、適用範囲が広がったということですが、そのままだと思って、申請できないままにいたけどもということで、もう5月を過ぎてしまったという方がいました。

これに対して、再支援などの救済対応とかはありますでしょうか。何かありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、お答えいたします。

自動車税につきまして、県税でございますので、高知県に確認いたしましたところ、現在、具体的な対応は行っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） それでは、今のところ、来年度への申請に向けて準備してくれということになるかと思いますが。

次に移っていきますが、通院回数や運行距離にかかわらずということですが、宿毛市は今までのままです。宿毛市のように、障害者の活用実態が制度の趣旨に即しているならば、通院回数や運行距離にかかわらず、減免対象としているわけですね、宿毛市はね。

趣旨から言えば、そうすべきと思いますが、県の申請様式の要件、つまり、特に家族運転の月 4 回以上の乗車ですね、障害者の使用。この要件を満たさないと、減免対象外とされるという感じになっています。

それが定期的なものではないとして、申請を控えるという事例が生じています。

そこで質問します。

これまでずっと減免対象であった方が、次第に障害程度が重くなって、緊急搬送の使用が増える一方で、月 4 回の通院等は、通院とか外出等が約束できなくなった、という方がいます。

しかし、実際上は、これまで以上に自動車で、生活上必要であるということになっている。それにもかかわらず、形式的に減免が受けられない。形式的と、こちらが言ってしまいましたけ

れども、これまで以上に必要であるにもかかわらず、減免が受けられない。このようなケースに対して、どのような見解を持たれていますでしょうか。よければお願いいたします。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、お答えいたします。

高知県の取扱いにつきましては、見解はちょっと控えさせていただければと存じますが、本市における身体障害者等に対する軽自動車税の減免の基準については、高知県の基準を参考に定めておりまして、それぞれの使用状況や使用実態を制度の趣旨と照らし合わせて、減免に係る判断を行うものと考えております。

軽自動車税の減免については、走行距離を要件としないことや、直近 1 か月の使用回数が週 1 回、または月 4 回以下であっても、1 年を通しての使用回数を基に、判断するなどの対応となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） 相談内容からすれば、県もそれであってほしいと思うわけです。

この方の事例を知った県身体障害者連合会が、改正要望書を県に出して、そして令和 7 年度の改正につながったそうです。

しかし、この方は日常生活の使用が認められましたが、当事者にとっては、申請要件から外れているとして、申請ができないままでした。今年も申請しないということです。

何とかしてみませんかということで、今、自分も進めているところなんですけれども。

そういうことで、次の質問に移ります。

重度の障害者は、外出自体がリスクになることがあり、緊急対応、つまり発作や急病のために、常に利用可能な車両の確保は、合理的配慮にあたる。そう考えるわけです。

とにかく当事者の申請が必要と考えますので、このような場合の申請方法など、あると思うのですけれども、その方法について教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、お答えいたします。

議員からも様々な状況が、対象者あるという話をいただきましたけれども、まず高知県の公表している減免要件、ここに完全に一致しない場合におきましても、まずは所管窓口である幡多県税事務所で相談をするということが、大切なことだと思います。

なお、本市軽自動車税については、丁寧な対応に努めさせていただきますので、本市税務課まで御相談をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私も、中村の県税事務所にかけてみて、こういう4回を超えることもあるがやけども、超えないのが、やっぱり時々あると。時々というか、2か月に1回ぐらいしか、かからないということで、今、辞退されているという話でしたけれども。

県に相談しましたら、立場上、何とも答えないというところがあります。

できるともできないとも言わないけれども、申請する価値はありますよねということでございますけれども、同じような言葉が返ってきます。

とにかく規定はそうになっているけれども、お医者さんの証明書なりをもらってきられますかということです。

ですので、恐らくそういう証明があつて、実生活が確認されれば、広がる可能性はあるかなと思っていますが、今のところ、当事者については、ちょっとやる気をなくしているというこ

とがありますので、また今の回答を基に、声かけしてみたいと思っております。

自分も調べたところ、特に障害者の対応については、紋切り型ではなくて、特例申請とか、余裕があるようです。個々の実態に応じて広げる事例があるようですので、ぜひチャレンジさせたいと思っています。そういうことです。

特例申請というのを調べてみたら、障害の具体的状況、発作、常時介助、急病対応とか、外出頻度が少ない利用、理由などを書くとか、車の利用目的、例えば救急搬送とか、そういうものを書くとか、それから医師の所見があるとか、そういうものを付け添えれば、なお具体的になるでしょうというのはありました。

もし、市のほうでも相談がありましたら、またアドバイスをしてあげてほしいと思います。

このような申請相談に際しましては、市のほうでも、形式的な対応にとどめることなく、相談者の実情に寄り添っていただければと思います。

制度の趣旨から排除されるものがないように、尽力お願いいたします。またよろしく願いいたします。

それでは、次のテーマに移ります。

次のテーマは、会計年度任用職員制度と運用の課題についてということで、まず初め、（１）の会計年度任用職員の实態について、伺っていきます。

会計年度任用職員制度は、業務の継続性と人材確保の観点から、全国の自治体で導入され、行政運営を支える重要な仕組みとなっています。

宿毛市においても、多くの会計年度任用職員が、市民サービスの最前線を担っています。その実態を把握し、制度改善につなげるため、以下の点について伺っていきます。

質問します。

宿毛市における会計年度任用職員の現在の人

数と、全職員に占める割合、それから任用職員のうち、女性が占める割合をお示してください。よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

令和7年4月1日現在の会計年度任用職員の人数は90人となっておりまして、全職員に占める割合は22.6%となっております。

また、会計年度任用職員のうち、女性が占める割合は82.2%となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 確か正職員が300名程度だったかと思います。それで、90人ほどが会計年度職員と。全体に占める割合が22.6%で、その会計年度職員の中の82%が、女性であると、こういうことですね。

それでは、過去5年間における任用職員数の推移を教えてください。

よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

過去5年間における4月1日現在の会計年度任用職員数の推移について、御説明いたします。

令和2年が83人、令和3年が92人、令和4年が93人、令和5年が101人、令和6年が103人となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 令和2年から徐々に増えている感じがしますが、それでは、次に任用職員の配置が多い部署や業務分野について、教えてください。

そして、その背景についても御説明ください。

お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

令和7年4月1日現在の会計年度任用職員の配置が多い職種は、学校支援員が24人、保育士が15人となっております。

学校に配置しております支援員につきましては、特別な支援が必要な児童生徒の学習活動や、学校生活をサポートする特別支援教育支援員と、教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう、教員以外が行える様々な事務的な業務を支援する教員業務支援員を配置をしております。

また、保育所におきましては、保育士等の配置につきまして、入所児童の年齢や人数に応じて、原則、国の配置基準に基づいて正規職員の配置を行った上で、職員数に不足が生じる保育所へ、会計年度任用職員の配置を行っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 保育教育が多いんですね。

制度上、1会計年度ごとの任用が原則とされていますが、実際には、同じ職員が複数年にわたって継続的に任用されるケースが多く見られます。これは実質的な長期雇用の常態化であり、制度と現実の乖離が課題です。

質問します。

以前の臨時職員から、会計年度職員の任用と任用の間に、数日間の空白期間を形式的に挟む理由と、その制度的根拠について、説明をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

まず初めに、会計年度任用職員制度が導入される以前の、臨時的任用職員制度について御説明申し上げます。

臨時的任用職員制度は、地方公務員法第22条に基づき、必要に応じて、一時的な行政運営を支えるために設けられた制度でございます。

この制度の下では、任用期間は原則として6か月以内と定められており、1回のみ更新が可能となっております。

御質問いただきました任用と任用の間に数日間の空白期間が生じる理由についてでございますが、これはただいま御説明いたしました、地方公務員法第22条の規定によるものでありまして、1回の更新を挟んで、最長で1年間、任用された臨時的任用職員を再び任用する際には、任用と任用の間に一定の日数を空けることが必要とされているためでございます。

これは、全国の自治体で同様に運用されてきました。

その後、令和2年4月1日から導入された会計年度任用職員制度においては、任用と任用の間に数日間の空白期間を設ける必要がなくなり、現在の運用となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ということは、地方公務員法22条の2だったかと思いますが、会計年度内で臨時的、補助的に従事することが、会計年度職員の規定ですね。

再任用も可能とするが、常用任用とならないよう留意すると書かれていました。ということは、常用任用ではないように、間を切ると、再契約を結ぶということになりますから、連続性を形式的に断っているということになるかと思えます。

ただし、現実としては、1週間とか空けて、また継続して使っているということですので、

これからの話は、連続雇用というか、こういう間が空いても連続という形で伺っていくことになるかと思えます。

次の質問にいきます。

このような実質的な連続任用の職員、連続任用職員の在任年数が、例えば5年以上、それから10年以上などについて、市としてどのように把握されているか。その実態を教えてくださいたいと思いますが。

つまり、10年以上となると、臨時職員制度から継続して、任用されている方も含めた長期任用実態をお示してください。

よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

臨時的任用職員制度が適用されていた頃から、現在の会計年度任用職員制度に至るまでの間に、今城議員が言われる、実質的に連続任用とみなせる職員の在任年数につきましては、現在、本市が把握している5年以上の方が28名、そのうち10年以上の方が9名となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは、長期任用が常態化している職種、大体、予想はつきますけれども、その傾向や背景について、市の見解を伺います。

それから、特に女性職員が多い場合、その対応状況、どのように対応しているかについても伺います。よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

長期任用者が多い職種、これは保育士、また学校支援員となり、そのどちらも女性が占める割合が高い状況となっております。

保育につきましては、少子化の進行に伴い、保育施設への入所児童数は全国的に減少傾向にあります。

この状況を踏まえまして、保育所の児童数の変動に応じて、会計年度任用職員を適宜配置しております。

宿毛市は公立保育園が多いこともございまして、毎年、一定数の会計年度任用職員の確保が必要なため、保育士の長期任用者が多い状況となっております。

また、学校支援員につきましては、特別な支援が必要な児童生徒の学習活動や、学校生活のサポート、並びに教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう、学校支援員の配置が毎年必要であることから、長期任用者が多い職種となっております。

また、女性職員が多い場合のその対応状況ということでございますが、男性職員、女性職員、特にそういった対応状況に差を設けてございません。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 関連的で言えば、女性も男性も関係ないんですけども、実態から言えば、女性職員がやっぱり集中する現状があるということ。それはどうなのかということ、社会的構造とかという様相が含まれている。

そうしたときに、やっぱりその女性が働きやすくなる要素というのは、しっかり考えなければいけないということになると思います。

特に、例えば学校とか保育分野では、学校支援員はまた別かもしれませんが、特に保育は、資格と経験のある職員の安定配置が必要な部署だと思います。

資格があって、経験のある職員が、保育を継続して勤めることは、子供たちの安定にもつながる。

それが保育の質の向上に本当に寄与すると。毎年毎年新しい方というのは、困るんでしょう。

一方、正規採用枠も当然、将来を見据えて考える必要があります。

いろんなときに、例えば産休、育休ということで、即戦力の人材確保も必要だということになると思います。

それから、よく言われる人件費確保という、これも行政にとっては大きい要素かもしれません。

あとは、子育てや家庭の状況と両立できるという意味で、非正規雇用を選ぶ方も多くおられます。

ですから、年度契約であっても、やっぱり助かるという方もおられます。

しかし、この状況も含めて、重要なのは、こういった短期雇用、連続雇用していても、短期契約の職員が、私も聞いた話ですが、妊娠することを恐れるというのがあります。来年の継続に響くと。これはすごくマイナスになると思いますね。

子育てや妊娠のブランクが次の雇用に響くとなると、それを控える人がいます。これは、市にとってすごくマイナスになることではないでしょうか。ですから、こういうことが任用を妨げるもののない、高い配慮が必要かと思います。

ぜひこんな点も考えてください。

次の、（２）に移ります。

勤務評価制度と再任用判断の透明性、公平性についてということで質問します。

会計年度任用職員においても、勤務実績に基づく評価と、それに応じた再任用の公正な判断が不可欠です。

令和4年の総務省自治行政公務部公務部長通知というのがあったようですが、前年度と同一に従事していたものについては、勤務実績を、客観能力の実証とみなし得るとされていました。

質問します。宿毛市は、この通知の趣旨をどのように理解し、任用判断に反映させていますか。お聞きします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、原則として、広く募集を行い、試験または選考により採用するよう、求められております。

一方、前年度に同一職務に従事されていた方につきましては、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して、選考を行うことは可能であることが通知をされました。

この再度の任用は、各自治体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ、適切な対応を行うよう求められております。しかしながら本市の会計年度任用職員の任用につきましては、公平な雇用機会を設けるという観点から、毎年度公募し、平等な取扱いとするという原則を踏まえた採用を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 再質問します。

ということは、毎年、全員公募制ですので、選考は、応募書類と面接のみになるんだと思いますが、継続雇用の方は、その公募において、判定とか選考基準の資料とはしていないということでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（三木健正君） ただいま、総務課長から反問権を行使したいとの旨の申出がございましたので、これを許可いたします。

反問権の行使中は質問時間に含まないものとしておりますので、タイマーを停止いたします。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） すみません、ちょっと確認をさせていただきます。

それは、人事評価、前の年度の会計年度任用職員に対する評価が、次の年度の採用に影響するのかしないのかという御質問だったでしょうか。

○議長（三木健正君） 今城議員、お答えをお願いいたします。

○6番（今城 隆君） 選考基準として、平等原則からと言いましたよね。選考基準とは別で業務の中での指導に使っているというのは、わかるんですけども、選考の優劣とかに活用しない選考基準として活用しないと公平原則からということでどう判断しているのでしょうか。

○議長（三木健正君） ただいまの回答でよろしいですか。

以上で、反問権の行使を終了いたします。

タイマーを再開いたします。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 任用職員に対して、どのような勤務評価制度が設けられており、評価基準は明文化されているのでしょうかという質問です。お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

会計年度任用職員につきましても、正職員と同様に人事評価を実施しておりまして、評価基準等も正職員と同様に取扱いをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私も学校にいて、教職員組合をやっていたので、大体分かります。

保育のものも見たことがあります。ということは、大体分かるんですけども。

明文化されていると思います。項目があって、通知表みたいな感じになっていると思いますが、

次に行きます。

評価結果は、次年度の任用継続や、これはさっき言った、評価結果は活用されてないということになろうかと思いますが、職務内容にどのように活用されていますかということで、お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

本市におきましては、先ほども申し上げましたように、会計年度任用職員の雇用につきましては、公平な雇用機会を設けるという観点から、毎年度、公募を行っており、平等な取扱いとするという原則を踏まえた対応を行っておりますので、まずは人事評価結果を、翌年度の事業には活用はしておりません。

職務内容についてということでございましたが、まずはこの人事評価につきましては、職員の能力を客観的に評価するためのものでございまして、それに基づいて、まず一番大きなところでは、勤勉手当を支給をさせていただいております。

また、この人事評価の結果から見えてくる課題などがございます。そういったものも抽出をいたしまして、人材育成のための研修を企画するなど、そういったものにも役立てております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 評価制度の重要なところは、その勤勉手当とか研修とかという、それ

はもちろんあるのですが、一番大事なことは、通知表と一緒にコミュニケーションですね。

結局、学校長だったら、学校長が職員を評価しながらつける。やっぱり頑張っているところや、劣っているところで話し合いながら、頑張ろうという気になると。それが一番の、組織を向上させる材料です。

評価をしながら、職場を育てていく。自分の気づきを与える。こういう職務サイクルに、自分の適材、生きたところを生かして頑張ろうという気にさせる。これが一番大事なことだと思いますので。

優劣を判断して、そこで処遇にいきなり持ってくるというような発想を転換してもらえると、もっといいものになると思います。

それから、職員は動くようになると思います。ぜひまた考えてみてください。

次の質問にいきます。

公募により、長年勤務してきた職員が突然不合格とされるような事例があった場合、市としての配慮や、判断基準の整備状況を教えてください。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

長年勤務してきた職員にかかわらず、結果として不合格となった場合の本市としての対応につきましては、そのほかに応募可能な求人を紹介するなどの配慮を行っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 長年勤務ということへの配慮というのは、物すごく必要です。

その人の人生の、長くかかってきて、そこに築き上げたキャリアが発生しますから、その人の後の生活にもありますから、丁寧な配慮が必

要になってくると思います。

それから、判断基準については、やっぱり説明責任の部分ですね。それが公平性があったのか。そういうものがきちっと出来上がっていないと、やっぱりこれからは開示請求などをするのが当たり前の時代になってくるはずです。

それが、いい評価制度をつくっていくわけですね。だから、本当に私見で、この人を落としたり、通したりということがないという安心感を与えていますので、その点の整備状況をしっかりしてください。

よろしくお願いします。

では3番、人権的配慮と任用終了時の対応についてということで、人権課長に伺います。

日本では、正規雇用者の7割が女性であるとのデータがあります。

こうした背景により、多くの女性が低収入、不安定な立場に置かれている現状を、市としてどのように認識していますかということで、お願いします。

○議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（細川 恵君） 人権推進課長、今城議員の質問にお答えします。

女性の雇用は不安定な非正規職員が多いという現状があり、これは社会的な課題として、広く認識されています。

その背景として、出産や育児、介護といったライフイベントに対する支援が不足していることなどをはじめ、様々な要因が存在していると言われています。この現状を改善するためには、多様な働き方を推進しつつ、育児休業や介護休業の取得を促進し、女性が活躍できる職場環境の整備、適切な労働時間や休日の確保等についても、それぞれのニーズに応じた情報提供や啓発活動など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要と考えます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 女性が今の社会において受け持っている、そういうところで、多様な活躍は可能となるようになっているということですね。

ということで、宿毛市でも長年、継続勤務している女性の任用職員が、多数いるわけですが、こうした状況に対し、社会構造的なジェンダー格差が関係している可能性も含めて、人権課として、何らかの対応や支援策はありませんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（細川 恵君） 人権推進課長、今城議員の再質問にお答えします。

令和5年度に、宿毛市民と市内事業所を対象に実施した男女共同参画社会に関するアンケート調査では、職場における男女の地位について、平等と回答した割合が最も多かった一方、家庭生活では、どちらかといえば男性の方が優遇されていると回答した割合が最も多く、家庭生活における女性の負担が大きいと感じている人が多いことが分かりました。

また、家事、育児、介護に携わる1日当たりの時間は、男性はゼロから15分と回答した割合が最も多く、女性は3から5時間と回答した割合が最も多い結果となっております。

家庭生活での女性の負担が大きいと、仕事と家庭生活の両立が困難となり、女性が仕事を継続できなくなる現状があります。このような状況を改善するためには、男女を問わず、育児休業や介護休業の取得の促進や、労働時間の短縮など、職場環境の整備が必要なことから、事業所に対しても、ワークライフバランスの意義や重要性を啓発するとともに、取組の推進に向けた情報提供を行っていきます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ちょっと話がかみ合っていないですね。

それは社会一般に対しての一般論ですけども、私がここで持ってきたのは、宿毛市がそこで行っている会計年度制度ですね。職員を雇っている。しかも、短期年度ごとの採用を繰り返している職員が、相当、数があると。そこに構造的ジェンダー格差が関係しているだろうとすればですね、宿毛市の中で、人権の観点から、労働状況とか、処遇の状況とか、明らかに正職員と比べて、格差が生まれている。

正職員と非常に近い労働をしながら、10年働いても、賃金が止まります。

ちょっと伺います。

10年働いて、給与は何級何号まで上がりますか、教えてください。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

本市における会計年度任用職員の給料につきましては、職種によって様々ございますが、先ほど来、答弁の中でもありました学校支援員、また保育士について申し上げますと、学校支援員は一般事務と一緒に、上限給が1の5号給となります。また、保育士につきましては、上限給が1の21号給となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 1号給というのは、新任の職員ということです。幾らやっても、会計年度は補助的な業務しか与えられないということ。

本当は、業務として、したとしても、職務給は1のままです。新人職員と一緒にです。それから5号給というのは、1年に4回上がりますから1年済んだ時点の給与が5です。いつまで、10年やっても20年やっても、つまり新人職

員の1年目しか給料が上がらないということです。それが最高です。

それから、保育職員は21ということは、5年間。5・4、20ですね。5年終了した。つまり、5年以上働いても、それ以上、上がらないということです。これは意味があります。

労働契約法の18条というのがあって、5年以上働いた場合は、無期限雇用とその権利が与えられるということです。

いいですね。

ということで、今、このことを考えたときに、こういう状況で働いているという職員に対して、様々な人権的な課題があるということを、まず学ぶということは、人権課としては、やっぱり現場の声を聞くということは、できると思います。ぜひ研修に使ってください、職員研修に。

そして何が困っているのかという、会計年度職員の本当の訴えを整理してください。そして学んで、宿毛市のこの会計年度職員の行政というか、人事行政に、できることから変えていってみてください。そしたら、宿毛市の会計年度職員になりたいという人が増えてくるはずですよ。

ちょっと予想というか、してない回答が出てきましたので、こんなことを言っていますが、そういうことの理解があって、初めて対応が生まれるわけです。

次に行きます。

次の質問です。任用終了時に、職員へどのような通告方法、時期、手段、理由説明、本人の希望聴取、配置転換の提案などを行っていますかという質問です。お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

本市におきましては、会計年度任用職員の任用期間につきましては、1会計年度内としており、任用開始時点の辞令交付をもって、任用期

間をお知らせをしております。

また翌年度以降の雇用につきましては、1月の広報やホームページを通じて、募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 特に長期任用をしてきた方への通告というのは、しっかり準備を持って、事前に、何か月も前から相談したり、声を聞いたりして、対応していただかないといけないと思います。

次の質問。長年、勤務してきた職員に対して、形式的な満了通告のみで対応することは、予見可能性や納得性を欠く恐れがあります。

こうした点に関する人権的、社会的責任について市の認識を伺います。よろしく願います。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

本市の会計年度任用職員の任用につきましては、公平な雇用機会を設けるという観点から、毎年度公募し、平等な取扱いとするという原則を踏まえた採用を行っておりますので、長年勤務してきた職員について、翌年度以降も、再度任用される可能性はあるとしても、それが確約されているものではないと理解をいただいているものと認識をしております。

なお、今城議員が言われる満了通告のみで対応しているわけではなく、会計年度任用職員につきましては、各所属より、毎年1月以降に翌年度の募集についてお伝えをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 雇用の機会の平等性からということで、広く、その募集の機会が均等

にあるということは、それは大事なことです、労働者の権利がしっかり確保されているか、人権が確保されているかという観点から、次の質問ですね。

労働契約法19条に定められている、雇いどめの法理、つまり有期契約の反復更新に関連して、言及されることがあります。

地方公務員制度との関係を踏まえた上で、市はどのように理解し、制度運用に反映させているのでしょうか。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

議員がおっしゃられました労働契約法についてでございますが。この法律につきましては、適用除外規定がございます。

この法律は、国家公務員及び地方公務員には適用しないというふうに定められているところでございますので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それがまさに人権的配慮に欠けるということです。

会計年度職員は、公務員として扱われているのでしょうか。

それで、結局、労働上、こういう不合理が生じたときに、訴える先は、公平委員会に言えますか。言えないでしょう。公務員はできるんですよね。公平委員会があつて、これを直してください、是正させてください。言えるんですけども、会計年度職員は公平委員会、適用されないんです。

いいときには公務員と言って、こういう労働法にも適用させない。だから、自治体の行政のやり方でよくなるんですよ。だからそういうことも考えて、こういう人たちの権利を守る制度

にしてほしいと思います。

それでは4番、制度改正への市の対応について、伺います。

令和6年6月に総務省が制度マニュアルを改正し、会計年度任用職員の再任用に関する回数制限を撤廃しました。これは制度上も、長期任用を容認する方向と考えられます。

宿毛市は、この制度をどのように受け止めていますかということです。

お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

今城議員が言われる回数制限とは、これまでは一度、公募採用した職員は2回までは公募しなくても、再度の採用ができるというものでございました。

その回数制限が撤廃されたというものですが、繰り返しになりますが、そもそも本市の会計年度任用職員の任用につきましては、公平な雇用機会を設けるという観点から、毎年度公募し、平等な取扱いとするという原則を踏まえた採用を行っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） そしたら、マニュアルの趣旨を受け止めてないというふうに捉えられますが、これは様々な自治体で問題が出てきているわけです。どうしても連続雇用しなければいけない実態が生じて、会計年度で1年切りというのを続けていくわけにはいけないと。とすれば、どうなるかということの対応が、今なされているんだと思います。

ということは、無期限雇用、ここに向かう道筋だと考えてもらうのが、適切ではないかと。

10年働いて、しかも、そのときには、正規と同等の扱い、無期限の雇用が約束される。不安

定な状況から安定化させるという動きになるのかと思います。そういうふうに捉えてほしいと思います。

それでは、次のところです。

制度改正を受けた制度運用の見直し、検討スケジュールについて、具体的にお示しください。

再任用の判断基準や、評価制度の見直しも検討されているか、お聞かせください。お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

現時点におきましては、本市の制度運用について、特段の見直しを行う予定はございません。

今後も会計年度任用職員の採用につきましては、毎年度公募をいたしまして、その都度、選考によって採用を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 長期雇用の対応について、やっぱり流れを変えてきている自治体が出ています。その動向も踏まえながら、ぜひ、こういった職員の安定が、そこを図れるように対応をお願いいたします。

それでは、5番ですね。処遇改善加算の導入と、職員の処遇改善について。

保育分野では、人材確保や資質向上を図るため、国の処遇改善等加算1から3、つまり経験年数や、スキルアップや、人材確保の加算が一本化、拡充化されていますが、宿毛市では会計年度職員に対する加算制度の適用が進んでないと指摘があります。

質問します。

加算制度を導入していない理由と、市としての課題確認をお聞かせください。

お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

保育分野の処遇改善加算は、保育士の処遇向上を目的として、厚生労働省が定めた加算制度ですが、本市の会計年度任用職員の保育士につきましては、保育士の処遇改善加算を導入した民間の保育園や、また他市町村の保育士との給与水準と比べましても、均衡が保たれていると考えているため、処遇改善加算は導入をしておりません。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 処遇改善加算は、1、2、3ありますけれども、全ての職員に加算する額が9,000円、令和4年度から始まっています。

つまり、これを月額9,000円考えると、加算しているところが、この令和4年から、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年。令和7年までと、9,000円ですから、大体1年10万円取らないと、1人40万円もらえないはずの処遇です。そういうことも考えて、今、置かれている会計年度職員の状況も踏まえて、対応していただきたいと思います。

それでは、長年勤務し、資格を有しているにもかかわらず、処遇改善の恩恵を受けられない任用職員の現状について、市の見解をお聞かせください。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

先ほど答弁した内容のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 次の質問に行きます。

今後の加算制度に対する方針や、検討状況を

お示しください。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

現時点におきましては、保育士の処遇改善加算の導入は、検討をしておりません。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） だんだんと、もうちょっと進めてほしいと思います。

次の質問。

保育補助員として任用されている方が、実際には保育資格を要する業務に従事しているとの指摘であります。

私、何回か、知り合いを通じて、こういう事例を、宿毛市の事例を聞いています。

当然、資格を持っていれば、補助員に入っても任せますからね、現場でね。そういう事例を聞いていますので。

ですから、これは地方公務員法の職務給原則に照らして、問題ではないでしょうか。市の見解を伺います。

実際にある事例ということです。

○議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、6番、今城議員の再質問にお答えいたします。

保育現場では、保育の質を確保しつつ、現場の円滑な運営を図るために、多様な人材の協力と適切な役割分担が不可欠と認識しております。

保育補助員は、正式な資格を持たない場合でも、一定の範囲内で保育士の指導監督の下において、子供たちの日常生活や遊びの支援を行う役割を担っており、その業務は多岐にわたります。

具体的には、保育士の指導の下で、子供たちの遊びや学びをサポートし、日常生活の中で基本的な生活習慣を身につける手助けや、屋外で

の遊びや室内での活動においては、子供たちが安心して楽しむことができるよう配慮し、必要に応じて適切な指導を行うことを行っております。

また、食事やお昼寝の時間にも、子供たちが快適に過ごせるように、サポートすることが求められています。このように、保育補助員は保育士と連携しながら、子供たちの発達段階や特性に応じた支援を行うことをはじめとして、保育運営全般のサポートを行うこととなっています。

保育補助員が本来の役割範囲を超えて保育士業務に従事していることはないと考えておりますが、もし仮に、保育補助員が本来の保育補助的役割を超え、直接的に保育士と同等の業務に従事している場合には、改善が必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 現場の運用というの、園長先生のその場の適用というのもありますから、労働上の関係も含めて、しっかり認識してもらうということも大事だと思います。

できる人には、つい任せてしてしまうということが、職域を超えているということがありますので、またそういう事例がありましたら対応してください。

それでは、6番です。任用対応に対する個別事例についてです。

これは当事者から許可があって、確認しています。ただし、個人へのフォーカスではなく、事例から会計年度人事に関わる市の基本姿勢を問うものでありますので、その点を配慮をお願いします。

宿毛市では、10年以上にわたり継続勤務してきた保育資格者に対し、事前の相談や説明も十分でないまま任用を打ち切り、その後、公募に

より、保育補助員として任用されたという事例があったと伺っています。

現在も、実態としては保育士資格を要する業務に従事しているとのことですよ。

質問します。

長年勤務してきた職員に対し、突然、任用打ち切りを行うことが、生活や人権の観点から問題ではないかと考えます。市としての見解を伺います。お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

繰り返しにはなりますが、宿毛市の会計年度任用職員の任用につきましては、公平な雇用機会を設けるという観点から、毎年度公募し、平等な取扱いとするという原則を踏まえた採用を行っておりますので、長年勤務してきた職員について、翌年度以降も、再度任用される可能性はあるとしても、それが確約されているものではございません。

以上です。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それとは全く別次元の問題を聞いています。

長年、そこに連続して働いて、そこで人生を築いてきた。キャリアを持って業務を行ってきた。それが突然、パンと切られる。そこに対する、労働における人権確保が必要です。それを言っているだけです。配慮してください。

それから、次の質問。

保育資格を要する業務に従事しているにもかかわらず、支援員として、任用処遇されていることについて、市は是正の必要があると考えていますか。

○議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、今城議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、保育補助員が本来の役割を超えて、保育士業務に従事していることはないと考えておりますが、現状を確認し、もし仮に保育補助員が本来の補助的役割を超え、直接的に保育士と同等の業務に従事している状況があれば、業務分担を改善する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） その職場では、やっぱり保育士資格を持った方に見てもらおうということが必要なんじゃないかと思います。そのほうが、職場の安定性が図れるんだと思います。

ということは、僅かな金額です。結局、さっき言った1の5か1の2.5かと言っても、同じく18万円台だと思います。

だから、もうちょっと差があるけれども、ほんの僅かなものです。

その金額の差のことだけの話なら、保育資格者として勤務してもらったほうが、職場にとってはありがたいんじゃないかと思っています。

給与表を見てください。そういった配慮も、現場にとっても必要ですし、そういうことも必要かと思います。

それでは、今後、長期勤務職員への、突然の任用終了が繰り返されないよう、任用決定や処遇の明確化、透明性の確保に向けた制度改善を検討する考えはありますか。お願いします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

本市における会計年度任用職員の採用につきましては、現状の採用方法を変更するつもりは現状ございませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） さっき言った給与表を見ると、補助員で1の5、これが最大で、月額18万8,000円。

保育士としてやったら、21になっていますから、21万3,600円。こういうぐらいの金額です。

ですから、現場を生きさせるためには、資格者が現場を受け持って、その責任においてやってもらうというほうが、安定な職場が築けます。もちろんそうです。その処遇を受けて、私はこの仕事をやっている。その任務でやっている、という状況をつくってください。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になろうかと思います。

最後に、会計年度任用職員は、行政業務や地域の福祉を支える重要な担い手です。

そうした職員が、安心して継続的に働くことも可能になる制度をどのように構築していくのか。また、公正かつ透明性ある任用手続、適切な勤務評価制度、長期勤務者の処遇改善に関する今後の方針について、市長の所見を伺います。よろしくお願いします。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

るる今城議員の考え方であるとか、今の現状、お話を聞かせていただいたところでございます。

会計年度任用職員、既に市役所の正規の職員に対して、22.6%が会計年度任用職員で、今、業務を行っていただいているということでございますので、当然、本市の行政運営や地域福祉の推進にとって、重要な担い手になっているところでございます。

そして、会計年度任用職員の採用の在り方につきましては、今城議員のほうからも、宿毛市の会計年度任用職員になりたいというような、

そういった思いを持つ方々によって、こちらで働いていただくような形、そういうのを目指せというお話もいただいたところでございまして、今後も公募という方法によりまして、広く公平公正な雇用機会の提供を行ってまいるのがいいのではないかというふうに、現在としては考えているところでございます。

なお、会計年度任用職員の方々のライフワークと言いますか、そういった形の中で、正規職員にはならず、臨時であったりとか、そういった会計年度任用職員として、長年にわたって働いていただいている方々がおられるというお話でございます。

やはり、会計年度任用職員の方が、その正職を選ばずに、そこで働いておられる方々、それぞれ理由があるとは思いますが、例えば近年は、正職の採用の年齢の引上げも行っているところでございます。

今後におきましても、市民の方とは限りませんが、この地域の方が、宿毛市のそういった職員として働いていただく。そういった場合において、自分のライフスタイルに合った、働く職場の形成と言いますか、そういったことが選べるような、そんな選択肢も広げていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった形の中で、会計年度任用職員の在り方についても、しっかりと考えながら進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 再質問しようかと思いますが。

今言ったとおり、広く公募をして、機会を与えることが必要です。しかし、例えば保育職やその他教育関係、どうしても継続して雇わなければならない状況になった、こういうことが起

こりますよね。

そうすると、毎年、今年で終わるんじゃないかという不安定な境遇で働かすこと、これは本当に罪なことです。

無期に、10年、15年とか働いている状況の方が、例えば50ぐらいになって、突然切ったときに、これまでのキャリアが次に、すぐに生かせるかといったときに、あまりにも不適切ではないかと思います。そういった方が保障されるという制度をつくり上げる。

それから、1年ごとの契約で、割とスパンを開けながらとか、呼ばれたときにやってくるとか、そういうやり方がいい方も当然あると思います。

ですから、結局、そこで安定的な職場を見つけれられる、会計年度制度においても、そこに変化し得るものにしていただきたらと思うんです。

そのいいところを生かしながら、しかも働いている方々がキャリアアップして、正職への道とかということにつなげられる、そういう制度ができるはずですので、ぜひ皆さん、研修していただいて、まずはそこにおける、困っていることは何なのかということをしきりと掘り出して、精神的なケアも含めて、対応がまず始まって、そこで労働条件は、どういうところが整えられるか。

スタートを始めると、5年もすれば変わっていると思います。ぜひ頑張ってください。

ということで、最後の締めに行きます。

会計年度職員制度は、制度の課題は、地域に住み、働く人をどう見るかという、行政の姿勢が問われる問題です。

不安定な立場で市民サービスを支えている職員に対し、それに見合った待遇と、尊重がなされているか。実態と、人間に根差した柔軟な運用が求められます。

宿毛市が人を大切にする市政に進むことを強

く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

-----・-----・-----

午前11時37分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 皆さんこんにちは。久しぶりにこの一般質問の場に立ちますので、非常に緊張しておりますので、どうかお手柔らかに、よろしくお願いをいたします。

今回、私は三つの項目について質問をさせていただきます。

まずラーケーションについて、続いて、山林火災について、そして戦没者追悼式と平和教育について、この3点について質問をさせていただきますので、市長そして教育長、またそれぞれの担当課長の皆さん、よろしく御答弁をお願いをいたします。

それでは、まず初めに、ラーケーションについて質問をさせていただきます。

まず、この通告を出したときに、多くの方々から、ラーケーションとは何ぞやという、まず御質問をいただきました。なかなか耳なじみのない言葉である方も多いことと思いますので、まず質問の前に、このラーケーションについて、簡単に御説明させていただきます。

ラーケーションというのは、ラーニング、つまり学ぶということと、バケーション、休暇、この二つを掛け合わせた造語となっております。

つまり、学びながら休暇する。休暇の中で学びをするという意味でございます。

聞き慣れない方も多いというのは、実は2023年に愛知県と、それから大分県別府市、こ

れが先陣を切って導入をしようとした制度であります。

簡単に一言で言いますと、学校を休んでも、その間は休日扱いにならないよという制度です。

その学校の中で学べないこと、また教科書では教えてくれないこと、それを校外で、いろいろなところに行って体験したり、見たり、聞いたりすることによって、学校では教えてくれないことを学ぼうじゃないかという制度にもなっております。

今の子供たちは、なかなか自らが動いて、自らが解決する、そういう能力に欠けているのではないか。また、これからの社会は、自らが課題を見つけて、それを解決する、そういった能力が必要ではないかという考え方からも、この制度、生まれたものでございます。

また大人の視点でいきますと、働き方改革、そしてまた休み方改革、そういった意味も含まれております。

大分県の別府市が非常に採用に積極的に進んだということの中には、大分県別府市は、非常に観光産業に従事していらっしゃる方が多い。観光産業となりますと、どうしても土日ですとか、そういったところに休みを取ることができない。そういった面で、なかなか休日を子供と一緒に過ごせない。子供と触れ合う、また、家族の団らんの方がなかなか設けることができない、そういったことから、別府市はいち早くこのラーケーション、手を挙げました。

そのほかにも、例えば観光に従事する方が多いところで言いますと、栃木県の日光市ですとか、沖縄県の座間味村などがあります。

もちろん観光産業にかかわらず、サービス産業ですとか、また24時間操業でフル回転しております製造業の工場なんか勤めている方は、いろいろその勤務時間が、交代制であったり、シフト制であったりするために、休みを子供に

合わせられないというようなところがありまして、そういった側面からも、この制度を推進している自治体が、でもまだそうは多くありません。まだ始まったばかりの制度ということです。

この制度、始まったばかりですので、導入している自治体も少ないですけれども、近年、だんだんと導入に向けて多くなっております。

宿毛市でもこの制度、導入をしたらと、私も強く推奨するには、まだちょっと勉強不足のところもあるのですけれども、この制度について、本市ではどのように考えていらっしゃるのか、それをまずお聞かせください。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

ラーケーション制度の導入に関しましては、先ほど議員から御説明いただいたように、愛知県が2023年に制度導入を行っているということを聞いております。

愛知県では、親子が学校外で体験学習や学習旅行を行う際には、その児童は学校を欠席扱いにならないとしており、保護者も児童と一緒に平日に休みを取れるよう、工夫されている、そのように伺っております。

ラーケーションの実施によりまして、親子での宿泊学習も増加すると予想されており、地域経済への貢献も期待されているというふうに言われております。

ラーケーションのメリットとしましては、親子が共同で学びや体験を行うことにより、家族の絆がより深まることや、子供の学びを豊かにする効果があると言われております。

先ほど議員がおっしゃいましたように、自ら解決する力であったりとか、課題を発見する力、そういうところは本当にこれから生きていく子供たちにとっては、大変重要な力、非認知能力

の力を強めていくということは、本当に大事ななというふうに、私のほうも認識はしております。

また保護者にとりまして、平日に子供と過ごせる時間が増えるため、ワークライフバランスの改善につながると、期待されております。

ただし、学校現場におきましては、単なる観光やレジャー目的の旅行など、ラーケーションとして認められにくいケースなどの判断基準が明確でないこと、また、ラーケーションを取得することにより、学校を休む期間の学習をどのように補うかなど、教職員の負担増も懸念されております。

また、平日に保護者が休暇を取得するための、理解や協力が必要となってくると思います。

本市としましては、ラーケーション制度の導入につきましては、現状では難しいと、このように考えておりますが、子供の主体的な学びを促進し、親子のコミュニケーションを活性化するなど、多くのメリットを持つ制度であるものと認識はしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 教育長、御答弁ありがとうございます。

教育長が今おっしゃってくださったように、メリット、デメリット様々ありますけれども、ラーケーション制度、大体導入している自治体は、長さとしては、大体3日ぐらいのところが多うございます。3日から、私が調べたところでは、長くても、年間5日間。

先ほど学習に対する進度というお言葉もありましたけれども、年間3日ぐらいなら休んで、いろんな体験をするほうが、私としてはいいんじゃないかなという気もするんですけれども。

もちろん、教職員の方には御負担にならないように、あくまで学習に対する進度に対しては、

これは新居浜市でしたか、ラーケーション制度について書かれたところを読んだんですけども、学習態度の進捗については、もう個人が自宅で自習をする形で補完していくというふうに、もう既に市のほうでは、そういうことも決められておりましたし、私もまだ勉強不足ですので、なかなか推進してくれとは言いきいのですけれども、ぜひともいろんな形で御検討をいただければと思います。

そして、このラーケーション制度ですけども、これが本市の観光に生かせないかということも考えました。例えば、先ほど申し上げましたように、いろんなことを体験したり、見たりするということで、例えば宿毛市は非常にラーケーションに適した観光といいますか、そういった学習できるまちであるよということを、そのラーケーション制度を導入している市町村にアピールをして、例えばいろんな企画を立ててみるとか、そういったところで、観光振興に役立ってないものかなという思いがいたしました。

ラーケーションに最適なスポットですとか、企画ですとかを立てたり、宿毛市の場合でしたら、農業、林業、そして漁業、第一次産業盛んですので、そういったことの体験ですとか、見学をするですとか、またあとダムが3か所ありますので、ダムを巡るツアーですとか、また本当にキャンプに恵まれているところ、サニーサイドはもちろんですけれども、日平であるとか、咸陽島であるとか、そういったところで、親子でキャンプをしてはどうだろうか。

そういうことをいろいろ提案して、ラーケーション制度を導入している自治体に、いろんな面で働きかけてみるのはどうかなという、観光産業の振興という点から注目をしたんですけども、その点、担当課、御見解をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大内淳平君） 商工観光課長、川村三千代議員の一般質問につきまして、お答えいたします。

御質問のラーケーションにつきましては、これを地域・家庭での教育の一環と捉え、校外学習として、一部自治体で取り扱われているもので、議員から御紹介ありましたとおり、先行自治体の活動事例としては、海、山、川などの自然観察や、農業、漁業体験、芸術活動、スポーツ、資料館等の施設見学など、様々なものがございます。

観光振興施策に落とし込んでみますと、平日や閑散期への誘客によりまして、観光需要の平準化につながるなど、宿泊や飲食といった観光関連事業者にとってメリットがあるものと考えております。

また、本取組を活用する方々にとりましても、宿泊や利用料金が安い平日などに活用することで、交通渋滞や、施設での混雑に巻き込まれにくくなるなど、比較的のんびりと、目的の体験や学びを満喫することができ、本制度により、期待される効果をより高めるメリットがあるのではないかと考えております。

このラーケーションに対応した観光振興を行うためにも、まずは既に導入している自治体や受入れ団体などの先進事例を詳細に把握し、運用状況や課題を丁寧に調査していきたいと考えております。

本市が有する自然や歴史といった素材は、本制度と非常に相性がよく、地域の魅力をより感じていただけるよい機会となるのではないかと考えております。

今後は観光協会や商工会議所など関係機関としっかり議論する中で、観光客誘致に向けた取組として、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 課長もおっしゃられたように、観光産業の繁忙期が分散しますし、そしてまた、閑散期の需要促進ということにもなりますので、ぜひともいろいろな形で取り組んでいただきたいと思います。

ラーケーション、その期間が3日間という自治体が一番多いということで、あまり遠方の自治体に働きかけても、なかなか3日間という日にちの中では来ていただけないかと思えますけれども、もうこの2025年度に入りまして、お隣の徳島県も導入をいたしましたし、この近くで言いますと、愛媛県の新居浜市もそうですし、先ほど申しました別府市や山口県などもございます。

近くの自治体には、本当に働きかけをいたしますと、いい成果が出るのではないかなという思いもしておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

ラーケーションに関する質問は以上といたします。

それでは続きまして、山林火災の防火、消火について、質問をさせていただきます。

今年になりまして、2025年になりまして、本当に大きな大規模火災が、2月、3月と頻発をいたしました。皆さんも御記憶に新しいことと思えますけれども、その中でも一番大きいのが、岩手県の大船渡市の2月に発生した火災がありました。

鎮火までの日数が41日間、また焼失面積が、市の面積の約10%に当たります3,000ヘクタール以上を焼失いたしまして、また被害に遭った家屋、建物は200棟を超えております。

また、避難指示が出た方については、約4,500人から4,600人、大船渡市の人口の約14%に上る方々が避難指示を受けました。

また、大船渡の基幹産業であります漁業にも、

非常に大きな影響を及ぼしたと聞いております。

また、大船渡市は東日本大震災でも大きな被害を受けたところであり、そのときに津波の被害を受けた方が、今度はこの山林火災でも被災なさったということも聞いております。

どのようにお声がけをしていいかわからないという、本当に大変な火災でした。

また3月になりますと、このお隣の愛媛県の今治市、そしてまた岡山県の岡山市でも大きな火災が起きました。

今年は本当に春先、火災が、山火事が特に多いとされる時期ですけれども、大規模な火災が多かったなという思いがしておりますが、この大規模火災が頻発したことについて、本市はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ラーケーションについても、少し市長の考え方もというお話も聞いていたので、少しまとめたものがあつたのですが。

また、例えば大分県の別府市の長野市長とは、それぞれ市議会議員時代から研さんをし合って、いろいろ活動してきた仲間でもありますし、またいろんな形で、どういった形で取組をしているのかということも、お伺いもしていきたいというふうに思いますし、またそういったところの、やるかやらないかということに関しては、教育委員会部局なのですが、受入れに對しましては、どういったことを望まれているのか、そういったことは自分たちも考えることができるというふうに思っておりますので、また、ともにいろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そしてこの山林火災、本当に大きな脅威となっているところでございます。やはり自然環境や生態系にも深刻な影響を与えますし、また

人々の生活、安全といった面でも、本当に大きな脅威となっているところでございます。

本市としても、非常に重要な課題と認識をしております、山林火災の予防、速やかな消火活動が重要であるというふうに考えております。

その詳細につきましては、担当のほうから説明をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（三木健正君） 総務課主幹。

○総務課主幹（大海則次君） 総務課主幹、お答えをいたします。

詳細について、答弁いたします。

まず、火災予防に関しては、市民への啓発活動として、春と秋に消防団車両にて、市内防火パレードを実施しており、また、登山道やキャンプ場など、利用者に対して、消防団と宿毛消防署が連携して、火の用心の看板を設置して、周知しております。

さらに乾燥した季節には、火の取扱いに関する注意喚起を、引き続き行ってまいりたいと考えています。

消火活動に関しては、地域の消防団と幡多西部消防組合、宿毛消防署の連携の下、消防団員に対して、必要に応じた消火訓練や、地域防災研修に積極的に参加していただき、地域における防災、消火力の向上に、引き続き取り組むことにより、地域の消火活動の強化に取り組んでいきたいと考えます。

今後も山林火災の発生リスクを最小限に抑えるため、引き続き、防火意識の向上に取り組んでまいりますので、市民の皆様にも、火災予防に御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） まず、市長におわびを申し上げます。ラーケーションでの質問のときに、大切な市長への質問が抜かっておりま

した。これも2年間のブランクのせいと、どうか御容赦ください。

そしてまた、火災についてですけれども、いろいろ消防署のほうでも、防火、そういったことの注意喚起に尽力なさっているという御答弁をいただきました。

さて、山林火災についてですけれども、様々な要因がありますけれども、やはり火入れや野焼きの火が燃え移ったということも原因の一つと数えられることも多うございますが、本市においては、火入れや野焼きについて、どのような対応をなさっているのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

森林から1キロメートル以内にある土地において、その土地の上にある立木竹、つまり樹木とか竹林ですね。雑草、堆積物を面的に焼却する火入れにつきましては、森林火災防止の観点から、森林法により、市町村長の許可を受けた上で行わなければならないこととなっており、市町村長は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、これの4項目に準じる事項で、農林水産省令で定めるもの以外は許可してはならないとされております。

その中で、本市における火入れにつきましては、宿毛市火入れに関する条例の定めにより運用しておりますが、許可時には、1回の火入れ対象面積を支持する等、山林火災につながらないように努めているところでございます。

今後におきましても、火入れに関しましては、事前許可制である旨を、広報すくも等により周知徹底するとともに、許可時には、条例の遵守を指示することで、山林火災が発生しないように対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、刈った草などを含む廃棄物の野焼きに

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外を除いて、原則禁止されておりますので、その点についても、合わせて広報等で周知するとともに、野焼きと疑わしい事例等が発生しましたら、宿毛警察署と連携して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） しっかりと、許可制であるということを、市民の皆さんに徹底をお願いをいたしたいと思います。

そして、今回の大規模火災についてですけれども、やはり大規模火災となりますと、その自治体だけでは対応できずに、近隣の自治体ですとか、また自衛隊など、いろんなところに消火の応援を要請したとも聞いておりますが、本市でこのような大規模な山林火災が起こった場合は、どのような消火体制を取るようになっておりますでしょうか、その点を御説明お願いいたします。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山林火災の発生当初は、発生地区の消防団が幡多西部消防組合、宿毛消防署と協力しながら、消火に当たります。

当初の部隊では対応できないと判断した場合は、発生地区外の消防団や、幡多西部消防組合内の大月分署や三原分署に応援要請をかけ、部隊の増強を図り、消火に当たります。

火災が隣接市町村に拡大するなどのおそれがある場合や、幡多西部消防組合管内の部隊だけでは消防力が劣勢と判断した場合には、高知県内広域消防相互応援協定、宿毛市・愛南町消防相互応援協定、そして四国西南地域消防相互応援協定に基づき、私が他の市町村長等へ応援要請を行うこととなっております。

それでも鎮火が見込めない場合は、高知県知事部局と協議をいたしまして、総務省消防庁長官に、緊急消防援助隊の応援要請を行います。

本来、地震・津波などの大規模災害に対して要請を行うものでありますが、災害の状況及び高知県内の消防力を考慮して、応援が必要な非常事態であると高知県知事が判断されると、山林火災でありましても、緊急消防援助隊の応援要請を行いまして、消防活動へ支援していただくこととなります。

そのほかに、自衛隊への要請など、あらゆる人脈を活用いたしまして、宿毛市の被害軽減のために、大規模山林火災に対応していく、そういった所存でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） しっかりとした応援体制が、既に取りられているということで、安心をいたしました。

本当に、非常時には市長が指揮官となって、的確に、迅速に判断なさっていただけることと、頼りにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

そしてまた、山林火災の、これほど大規模化した要因、様々あると思いますが、実は4月に四国の議長会がありまして、ちょうど今治の議長と同席をすることがありました。

その際に、今治の議長には、山林火災のことについて、お見舞いも申し上げましたし、少しお話をさせていただきました。

その中で、私のほうから、これほど大規模化、長期化したのは、今治市の場合は、消火まで9日間だったのですけれども、どんな要因が考えられますかとお伺いをいたしましたら、まず、開口一番、議長がおっしゃったのは、やはり山林の荒廃というところも大きいですねと。原因の一つですねとおっしゃいました。

山林の荒廃は、度々議会でも取り上げられている問題ではありますが、山林の荒廃が山林火災の大規模化にもつながるのかと、改めて考えたところでございますが、この山林の荒廃について、本市ではどのように考えていらっしゃるのか、また取り組むのか、それをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

森林の荒廃は、森林内に立ち枯れした木や、枝などが堆積する状態を生み出し、大規模森林火災につながりやすい環境になる可能性があることが指摘されております。

その中で、昨日の野々下議員の一般質問でも御答弁させていただきましたが、本市としまして、森林環境税を活用し、未整備森林を少しでも減らす対策を実施しているところでございます。

また、さらに加速させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 森林環境税がこういうところでも役に立つということで、改めて森林環境税の大切さも学ばさせていただきました。

それでは続きまして、その空き家や廃屋、一般の御家庭にも通ずることなんですけれども、池や井戸の確認について、質問をさせていただきます。

実は、今から50年ほど前、私が小学校の時代だったんですけれども、実はうちの裏山も火事になりまして、本当に我が家のすぐ近くまで炎が参りました。実際、私はそのとき小学校に行っておりましたので、間近に火を見たわけではないんですけれども、父がそういうふうに申しておりました。

そのときに、どうして消火ができたかという、我が家には井戸と池がありまして、そこから消防団の皆さんがポンプで水をくみ上げて、迅速に消火をしてくれたおかげで、何とか家への被害はなくなりました。

ただ残念なことに、池で飼っておりましたコイは、全部死んでしまいましたけれども、コイが何とかうちの家を守ってくれたのかなと思っております。

そういったことで、山林火災が大規模化する一つの要因の中に、なかなか山林というのは、水の便が悪い、水利が悪いということがございます。

消火栓があるわけでもないですし、防火水槽があるわけでもありません。消火に何より必要な水の確保ということが、なかなかままならない、そういった側面もございます。

そういったことで、やはり民家の井戸や池、これを活用しないといけない場面が、これから多くなってくると思います。

また、50年前に比べて、今は空き家の数も相当増えておりますので、空き家に対しては、なかなか井戸や池の把握ができないんじゃないかなと、そういう不安もあるんですけれども、そういった空き家や廃屋と化したような家もそうですけれども、そういったところの井戸等の水を確保できるような、水源となるようなものの確認、調査というものはなされてますでしょうか。その点についてお聞かせください。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、10番川村議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市では、令和6年度に宿毛市全域の空き家実態調査を行って、空き家を把握しておりますが、こちらの調査のほうで、建物の老朽等の度合い、それから建物、立木等の倒木による周辺環境に及ぼす危険性という視点で、調査を行

っておりますので、井戸の有無等、池とか、そういったものの有無の調査には、適していないものではなかったかと思っておりますので、把握まではできてない状況でございました。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） なかなかそういう調査までは行き渡っていないというお答えでしたけれども、やはり先ほども申しましたように、山林火災では、なかなか水の確保が難しゅうございます。

また、実際、住民の方がいらっしゃるお宅でも、なかなか火事のときに不在なときもありますし、そんな留守宅に入っていって、井戸とか使っていいものかと、消火するときにちゅうちょなさる場合もあるかもしれませんが、火災は、山林に限らずですけれども、迅速な初期消火というのが何よりも必要で、重要なものとなってきました。そういった観点からも、住民の方がお住まいのおうちももちろんですし、空き家や廃屋となったところの家の方々に、火災などの非常時には、井戸や池を使用しても構わないという承諾を、あらかじめもらっておくことも必要ではないかという思いがしております。

今後、なかなか難しいことかもしれませんが、そういった観点からも、何かよい方策、対策、そういったものを御検討していただくことはできないかなという、願いといいますか、望みがありますので、また執行部の皆さんで御検討をいただければと思います。

そして山林火災、一旦起こりますと大変な思いをする方、そしてまた、先ほど市長の御説明にありましたけれども、生態系や自然環境に悪影響が及ぼしますし、何より人命、大船渡ではお一人の方がお亡くなりになっておりますし、人命や大切な財産、そういったものが燃え尽くされて、焼失してしまいます。

そして、岩手県の大船渡、それから今治、岡山もそうですけれども、今、消火はいたしましたけれども、これからの雨の季節、これから梅雨時に入っておりますし、台風や豪雨の季節がやってまいります。そういったときに、山の保水力が失われて、またあれほどの大規模な災害になりますと、相当の灰が溜まっておりますので、それが土砂災害のように流れてくるのではないかと、そういった灰や、また土砂崩れの心配が今されているところでございます。

特殊な土のうを設置するなどして、対策はとられているようではありますが、やはり火事というのは、消火がされて、鎮火がされてからも、様々な問題を生む、悪影響を及ぼすということで、皆さんには気をつけていただきたいと思います。

本当に山の付近での火の取扱い、これには十分気をつけていただきたい。

日本における山林火災のほとんど、大部分は人為的なものです。先ほど御説明いただきました、火入れや野焼き、それからたき火、たばこの不始末、それから放火。海外においては、落雷などによる自然発火的な山林火災も多く見受けられますが、日本では本当にそういう人為的な要因で、ほとんどの森林火災が発生しております。

こういったことから、今後、市民の皆様にも御注意をいただきたいですし、市としても、様々な形で注意喚起や指導をお願いをいたします。

ということで、山林火災についての質問は、これまでとさせていただきます。

続いて、戦没者追悼式の在り方と平和教育について、質問をさせていただきます。

来週6月23日は、沖縄慰霊の日を迎えます。

これから8月の広島、長崎の原爆の日、そしてまた終戦記念日と、日本が一番戦争について

考え、そしてまた亡くなった方を追悼する、そういった季節が巡ってまいりました。

そういったことから、今回のこの質問を挙げさせていただきました。

まず、戦没者追悼式についてなんですけれども、実は私、議長のとくに、戦没者追悼式に参加するときの服装、ドレスコードなんです、宿毛市は喪服での参加ということになっておりました。

県で毎年11月1日に行われております戦没者追悼式は、平服で出席というふうに定められておりますが、宿毛市が喪服だったものですから、議長だったときに、担当課のほうに、これは喪服だということに、何か明確な目的というか、決まりがあってそうしているのか。県の追悼式も平服であるのに、この服装、ドレスコードについての検討の余地はないのか。宿毛市も平服にしてはどうだろうかということを提案いたしました。

遺族会のほうとも相談をしてくれ、検討してくれということで申し上げましたら、昨年から平服での参加ということになりました。

ここでちょっと危惧しているのは、遺族会も含めての検討の中で、何か反対意見ですとか、喪服に対しての思いというようなものがあつたのでしょうか、その点をまずお聞かせください。

○議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、10番川村議員の御質問にお答えいたします。

昨年、当時の川村議長から御意見をいただきまして、追悼式の服装について検討いたしまして、昨年度より、本市の追悼式におきましても、県の追悼式と同様に、平服で差し支えないということにさせていただきました、参列者の方からは、特段、御意見等はいただいております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 喪服から平服への、移行してはどうかという中には、いろいろな、私の中にも思いがあつたのですけれども。

喪服を着ての参列というと、何か参列するの、何かハードルが上がるような気がいたしまして、もっといろんな方々に、いろんな世代の方々に参列をしてもらいたいという思いが湧いたときに、やはり喪服での参列よりは、平服の参列のほうが、参列しやすいという言葉の表現が合っているのか、ちょっと疑問ですけれども、そのほうが多くの方々に、参列者追悼式の門戸が開かれるのではないかという思いから、提案したことでもございました。

実際、遺族会を中心とする戦没者追悼式では、なかなか、もう戦後から80年ですので、高齢化も進んでおりますし、そういった意味で、何となく規模が縮小していくのではないかとということも危惧しているのですが、その戦没者追悼式の参列者の推移については、資料がございますでしょうか。参列者の人数、規模等について、御説明をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、10番川村議員の御質問にお答えいたします。

宿毛市戦没者追悼式の参加人数につきましては、御遺族の高齢化等によりまして、これまでも減少傾向にありまして、コロナ禍の入場制限や参加自粛を行う前は、50名を超えていた参加者が、直近3年間では、令和4年度は43名、令和5年度は40名、入場制限を解除した令和6年度につきましては39名と、年々減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） やはり、戦後80年という月日が流れました。そういったことから、今後、遺族の2世、3世の方々はじめ、

遺族でない方々の参列も促すような、そういった形を取っていくべきではないかと。追悼式の在り方、追悼式の運営の仕方を、いま一度考えてみるべき時期に来ているのではないかという思いもしております。

もちろん遺族会の皆さんの御意向が一番ですが、けれども、遺族会の皆さんと、またいろんな形で御検討をしながら、話し合いをしながら、今後の追悼式の在り方についても考えていただきたいと思います。

そして、戦争に対する追悼の思いで、追悼式をすることももちろんなのですが、やはり80年という時間の流れの中で、どんどんと戦争の記憶も風化してまいります。そういったことから、追悼に関する行事とか催物、そういったものにも取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

追悼式に加えまして、もちろん追悼式と同じ日に、同じような形でやるようにというわけではないですが、例えば戦争や平和に関する写真展や、書籍の展示、またそういった、どなたか講師をお招きしての講演会、また映画の上映会や、そういったことを毎年、いろんな形で変えながらやっていくのはどうか。

ちょうど私の後に質問なさる松浦議員は、鶴来島の戦争遺跡のことについて取り上げられるようですけれども、例えば、その戦争遺跡への見学するツアーを企画するなど、そういった戦争や平和関連の催物をしてはどうだろうかという思いがあるのですけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

今年は、終戦後80年を迎え、戦争体験者の高齢化が進む中、戦争を知らない人々が、戦争

について考えるきっかけとなる平和教育は大変重要であると認識しております。

今後につきましては、坂本図書館で終戦記念日に合わせて実施している戦争と平和をテーマにしたコーナー展示や、宿毛歴史館などが所有する戦争に関する資料なども活用する中で、様々な世代が、平和について学び、考えるきっかけとなる戦争関連行事につきまして、市長部局とも連携し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） やはり戦争というものの記憶が風化している現在においては、いろいろな形で、その80年前の悲劇を語り継いでいくこと、平和への思いを継承していくこと、それは本当に大切なことだと思います。

ちょうど朝の連続テレビ小説、やなせたかしの奥さんの暢さんを主人公にした「あんぱん」が、現在放映されております。

ちょうど先週から、たかしが戦争に行く、その戦争のパートに入っております。

先週など、特にたかしが理不尽な理由で殴られるシーンが多くて、これは朝から見てられないというような視聴者の方も、多くいたと伺っておりますけれども。

確かに理不尽な理由で殴られるたかしを見るのは辛いございましたが、それでも「あんぱん」で、今描かれている戦争は、まだ朝、視聴者の視聴に耐えられるように、あれでもマイルドにしてあると思っております。

本当の戦争というものの悲惨さ、これを語り継いでいかなければいけないけれども、一つのドラマを通して、80年前にこういうような日本の姿があった。日本の体制がこのような進んでいたということを思い返す、戦争を知るきっかけになれば、それはすごく大きなことだと思います。

っております。

そういったことから、これからの平和教育、戦争への警鐘というのは、大変難しいところに来ていていると思います。

平和教育を行う、例えば学校の先生にしましても、もちろん戦争を知りませんし、中には、児童の中には戦争の怖さ、悲惨さばかりが胸に残って、もう怖くて嫌だというような生徒の方もいらっしゃるというのも、お伺いをしました。

しかし、怖くても、大変でも、そういう思いを、やはり次世代に継ぐことが、戦争を知らない我々の務めであると考えております。

本当に戦後80年、戦争を知っている世代が人口の1割もいないんじゃないかと。

昨年の統計で、もうすぐ90%に来るという、そういった統計もございましたので、それが去年の夏の統計ですので、もう今はそれよりまだ進んでいると思いますので、本当にそんな中で、どうやって戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に継承していくか、難しいところに来ております。

市長も私と同年代、1960年代生まれです。こういった世代が、これからの世代に、この貴重な体験、痛ましい体験をどう伝えていくか、市長の平和教育に対するお考えをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

よく一般的に、戦争を知らない世代というお話します。戦後80年ということですが、例えば、そのときに、要するに生まれていたから戦争を知っているのかと言いますと、多分、例えばうちの父を例に挙げますと、今、90ですので、10歳までということで、辛うじて、戦争は体験はしてないけれど、こういうふうな世の中だったよということを、自分たち

にも話をしてくれるときがあります。

ただ、本当に戦争のことをしっかりと考えるような、そういった年で戦争を経験した方々というのは、もう本当に少ないのではないかな。もっと言えば、戦争に何らかの形で関わっていた方々というのは、さらに少ない。そういった時代になっているというふうに思っております。

先ほど来、質問をいただいている宿毛市戦没者追悼式には、私は市議会議員時代から参列をさせていただいているところでございまして、市長になってからは、主催者といたしまして、市民を代表して式辞を述べさせていただいている、そういったところでございます。

かけがえのない御家族を失われ、今日まで歩んでこられた御遺族の方々にお会いをし、そしてまた、その祭壇の前に立ちますと、戦争を知らない世代ではありますが、毎年、身に迫るといった思いが込み上げる場、そういった時であるというふうに感じているところでございます。

世界では、いまだに紛争を続けている国や地域がありまして、毎日のように、テレビや新聞では報道をされているところでもございます。

私といたしましても、戦争の悲惨さ、そして平和な世の中がいかに尊いことなのかを、次世代へ語り継がなければならない、そのように思いますし、先達の方々が懸命に築いてこられた、この平和の礎を守ることが、今を生きる私たちにとっての責務だというふうにも考えているところでございます。

そういった形の中で、どのようにこういった思い、そしてこういった、今やっている催物といますか、そういったことに対しまして、今後どのように、また変えていきながら、さらにそういった思いを、次世代につなげる場として、そういった行動、場所がどのように活用できるのかといったものを、皆さんと一緒に考えていきたい、そのように思っているところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 10番川村三千代君。

○10番（川村三千代君） 本当に市長もおっしゃっていましたけれども、うちの母は大正15年生まれで、戦争中は、愛知県の半田市に飛行機をつくりに行ったと申ししておりましたが、その母もまだ存命ではありますけれども、もう認知が進みまして、そのような話もできないような状態になっております。

これが戦後80年の時間の残酷さであり、真実であると思います。

本当に皆さん、この平和な日本であること。しかしながら、世界では様々な戦争、紛争が起こっております。そういったことも加味しながら、これから我々はこの平和な日本を、平和と安定の日本をどのように守り、受け継いでいくのか、考えて、そして行動しなければならない時が来ていると思います。

それでは、市長、教育長、また担当課長の皆さん、御答弁ありがとうございます。

私の一般質問、以上で終わらせていただきます。

○議長（三木健正君） この際、1時40分まで休憩いたします。

午後 0時29分 休憩

午後 1時41分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 13番、松浦でございます。ただいまより一般質問を行います。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、中平市長並びに関係する課長に対し、一般質問を行います。

先ほど、川村議員から、消防のことについて

幾つかの質問がございます。それを受けての防災対策、消防の広域化の問題を質問しようと考えておりましたけれども、かないませんでした。そのため、省くことに決しましたので、今回は2項目、水の確保の問題、そして戦争遺跡の問題、この2点について、市長並びに関係各位の皆さんの御答弁をお願いいたします。

2022年2月24日、この日は皆さん、常に頭の中にあると思いますけれども、ソビエトがウクライナへ武力を用いて侵攻した日であるわけでございます。

4年目を迎えます。いまだに解決はいたしておりません。

そしてまた、イスラエルの問題。イスラエルがイランへの攻撃、またこれを繰り返す。私たち社民党は、世界の平和の問題を真剣に捉え、真剣に考え、市民を巻き込まない、そういう戦いを、今後も一生懸命やってまいります。

市民の皆さんあつての社会でございます。どうかよろしくお願いします。

消防の問題、大変重要でございます。

南海トラフの大地震も予想される今日があるわけでございます。この消防の広域化の問題、真剣に、私なりに質問をしたかったわけでございますけれども、かないません。お許しをいただきたい。

消防の庁舎の問題、職員の処遇の問題、そしてまた、し尿処理の問題と合併をし、組合議会をつくっておりますけれども、これらの問題も含めて、消防の問題もやりたかったわけでございますけれども、かないませんので、お許しをいただきたい、重ねて申し上げます。

それでは、質問に移りたいと思います。

災害時における水の確保、私は、テレビの番組でやられていますように、ポツンと一軒家、こうしたテレビをずっと見やるわけでございますけれども、多くの皆さんが心配するのは水の

確保の問題でございます。

災害時における水の確保、飲料水の確保、そこら辺りについて、宿毛市の今日までの取組等について、お示しをいただきたい。

前にもやったと思うのですけれども、それらを含めて、もう一度、多くの皆さんが心配をいたしておりますので、水の確保、市民には3日、最低でも3日間は用意しなさいと、市民に投げかけをしておりますので、行政は。市民はどういうふうな要望があるのかを受けて、水対策をしなければならないわけでございます。

宿毛市の対策について、答弁を求めます。

○副議長（野々下昌文君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、松浦議員の一般質問にお答えします。

本市における災害時の水道が復旧されるまでの水の確保に関する対応について、お答えいたします。

令和6年6月議会の浦尻議員、9月議会の東議員の一般質問でも答弁した内容と重複しますが、災害時の断水対応を想定し、各自治体が加盟しています日本水道協会においては、事前に災害時における相互応援の体制がとられており、それに基づき、被害のなかった自治体に応援要請を行い、給水車や人員の派遣などで応急給水に協力していただき、今年度購入予定の給水タンクも含め、既に所有しているタンクと合わせ、体制を整え、各避難所等で応急給水を行う想定としています。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 能登はどうやったね。えらい能登の問題には触れられなかったが、能登は、相当遅れている。インフラの問題も含めて。

あのときも、災害の救助言うか、援助言うか、協定は結んでいたものであろう。

それでも、1か月以上経ってしまった。

道がきれいな、平たんな道ばかりではないので、そこら辺り含めて、答弁を求めます。

○副議長（野々下昌文君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、お答えします。

水道管の復旧については、どうしても長期浸水や道路の啓開が終わった後に、本復旧になります。

その前に、水道管を仮設などで復旧をしていくことになります。それについても、宿毛市だけではできませんので、先ほど言いましたように、水道協会を含め、応援をいただくことになります。

以上になります。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 宿毛市は、高知県の唯一の有人離島を抱えた市でございます。

離島の確保対応について、説明を求めます。

○副議長（野々下昌文君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、松浦議員の一般質問にお答えします。

本市の沖の島地区、鵜来島地区は、地理的に孤立しやすい地域であり、大規模災害時の電源、水確保は最も重要な課題と認識しております。

特に海底ケーブルによる電力供給の脆弱性から、水道システムの機能停止が懸念されています。そのため、母島地区の浄水施設には自家発電装置を設置するとともに危機管理課と合わせて、ペットボトルを備蓄している状況です。

さらなる水の確保につきましては、宿毛市の他の地域と同様に、被害のなかった自治体に応援要請を行い、給水車や人員の派遣などで協力していただき、応急給水を行う想定としていますが、離島までの水の供給につきましては、海上の輸送となり、他の地区以上に海上保安署や自衛隊などの協力が必要となりますので、連携

強化に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 電気の工事に1週間かかるわけやね、まともなとこで。まともじゃない状態の中で、どのように考えているのか。ただ単に、直しますだけではいけない。沖の島の離島、鵜来島の問題、抱えた中で、どういうふうにしていくのか分からない。

ただ、直します。船を雇っていきます。保安庁雇うだけではいけない。

離島の対策について、もう一回質問、お願いします。

○副議長（野々下昌文君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、答弁します。

電気の復旧に関しましては、どうしても四国電力に頼らざるを得ないところがありますので、そちらは四国電力に早急に復旧していただくようお願いをしていくという形になります。

水道管については、先ほども申し上げたとおり、水道協会の協力を得ながら、順次直していくという形になります。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 行政でも分からん。素人がしよるんがやないんやけんね。あれを直します、これを直します。だけではいけない。行政が何を、市民が期待をしよるのかというと、早く丁寧に、丁寧に早くいうか、はやれ、はやれ言うだけじゃ、市民もいかんのやけん。

鵜来島の問題、島の問題、本当に分かってないといけない。ただ単に水道管を直します、だけではいけない。

○副議長（野々下昌文君） 松浦議員に申し上げます。

水道課長は、きちっと答えたと思いますので。

○13番（松浦英夫君） それで再質問してるのだからかまわない。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 戦争遺跡について、質問をいたします。

先ほど、宿毛市の沖の島から電話があって、県から来たがどうなっているか。たしか令和4年6月議会だったと思うんですけども、教育長は、その年の3月に、高知県議会の中で、30ヶ所と言っていたと思うが県下一斉に調査をしますということだったが、その調査に該当するのかね。質問します。

○副議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

高知県に問い合わせしましたところ、令和3年度に県下の全体的な戦争遺跡の洗い出しを終え、その中で重要と見られる30か所の遺跡について、現在、個々に現地調査を継続しているとのことでございます。

なお、宿毛市におきましても、令和4年度に鵜来島の砲台跡と、鵜来島の弾薬庫跡、令和5年度に宇須々木の貯油倉庫跡、令和7年度に鵜来島の砲台跡の調査を実施したことを確認しております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） いつをめぐりに、県は、調査を終えようとしよるのか、そこら辺り、答弁求めます。

○副議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、令和4年の調査につきまして、鵜来島の砲台跡と宇須々木の弾薬庫跡が正しい回答となります。訂正させていただきます。

ます。

続きまして、いつをめどにこの調査が行われるのかということにつきましては、県のほうに問合せをしたところ、今後のスケジュールにつきましては、まだ決まっておらず、未定となっているということでございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 長いね、県は。もっと早くやるように、教育長の答弁で30か所と言っていたので、責任もった対応、教育長、お願いします。

答弁求めます。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 松浦議員の再質問にお答えをいたします。

今後、高知県による県内30所の調査が終了した後、保存に関する協議が開催されるとのことでございますので、地権者や地元の方々からも御意見をいただく中で、市としての方向性を煮詰めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 高知県の対応が遅い。教育長、事務局、もっとせかさないといけない。せかしてください、いいですか。

以上で質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でござ

います。ただいま三木議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

今回は、大項目で一つ。宿毛市における自治会支援と地域コミュニティの強化についてでございます。

今回、この質問をしようと考えましたきっかけは、先日、福井地方裁判所において、ごみステーション問題に関する判決が下されました。

2025年4月17日の福井新聞に掲載されたこの判決は、自治会を退会した40代男性が、退会を理由にごみステーションの使用を禁じられたことは違法だとして、提訴した事案であります。

福井地裁は、男性が年間1万5,000円を支払うことを条件に、ごみステーションを使用する権利を認めました。

判決では、使用料を町内会費と同等とすることには、町内会への加入強制につながりかねない指摘する一方で、町内会の地域に住む人は、会員に限らず、公共的利益を受けているとして、ごみステーションの単純な管理費だけでなく、町内会活動の存続維持に必要な費用も考慮して使用料を算定しています。

この判決は、地域コミュニティの役割と法的責任の境界線について、私たちに重要な問いを投げかけております。

宿毛市においても、自治会は災害時の支援活動、高齢者見守り、子供の安全確保など、行政だけでは担いきれない、多様な機能を果たしております。

実際、平成30年豪雨災害や、さきの地震災害時には、自治会による高齢者宅への戸別訪問が多く、命を守りました。

しかし、今、宿毛市においても、自治会加入率の低下、役員の高齢化と担い手不足、活動の形骸化といった課題が顕在化しております。

ある地区では、自治会長が交代できず、別の地区では、転入者の加入割合低下など、自治会に未加入という深刻な実態があります。

私が地域を回る中で、自治会の見守りがなければこの家に暮らし続けることはできないという、90歳の独居高齢者の声や、子供の登下校を地域で見守ってくれていることに安心感があるという、転入家族の言葉は、自治会活動が持つ公共性の証左であると考えております。

誰一人取り残さない宿毛市の未来をつくるために、行政と地域住民の新たなパートナーシップ構築が不可欠だというふうに考えております。

このような思いから、私は今回の一般質問を通じて、地域コミュニティの活性化に向けた具体的な提言をさせていただきたいと考えております。

まず、宿毛市における自治会支援と地域コミュニティの強化について、市長にお伺いいたします。

初めに、自治会へのサポート体制の現状と課題について、現行の自治会補助金の概要や活用状況、また、近年の推移から見れる傾向や課題などについて、お聞かせください。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、東議員の一般質問にお答えをいたします。

本市における自治会への補助としましては、自治会が設置するLED防犯灯をはじめ、本年度からごみステーションの設置に対しての補助金を予算化しております。

また、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備や地域文化への支援を行うコミュニティ助成事業などがあります。

次に、近年の推移から見える傾向や課題につきましては、先ほども議員が冒頭に御説明されましたように、地区住民の高齢化や地区加入者

の減少といった課題等があるとお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 答弁ありがとうございます。

防犯灯やごみステーションへの補助、コミュニティ助成事業など、一定の支援体制が整備されていることは理解いたしました。

しかし、地域住民の高齢化や、加入者減少という課題も浮き彫りになっております。

そこで、自治会の担い手確保に関する課題として、支援策、特に若年層の地域活動参加を促進するための効果的な取組について、市としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、自治会の担い手確保に関しましては、人口減少や高齢化による人材不足が深刻な課題となっております。

そのような中で、幾つかの自治会におきましては、季節ごとの祭りや防災行事といった住民参加型のイベントを行うことで、若年層の地域活動への参加を促すなど、地域コミュニティの醸成を図っているとお聞きをしております。

そのような活動に対しまして、市としましては、イベント用の机や椅子、テントなどの必要な物品の貸出し支援でありますとか、また自主防災組織に対しましては、資機材の提供なども行っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 説明、よく分かりました。

確かに季節ごとの祭りや防災行事といった住

民参加型イベントは、若年層の参加を促す効果があり、市としては、物品貸出しや、資機材提供などの支援をされていることは評価いたします。

これらの若年層の参加促進は、地域活動の創出に不可欠ですが、同時に、地域コミュニティには多様な機能があります。

私が特に懸念しているのは、冒頭で述べたように、自治会の見守りがなければ、この家で暮らし続けることはできないという高齢者の声に象徴される、地域の安全網としての自治会の役割であります。

若年層の参加促進と、高齢者の見守りが、持続可能な地域づくりの両輪と言えらると思っております。

特に、昨今の社会情勢を鑑みると、社会的孤立防止は近々の課題であるというふうに思っております。

そこで再質問いたします。

地域での見守り活動など、社会的孤立防止に向けた取組で、市と自治体が連携している事例や、今後の可能性についてお聞かせください。

○議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、5番東議員の再質問にお答えいたします。

地域の見守り活動につきましては、民生委員・児童委員の皆様が、近年問題となっており、高齢化や過疎化などにより、孤立しがちな高齢者や障害者、子育て家庭など、支援を必要とする御家庭に対して、住民の立場で相談や見守り活動を行い、孤立の防止や虐待などの早期発見に取り組んでいただいております。地域と市役所などの関係機関をつなぐパイプ役として、活動いただいております。

しかし一方で、民生委員・児童委員につきましても、成り手不足が全国的な課題となっておりまして、本市においても、民生委員・児童委

員不在の地区が発生している状況でございます。

今年は民生委員・児童委員の一斉改選を迎えますが、地域にとってなくてはならない存在ですので、地区長をはじめとする役員の皆様や、地域の方々の御協力をいただきながら、成り手不足の解消と、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 答弁ありがとうございます。

民生委員・児童委員の皆様が、地域の見守り活動を担い、行政とのパイプ役として重要な役割を果たしていることは承知しております。

しかし、民生委員・児童委員の成り手不足も深刻な課題であり、不在地区も発生している現状は、非常に憂慮すべき事態であるというふうに考えております。

一斉改選に向けた取組に期待するとともに、この問題は自治会の課題とも密接に関係していると感じます。

そこで、次に住民参加意識の向上と、多様な参加形態の支援について伺います。

自治会以外の地域活動団体について、高齢者を対象にしたものが多く見受けられると感じていますが、市が把握している活動団体についてお聞かせ願います。

○議長（三木健正君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

主に高齢者を対象としている地域活動については、地域単位で集まり、交流をし、昼食を一緒にいただく地域元気クラブが15地区、生き生き100歳体操を通じ、介護予防を実践する介護予防自主グループが50地区。また、地域での福祉活動や生きがいづくりなどを行う老人

クラブ活動、22クラブがあります。

また、団体ではありませんが、複合交流施設さくら内に設置しているいきいきサロンや、あったかふれあいセンターも多くの方に御利用いただいております。健康づくりだけでなく、地域コミュニティの場としての機能も果たしていると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ありがとうございます。

地域元気クラブや、介護予防自主グループ、老人クラブ活動など、多様な高齢者向け活動団体があることが分かりました。

また、いきいきサロンやあったかふれあいセンターなどの施設も、地域コミュニティの場として機能していることは、大変心強く思っております。

これらの団体や施設の存在は重要ですが、実際に多くの市民に参加していただくための工夫も、同様に大切と考えております。

そこで、先ほど御紹介いただいた団体へ参加いただくための工夫があればお聞かせ願います。

○議長（三木健正君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

介護予防自主グループにつきましては、地域の皆様が自主的に介護予防活動、いわゆる100歳体操を実施しているもので、長寿政策課としましては、伴走支援として、新規立ち上げの団体には継続的に、長期にわたって継続している団体につきましても定期的に、理学療法士などによる運動方法の指導や、機器を使用した計測などを行っております。

こうした支援で、参加者の皆様に介護予防の効果を実感していただくことが、参加者の励みになっていると感じていることから、様々な活動へ参加していただくためには、施設や団体に

参加された御自身が効果を実感できる仕組みづくりが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 御説明ありがとうございます。

介護予防自主グループへの伴走支援や、理学療法士などによる指導、効果測定など、参加者自身が効果を実感できる仕組みづくりの重要性を理解いたしました。

こうした取組は、継続的な参加を促す上で、非常に有効だと考えます。

次に、地域と行政の協働関係構築に向けた考え方について伺います。

先ほどから議論しているように、人口減少や高齢化により、特に小規模自治体では、機能維持が難しくなっております。小規模自治体の機能維持や活動の効率化のために、複数自治体の連携や、機能統合などについて、市としてどのような支援をお考えでしょうか。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

自治会の統合につきましては、昨年度も人口減少に伴い、地区を統合した自治会もありますが、これは自治会相互の協議によるもので、市が調整を行ったという経過はございません。

また、各自治会の横断的組織である宿毛市地区長連合会に対しましては、宿毛市地区長連合会活動支援交付金を交付し、財政的支援を行うとともに、人的支援としまして、宿毛市地区長連合会の事務局業務の一部を総務課職員が担っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再質問になりますが、宿毛市地区長連合会活動支援交付金について、

もう少し詳しくお教え願います。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

先ほどの答弁にもございましたが、宿毛市地区長連合会は、市内自治会の横断的な組織でございます。市内各自治会との連絡調整や、また意見の集約など、それぞれの自治会をつなぐ重要な活動をしていただいております。

そのような活動を支援する目的といたしまして、宿毛市地区長連合会活動支援交付金を交付しております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 非常によく分かりました。

自治会の統合は、自治会相互の協議によるもので、市が調整を行っているわけではないということですが、宿毛市地区長連合会への財政的、人的支援は重要な取組だというふうに思っております。

次に、再々質問になってしまうのですが、地域課題は宿毛市だけでなく、近隣自治体でも同様の課題を抱えていることが考えられます。

そこで、地域課題解決に向けて、近隣自治体との情報交換や連携についてお伺いいたします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

近隣自治体との連携としましては、幡多郡内の市町村間の連携を図り、関係機関に対して、住民要望等の活動を行うことを目的として組織されました幡多三市一町一村区長会連絡協議会がございます。

この協議会は、宿毛市、四万十市、土佐清水市、大月町、三原村の地区長連合会の役員をもって組織されており、それぞれの地域が抱える

課題について、情報交換をし、年に一度は高知県知事とも、幡多地域の要望事項などについて協議を行い、地域の発展に寄与していただいております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 幡多三市一町一村区長会連絡協議会を通じた近隣自治体との連携、そして高知県知事との協議の場があることは、広域的な課題解決に向けて、非常に意義があることというふうに思っております。

このような自治体間の連携が進む一方で、地域内部での自治会と住民、そして行政との関係性も再構築が求められています。

特に、冒頭で触れました福井地裁のごみステーション問題の判決は、自治会と未加入住民、行政の三者の関係性や、公共サービスの地域活動の役割分担について、改めて考えるきっかけとなりました。

そこで、このごみステーションの事例を踏まえて、今後の市民との協働の在り方についてどうお考えか。また、環境課において、ごみステーションやごみ出しなどに関連して、どのような取組がなされているか、お伺いいたします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、5番、東議員の一般質問にお答えいたします。

各自治会がごみステーションの設置管理を行い、行政が収集運搬を担うことは、市民の利便や、効率的な収集運搬に不可欠であり、重要な協働であると考えます。

しかし、高齢化等により、ステーションの管理の負担増加や、ごみ出しが困難となる方などの課題も増加しております。

環境課の取組といたしましては、カラス等によるステーションのごみ散乱被害を減らし、自治会の負担減少にもつなげるため、今年度より、

ごみ収納ボックス設置費用の補助を行っております。

5月末時点で、1自治会から2か所のボックス購入の補助申請をいただいている状況でございます。

また、ステーションまでのごみ出しが困難な高齢者等に対する支援としまして、公益財団法人宿毛市清掃公社と連携した戸別収集を実施しております。現在、15名の方が御利用いただいている状況でございます。

要介護度1以上や、身体障害者手帳2級以上等、一定の要件はございますが、実態として困難な状況があれば、個別に相談をさせていただくこととしております。

こうした社会ニーズの増加に対しては、行政だけでなく、市民の皆さんの地域活動との協働が不可欠であると考えます。

また、ごみ処理費用も増大しております。今後安定的かつ社会ニーズに対応した行政サービスを継続するためには、市民の皆さんにいただいております負担についても、検討する時期にあると考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

ごみステーション設置管理等収集運搬の役割分担は、市民と行政の重要な協働モデルであることは、よく分かりました。

また、ごみ収納ボックス設置への補助や、高齢者への戸別収集サービスなど、具体的な支援策も講じられていることは評価いたします。

しかし、御指摘のとおり、今後さらに高齢化や人口減少が進む中では、行政だけでなく、市民の地域活動への積極的な参加が不可欠であると、私も考えております。

そこで、地域コミュニティの未来に向けた展

望について、伺いいたします。

自治会支援を含む地域コミュニティ活性化に向けて、現在の財政状況を踏まえ、どのような資源分配が可能とお考えか。また、支援の在り方について、お聞かせ願います。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

資源の分配、配分というものが、財政支援という意味というふうにとって、答弁をさせていただきたいと思います。

さきの答弁でも紹介させていただきましたように、現在、市からの自治会への財政支援としては、LED防犯灯の設置費補助金や、コミュニティ助成事業助成金などがございます。

自治会の運営に関しましては、自治会独自で行っていただくことが原則と考えてはおりますが、今後も引き続き、地域コミュニティが維持できるよう、市としてできることを、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 答弁ありがとうございます。

防犯灯の設置補助金や、コミュニティ助成事業などの財政支援を継続しつつ、自治会運営の自主性を尊重する姿勢は理解いたします。

今後も、地域コミュニティ維持のために、市としてできることを積極的に検討し、実行に移していただけることを期待しております。

最後に、人口減少や高齢化が進む中で、従来の自治会とは異なる形の地域活動の仕組みについて、伺います。

特に、従来の自助、共助、公助の枠組みに加え、民間企業やNPO、社会起業家などが創造的に地域課題を解決する創助の視点を取り入れ

た取組について検討されていることや、参考になっている事例があれば、お聞かせ願います。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

まず、自治会につきましては、地域住民の暮らしを相互に支える組織として、多岐にわたる重要な役割を担っていただいております、その代わりとなり得るものは考えられませんので、今後もしっかりと役割を担っていただきながら、市とともに、地域住民のために協働していただきたいというふうに考えております。

次に、御質問にありました民間活力を取り入れていくといった事例について申し上げますと、宿毛市において、現在活動されている公益財団法人HATA!、こちらはみんなでつくるまちづくり財団として、幡多という地域を活動エリアに、地域課題の解決や改善、そして地域の価値創造を行おうとする団体や企業に対して、資金や資源の提供を行うなどの活動を展開をされております。

市としましては、このような民間活力も活用させていただきながら、今後も市の様々な課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 答弁ありがとうございます。

自治会が地域住民の暮らしを相互に支える措置として重要な役割を担いつつ、公益財団法人HATA!のような民間活力を活用した取組を進められていることは理解いたしました。

ここで私から具体的な提案を申し上げたいと思います。

第一に、地域コミュニティ活性化支援事業の創設をすべきではないかと考えております。こ

れは自治会の自主性、独立性を尊重しつつ、希望する自治会や地域団体が、自発的に連携する際の後押しをするための事業であります。

例えば、自治会と地域元気クラブや、介護予防自主グループが連携して行われる地域交流イベントへの優先的な支援や、子育て世帯や若者も参加しやすい多世代型の活動への特別支援、また、複数の自治会が自主的に共同で行う取組への支援枠の設定などが考えられます。

あくまでも自治会の判断を尊重しながら、希望する団体の連携を後押しする仕組みづくりが必要ではないかと考えております。

第二に、宿毛市創助プラットフォームの設立をすべきではないかと考えております。

これは、自助、共助、公助の枠組みを補完するもので、自治体活動を尊重しつつ、民間企業やNPO、社会起業家などが創造的に地域課題を解決する場を提供するものであります。

公益財団法人HATA!との連携はその一例ですが、より多くの民間主体が地域課題解決に参画できる場をつくることで、自治会の負担軽減につながるものと考えております。

例えば、地域の商店や企業が、ちょっとした見守りや、移動支援など、機能を担う仕組みや、地域課題と解決策をマッチングする定期的な地域課題解決マルシェの開催などが考えられます。

何とか、誰一人取り残さない宿毛市の未来をつくるためには、単なる現状分析ではなく、新たな発想と具体的な行動が必要ではないかと考えております。

地域コミュニティの課題は、行政だけで解決できるものではありません。私も、これからも地域の皆さんの声を聞きながら、自治会の自主性を尊重した上での具体的な提言を続けてまいりたいと思っております。

市長におかれましては、様々な課題対応でお忙しいとは存じますが、私からの微力ながらの

提案について、今後、検討していただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三木健正君） この際、10分間、休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時50分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 1番、井上です。本日最後の質問者になるとかと思います。執行部の皆様、御答弁よろしく願いいたします。

今回、私は宿毛新港の利活用についての1項目について、質問を行います。

初めに、宿毛新港について、少し申し上げをさせていただきます。

宿毛新港は、四国西南地域の地域開発を誘導する港湾として、昭和61年の重要港湾指定以来、地域の水産業や物流を支える重要なインフラとして整備され、防災機能を含めた多面的な活用が求められている港湾でもあります。

しかしながら、現在の宿毛新港の利用状況を見ると、港としてのポテンシャルが十分に発揮されていないのではないかと思います。

背後地においては、一部未利用、未整備の状態が続いていて、また、周辺地域の人口減少、産業の衰退も課題となっており、港として、その活力は十分に地域に波及していないように感じます。

また、宿毛内海道路、令和6年度に新規事業化され、将来、宿毛新港インターチェンジが新たにできることにより、地場製品の流通促進に

よる地域の活性化や、インターチェンジ周辺の防災拠点を中心とする防災に強いまちづくりに寄与することではないかと考えています。

地域の産業再生や広域的な交流、観光振興のためにも、新港を核の一つとした新たなまちづくりの構想が必要だと、私は考えております。

県が港湾管理者となる施設であります、市にある重要な施設として認識をし、その利活用について、本市で真剣に考えるべきであると、今回、思い立ちましたので、質問をさせていただきます。

現状の認識と、将来に向けた提案を含め、幾つか質問をいたします。

まず、現状についてになります。

宿毛新港の現時点の利用状況について、伺います。

入港、出港、船舶数について伺います。

船舶の内訳も、分かれば併せてお示しく下さい。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛新港の利用状況について、出港、入港全部合わせたものになりますけれども、お答えをいたします。

管理者であります高知県に確認しましたところ、令和6年1月から12月の利用状況について、利用船舶数が延べ52隻あり、うちクルーズ船が延べ3隻、その他貨物船などが延べ49隻の利用状況となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 現状の御答弁、ありがとうございます。

クルーズ船が3隻ということだったんですが、昨年よりクルーズ客船のバイキングエデンなど、客船が多く寄港していると思いますが、本市に

おける客船についての寄港実績をお示してください。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛新港へのクルーズ船の寄港実績につきまして、令和元年度は延べ2隻、令和2年度は寄港なし、令和3年度が1隻、令和4年度は延べ5隻、令和5年度は寄港なし、令和6年度は延べ6隻となっております。令和7年度は、既に寄港済みものも含め、6隻の寄港予定となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 令和元年からの実績について、お示しいただきました。

感覚で言うと、やはり増えているというところがありますので、今後クルーズ客船の寄港については、県と連携をしながら取り組んでいていただきたいと思います。

クルーズ客船の寄港は、地域に大きな経済効果をもたらすということは、前回の一般質問をさせていただいたので、今後、取組を続けていていただくように、お願いをいたします。

続いて、2番の背後地の利用についてになります。

まず、宿毛湾港工業流通団地の利用について、伺います。

企業誘致や産業面の活用について、この団地は水産加工、物流、再エネ関連などの拠点として利活用することによって、地域産業の再生と雇用の創出が期待されると思います。

そこで、これまでの宿毛湾港工業流通団地への企業誘致活動の内容、そして現在の利用状況をお答えください。

また、今後どのように利用促進に取り組んでいくつもりか、お聞かせください。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛湾工業流通団地への企業誘致活動につきましては、主に高知県港湾振興課と連携し、推進をしております。

具体的な活動内容としましては、都市部等で開催される企業フェアへ県が出展する際に、本市も可能な限り参加し、団地の魅力や優位性を企業へ紹介するなどの活動を行っております。

また、企業誘致を後押しするため、独自の補助金制度や、税制上の優遇措置も設けております。

さらに、令和6年2月には本市も協力し、高知県が制作した当該団地の紹介動画を活用し、多様な広報媒体を通じて、団地のPR活動を展開をしております。

これらの誘致活動の結果、全8区画のうち4社5区画が分譲済みとなっており、令和5年4月より操業開始しておりますサンライズファーム株式会社の誘致を含め、4社が操業を開始しております。

今後につきましても、基本的にはその港湾管理者である高知県とともに、誘致活動を行っていくというところになっておりますが、国交省なんかで開催されるセミナーなどに行った際には、大型だけではなくて、中型の客船を誘致するに当たって、こういうことをやったらどうかとか、いろいろな御提案をいただいておりますので、その中で庁内で協議しながら、次の展開に進んでいけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 利用状況については分かりました。

今、御答弁の中にあっただんですが、動画を、今回初めて見させていただいたんですが、この

宿毛市の魅力、周辺の観光を含めて、すごくいい出来、出来と言ったら言葉が悪いのかもしれないのですが、魅力ある動画になっていますし、そのPR、やはり税制の優遇などもすごく、団地としては魅力ある部分だと思いますので、今後もそういう部分を押し出していただきながら、また県とも連携をして、セミナーの開催に参加したりしていただきたいと思います。

本当に、工業団地の利用が進めば進むほど、港としての活力も生まれてくると思いますので、その辺りの取組にも、今後期待をさせていただきます。

続いては、背後地における荷さばき地について、伺います。

荷さばき地とは、船舶から荷揚げした貨物の荷さばきを行ったり、一時的な仮置きのために使用される土地のことです。

現在、木材の保管場所にも使っていると思いますが、確認をしたところ、地面が未舗装の箇所もあるため、木材を置いたときに、雨水や地面からの湿気が木材の品質を悪化させることにつながると、私は感じました。

品質のことでいうと、日本農林規格、JAS規格と言われるものや、公的な貯木場運営指針によると、木材の品質保持のためには、コンクリート舗装された保管場所が推奨されています。よい品質のまま出荷できないとなると、保管場所としては、そもそも機能が弱いのではないかと思いますので、今後の港湾利活用の点からも、現在の未舗装の箇所について、舗装をしていくべきだと私は考えていますが、市のお考えについて、お答えをいただきたいです。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

この答弁の前に、先ほどの御質問に際しまして、企業誘致の関連でしたのに、途中から客船

のことになってしまって、申し訳ございませんでした。

今回の御質問に対して、答弁いたします。

宿毛84マリンターミナルの西側の荷さばき地につきましては、高知県が令和5年度から令和8年度予算にて、事業総額約2億円でコンクリート舗装を進め、既に一部の整備が完了しており、本市も負担割合14%、令和5年度及び令和6年度で1,300万2,640円を負担しております。

残りの西側の未舗装箇所について、管理者である高知県に確認しましたところ、令和8年度までの計画で、段階的にコンクリート舗装を進め、令和8年度中に完成していく予定であると回答を得ております。

今後、港湾全体の機能向上を図るため、ターミナル東側の荷さばき地の舗装計画についても、事業費の負担も含め、高知県と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 令和8年での、西側も行う予定だということで、今後、舗装が進むのではないかと思います。

舗装が進めば、やはり木材の保管、3番にもつながるのですが、出荷するときの品質保持のためには、やはり必要な部分だと思いますので、その点はまた県と連携しながら行っていただくと、お願いいたします。

続いて、3番の農林水産物など、そういう地場産品の輸出拠点のお話に、少し触れさせていただきます。

やはり、港は客船の受入れだけでなく、貨物の船、宿毛にある地場産品を、港から世界に出荷できないかというところにも、自分は考えているのですが、そういった仕組みを整えて、海外に輸出機能を持った、輸出港としての活用

をしてはどうかと思います。

新港からの輸出構想などを検討された取組などがあれば、お聞かせをいただきたいです。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

高知県が策定する宿毛湾港港湾計画におきまして、地場産業を支援する新規産業等を誘致するため、産業空間と一体となった外貿物流機能の充実強化を図ることが示されており、過去に宿毛市としましても、輸出拠点港として活用が行えるよう、大型冷蔵庫などの設備設置について検討を行いました。当時は設備の活用について、意欲を示した事業者がおらず、実現には至りませんでした。

今後も輸出拠点港としての機能の充実、強化を図ることが重要であると考えており、事業者等より、農林水産物の輸出港としての利活用に係る要望をいただいた際には、管理者である高知県と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） ありがとうございます。

今後、需要や供給の量といった、輸出の量の調査なども行っていく必要があるかとも思いますし、少し御答弁の中にあった、大型の貯蔵庫、冷蔵庫など、そういった設備を投資するということに当たっては、当然、また県とも協議をしていかないといけないと思うのですけれども。

すみません、一点、ここでお伺いしたいのが、市として、設備を、例えば置くという可能性は、考えられているということでよろしいでしょうか。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の質問にお答えをします。

先ほど、企画課長から答弁させていただきま

したが、置くというか、置く方向も含めて、これは県というよりは国でしたか、いろいろ、2 か年ぐらいにわたって議論してきた経過がございます。

置いたらその後の、当然、ランニングコストといえますか、経費もかかりますし、またどこが管理するかということで、当時はすくも湾漁協ともいろいろ協議を重ねた結果、結果的に使う、そこを利用する業者がないということで、断念をした経過がございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） お答えありがとうございます。

当時は需要がなかったということで、今後も、先ほど自分も言ったように、需要の話も出てくると思いますので、また市内の団体業者などとも話をしていていただきたいと思います。

またこういう構想が出れば、考えていていただく方向性でもお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、4 番、物流拠点としての活用ということで、これは先ほど、企画課長の答弁にあったのですが、3 番、4 番、5 番については、宿毛湾港港湾計画というものがありますので、それに沿って、別に質問をさせていただいております。

今回、まず物流拠点としての活用についてなのですが、将来、事業化が決まっている高規格道路のインターチェンジと宿毛新港、この港の連動は不可欠になると思います。

そこで、物流拠点、いわゆるハブ港と言われる言葉にはなると思うのですが、宿毛新港としての、物流拠点の役割が期待されるのではなかろうかと思います。

物流拠点の形成を行うことは、周辺エリアの物流の効率化に大きく貢献をし、周辺には物流

関係の産業が集積をして、新たな雇用創出、また税収増につながるのではないかと期待しております。

さらには、高規格道路が事業化が進む中で、道路がつながり、今よりも物が集まる物流拠点としての活用ができるのではないかと、私は思っているのですが、新港を物流拠点としての活用する方向、その考え方について、市の考えをお示してください。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

るお答えをさせていただきますが、その前に、まず高規格道路、特に高速ですね。道路と港湾というのは、非常に密接しているというふうに考えております。

実は、この道路、なかなか事業化に進むまでに、いろいろ大変な思いをして、自分たちもいろんな方々の御協力をいただきながら、事業化に向けて動いてきた経過がございます。

その中で、今のルートが決定をして、そして事業化に至るに当たっては、この重要港湾の位置づけというものが、非常に効果があったというふうに思っております。

この港がなければ、なかなか事業化に向けて動かなかったのかなと思うぐらい、これを絡めて要望もしてきた経過がございます。

そんな中、高知県が策定をする宿毛湾港港湾計画において、海上交通と陸上交通の結節点である港湾の特性を生かしまして、地場産業支援型産業や、資源循環型産業の誘致に努めることによりまして、産業空間の形成を図り、海上輸送と直結した流通拠点を整備すると示されております。

そして、本市といたしましても、四国横断自動車道宿毛内海道路との連動による物流拠点、これハブ化でございますが、こちらは宿毛新港

の将来を考える上で極めて重要な要素であると考えて、動いてきているところでございます。

過去にも、平成29年6月に、当時の山本有二農林水産大臣、そして佐藤一雄水産庁長官をこの宿毛市にお迎えをいたしまして、すくも湾漁協にて、漁業振興に関する意見交換を行ったことがあります。

その中で、宿毛新港への流通拠点整備、いわゆるデポ整備を、要望を私からいたしました。

また、平成29年12月には、四国地方整備局の元次長が新港を訪れた際にも、同様のお話をさせていただいたところでもございます。

このほかにも、本市は宿毛新港の機能強化と地域経済への貢献を目指し、様々な機会を捉えて、国へ要望を行ってまいったところでございます。

四国8の字ネットワーク全線開通には時間を要しますが、将来を見据え、宿毛新港が地域経済の活性化に貢献するハブ港としての役割を担えるよう、港湾管理者である高知県と、段階的に連携を深めまして、具体的な施策について、協議、議論を重ねてまいりたい、そのように考えておりますし、現在、そのように動いているところでございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 市長からの御答弁、まず、新港がなかったら、道路の事業化というのも、本当に進まなかったというのも、すごく大きな役割を担っていたんだということを認識させられました。今後も、今進められている各機関との協議は、すごく時間もかかりますし、大変な作業だと思いますが、この新港を生かした物流拠点の形成に尽力していただくように、よろしくお願いいたします。

次に、広域交通インフラとしての可能性について、少しお話をさせていただきたいと思えます。

私は、宿毛新港、これは港湾計画にも書いてあるのですが、平時はフェリーの利用、また災害時には緊急輸送の機能を備えた港としても、機能が使えないかと考えております。

先ほどから言っている宿毛湾港港湾計画によると、フェリー中継基地の形成として、佐伯宿毛間既存フェリーと、宿毛から高知大阪間、新規フェリーとの連携がうたわれています。

現在は休止となっている九州とのフェリー定期航路の再構築、あるいは関西方面への輸送機能を持った多目的型のフェリー航路を新設する構想について、検討されたことがあるのか。また取組を行ったことなどがあれば、併せてお聞かせください。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高知県が策定をいたします宿毛湾港港湾計画においては、フェリー埠頭の機能を早期に発現させるとともに、片島地区に就航している九州をつなぐフェリー航路の移転を図ることで、フェリー航路の連携の要請に対応することが示されております。

これは、本市と九州を結ぶフェリー航路だけではなくて、全国のフェリー航路をモータルシフトでつなぐことを意味しているところでございます。

しかしながら、社会情勢の変化や燃料高騰などの影響を受けまして、高知県内のフェリー航路が全て廃止となるなど、現在、厳しい状況が続いているところでございます。

本市におきましては、九州をつなぐフェリー航路の運航再開が難しい中、新たな九州方面のフェリー航路を模索しようと、令和2年7月に当時の四国地方整備局道路部長でございますが、この方と宮崎県日向市の視察を行った経過もございます。

実際、相手の対応、また熱の入り具合というものを見に行ってきたといったような視察になっております。

現時点におきましては、新たなフェリー航路の実現には至っておりませんが、四国横断自動車道の開通が進み、宿毛新港へ物資の集積が行える環境が整うことで、航路で荷物を運搬する、そういったメリットが生まれるものと期待をしているところでございます。

特に四国8の字ネットワークが全線開通されましたら、九州南部方面への新たな物流ルートとしての優位性が高まると考えられます。

この場合、九州へのフェリー定期航路や、新たなフェリー航路が新設される可能性が大いに高まると、そのように期待をしているところでもございます。

本市といたしましては、今後も四国横断自動車道の整備状況を注視しながら、その開通をきっかけとして、宿毛新港が広域交通インフラの要衝となるよう、新たな航路開設の可能性を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

現在、どこのフェリー航路も、一定の補助を受けながら航路は維持されているというふうに認識をしているところでございまして、場合によっては、現在、補助を出して、何とか航路を維持しているところに対して、新たな航路を新設するということは、ライバルとなる、そういった可能性もあるところでございます。

高知県のように、航路が1本もなくなってしまうと、一つとなって航路開設に向けて動けるのですが、それぞれの事情がありますので、そういったものもしっかりと注視をしながら、どこに向いて、どのタイミングで航路の話を進めていくのか、そういうことも考えながら動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） ありがとうございます。

少し、先月、宮崎県に行って、先ほど市長が言っていた、日向は多分、細島港になるのかなと思うのですけれども、違いますかね。

宮崎県は重要港湾が三つありまして、後に触れさせていただくので、詳細は割愛するのですが、高知県と非常に似ているというところもあるのですが。

やはり単独だけではなくて、本当に市長が行かれたように、県や国土交通省、様々な方たちと一緒に動かないと、なかなか成し得ないものだとは思いますが、高知の今のフェリー航路の現状も、重々理解をしていますので、そこを踏まえての新港の利用がどうなっていくか、また今後、自分も注視していきたいと思っています。

最後に、この部分では再質問になりますが、先ほどから港湾計画を話しているのですが、この中を見ると、港湾計画の主な計画内容の目標年次が、平成20年半ばとしてあります。県にも確認してもらったところ、今の現状こうなっているよというお話でもあったので、情報としてはやはり古いのではなからうかと思っています。

やはり港湾計画というものが、先ほどから言っている人口減少の対策の鍵となる、この地域活性化の一役を担えるものだと思いますし、この港湾利用については、本市としても中にある施設として、真剣に考えて、今後、県と協議して、今の現状にも即した、これからの宿毛市が考えられるまちづくりとしての再構築を図っていく必要があるのではないかと思いますのですが、その点についての市の考えをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛湾港湾計画については、高知県が昭和

61年に計画策定を行っており、おっしゃるように、平成14年の11月を最後に、計画の改定は行われておりません。

今回、高知県に確認しましたところ、港湾計画の今後の見直しについて、池島の岸壁を耐震強化岸壁に位置づけする内容の計画変更を予定しているというふうにお伺いしておりますけれども、今後、高知県との計画の見直しの中で、現在の社会情勢を踏まえた見直しになるよう、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 状況については分かりました。

中を見ると、当然、輸出など、物流拠点の形成など必要な部分は書いてあると思うのですが、フェリーの部分については、佐伯を核とした計画になっていると思います。佐伯フェリーがあるという前提での計画になっているということは、今、現状はないよという部分も踏まえると、九州との新しい航路をつくるのか、それをしないのであれば、貨物の物流の輸出のほうにシフトしていくのか、いろいろな可能性が出てくると思うので、そういったところは、宿毛市が今後どう活用していくかという方向性も、ある程度、県に出していかないといけないと思いますので、その辺りは今後とも、また新たな港湾計画を少しでも今の現状に即して、宿毛市はこれから活性化につながるような計画をつくっていただきたいと思いますので、またそのところは骨を折っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、観光や地域経済の視点からの利用について、お伺いをさせていただきます。

まずは、釣り文化振興モデル港という言葉を使わせていただくのですが、現在、宿毛新港が、クルーズ船の寄港地として、多くの旅客の方々

が訪れる機会が創出されていって、これから地域の観光資源、いろんな方々が観光メニューとかをつくっていただいて、遺跡の案内とか、いろいろしていただけると思うのですが、より観光資源と結びつきを強めていっている最中だと、私は思っております。

そこで、観光資源をさらに結びつけるという観点から、宿毛の釣りはやはり、全国的には有名だということは皆さん御承知だと思うので、宿毛の釣り文化と組み合わせて、釣り文化振興モデル港としての指定を受け、活用してはどうかと考えております。

国土交通省は、この観光資源としての港湾における釣り施設や、既存の防波堤の利活用を進めていって、地域の関係者による地方創生を目的とした釣り文化振興の取組が進められている港湾をモデル港として、釣り文化振興モデル港として指定をしています。

指定港は、令和6年8月時点なんですけど、全国で21港、高知でいうと高知港が指定されています。

モデル港の事例としては、インバウンドをターゲットにした特色づくりを行っている港や、地域の子供たちを対象に、釣り教室や稚魚放流事業を定期的で開催、港での釣り大会、釣りツアーを開催して、利用者が釣った魚をその場で調理し、食するイベント、また自分が釣った魚を調理してもらえる市内飲食店を案内して、地域の飲食店の利用増進を図っているということで、地域の活性化につながったという事例も聞いております。

この釣りという、本市に身近な観光資源を使うことで、より観光振興に寄与できるのではないかと、私は考えていますが、釣り文化振興モデル港としての指定を受けることについて、市の考えをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大内淳平君） 商工観光課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の釣り文化振興モデル港の取組につきましては、地域の特性を生かしながら、観光振興と地域の活性化を同時に推進できる、非常に意義のある事業ではないかと考えております。

特に既存の港湾施設を有効に活用し、釣りという親しみやすく、本市にも愛着のあるレジャーを軸として、人の流れを呼び込むということは、地域経済を下支えしていくという観点から、継続性と実現性のある取組だと受け止めています。

国土交通省が定める指定要件である地域の意向、釣り客の一定需要、釣果が見込める施設、地域組織の体制等も、私たちの地域において十分答えられる可能性を感じており、近隣では、先ほど議員がおっしゃられました高知市の高知港がモデル港とになっております。

取組を進める場合には、沖防波堤を活用した長崎県の事例などを参考に、本市の条件などに照らし合わせながら検討を進めていく必要があると考えております。

宿毛新港は現在も多くの釣り愛好家に親しまれ、日常的に足を運ばれる場となっております。こうした実情も踏まえながら、港湾管理者とも連携を図り、地域に根差した取組として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 今、御答弁いただいたとおり、指定要件が大幅に何か、今ある施設から投資をしてやるものではないというところが一つ、モデル港として達成しやすいのではないかなと、私は考えました。今ある既存の施設を使って、そこに釣りの文化をうまく組み合わせるという、なかなか全てがゼロ円でやるということは難しいとは思いますが、今後、今おっ

しゃられたように、宿毛の釣りということは、すごく身近な文化になりますので、今後、文化振興モデル港の指定を受けるということまでいなくても、釣りをしっかりと、港として連携してやっていけるような仕組みづくりを、またお願いをいたします。

その中で、一つ沖堤防、沖防波堤の話がよく聞かれます。

昔は、あそこの堤防ができるまでは、魚が多く堤防寄りに、今の岸壁寄りに入ってきたということもあって、沖堤防周辺で釣りをできるようにしてほしいという要望は、多く聞きます。

沖堤防周辺の魚影の濃さというか、釣り場のポテンシャルというのは、自分は船釣りをやるので、あの辺で釣りをしたら、何かしら釣れるだろうという、そういう魚影の濃さは承知をしていますので、沖堤防の釣り場開放についての取組を、市として考えたことがあるのか、その点について伺いをします。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛新港における沖防波堤での釣りについての検討ということでございますが、過去に相談を受けた事例はございます。しかしながら、沖防波堤が安全管理上、立入禁止区域とされております。そういったこともございまして、具体的な検討に、現在は至っていない、そういったところでございます。

その後、平成29年には、国土交通省港湾局によりまして、防波堤等の多目的使用に関するガイドラインといったものが示されております。

その中で、地方創生を目的に、観光資源として港湾部の釣り施設や、既存の防波堤等の利活用が進められることとなりまして、そのことによって、こういうことになりまして、令和元年からは、地方創生を目的とした釣り文化振興の

取組が進められている港湾をモデル港として指定をし、支援を行う釣り文化、先ほどお話ありました文化振興モデル港制度の運用が始まったといった経過になっております。

こういった現状を踏まえまして、今後、本市がその取組を進めるに当たり、最大の課題となる安全対策をいかに実施をしていくかについて、現在、いろいろ模索をしているといったところでございます。

またこの安全対策についても、当然、かなりの、多分、整備が必要だろうということもお聞きをしておりますので、そういったものに対して、どの程度宿毛市がやっていかなければいけないのか、そういうことも含めて検討していこうというふうに考えているところでございます。

なお、新港の沖防波堤を建造するに当たって、いろいろな協議をする中で、私も当時、議員の立場で、当時の市長にいろいろ質問もする中で、直壁型ではありますが、藻場の形成なんかも、側面に施しているような、そんな防波堤にもなっておりますし、またその後、東北の震災を受けて、粘り強い化への要望もさせていただく中で、現在、第二防波堤は施工が済んで、第一防波堤の粘り強い化が進んでいるといったような状況になってます。

その都度、いろいろ状況は変わってきている中で、現在は活用ができるのではないかと考えた下で、協議を始めている、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 本当に、将来いつか、沖堤防で釣りができる未来が来ることを願っております。

状況は本当に変わっていくこともありますので、協議を進めながら取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、港周辺を活用したイベント会場、市民交流スペースの活用についてになるのですが、八幡浜港に、交流拠点「みなと」というところが、皆さんも行かれたことがあるかもしれないのですが、ここはああいいう官民協働でつくっている場所づくりなので、毎年100万人以上の来場者があるということは聞いております。

そういうイベント会場を、市民交流スペースとしての、地域住民に開かれた場所として活用することも有効な利用だと考えております。

今までに、そういう活用として、市が行った取組や、またイベントを行った際には、誘客、どれぐらい人が来たかというのをカウントして、利用状況の分析を行うことで、さらなる利用促進につなげていくことができるのではないかと考えておりますが、市の取組状況などについてお聞かせください。

○議長（三木健正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大内淳平君） 商工観光課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

御質問のイベント、市民交流スペースとしての利活用の状況につきましては、多目的交流拠点施設すくも84マリンターミナルを中心に、交流の場としての利活用を進めております。

この施設では、クルーズ客船寄港時の受入拠点としての機能に加え、土佐はし拳全日本選手権大会宿毛場所や、若手農業者による青空フェスタ、民間事業者による釣り大会、自伐型林家を育成する宿毛森林塾など、世代を超えた交流の場として、多様に活用されております。

令和6年度の実績といたしましては、土佐はし拳大会宿毛場所は、約100名が参加、宿毛森林塾はこれまで6回開催され、延べ60人が参加、釣り大会が2回開催され、約430人の参加がございました。

また、青空フェスタには、農水産物の即売会を中心に、約1,000名の来場者があり、大

きな賑わいを見せました。

こうした民間主体の取組を背景に、港を核とした観光動線の形成や、釣りをテーマにした事業展開など、地域資源をより効果的に生かすことが期待されております。

人が集い地域の魅力を発信する場としての港の可能性を、今後さらに広げていきたいと考えております。

また利活用の実態をよりの確に把握するため、今後は利用状況の分析にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

本当に数字を聞くまでも、ある程度、結構使ってきているんじゃないかなと思っていたので、釣り大会で430名、青空フェスタ1,000人ぐらいというのは、すごく人が来るイベントができていないかなと思いますし、自分も、全部ではないのですが、参加というか、その場にいたので分かるのですが、やはり青空フェスタは、今年度も少し水産物関係の予算をつけて、取組を強化していつている中で、やはりあそこの84ターミナルを使つてのイベントというのは、すごくこれからも取り組んで、いい影響が出るというか、あそこでマイナスの話はあまり聞かないのですね、行った人から。

なので、どんどん取り組んでいていただきたいなと思うので、今やられているイベントはもちろんながら、その分析については、していただくという御答弁もいただきましたので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

6番の2になりますが、港の役割として、長距離航海中の船舶に対しての飲料水、生活用水、すなわち清水を補給する重要な拠点になっております。

現在のクルーズ客船など、船舶が入った中で、宿毛新港における船舶への清水の供給状況をお示しいただきたい。

○議長（三木健正君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、井上議員の一般質問にお答えします。

令和6年度の宿毛新港における船舶給水の実績については、10件386トンで、12万3,134円となっております。

なお、過去において、クルーズ船などが宿毛新港に入港した際に、船舶給水を行った代表的なものとしましては、平成22年のふじ丸や、イージス艦レイクエリー、平成26年の飛鳥Ⅱ、平成29年のにつぼん丸、平成31年のぱしふいっくびいなすなどがございます。

令和6年度は、バイキング・エデンが6度入港し、令和7年度は実績も含め、三井・オーシャンフジが2度、バイキング・エデンが4度入港する予定となっており、今後もクルーズ船などの入港が増える可能性も十分高いと考えられますので、担当課としても、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 補給、供給状況は分かりました。年間10件で12万3,134円ということで、これが直接、市の歳入になるということだと思います。

本当に、今後、供給件数を増やしていくことができれば、歳入増加につながるのではないかと思いますのですが、先ほど言ったように、クルーズ船などが、今後、寄港が増えていく中で、供給を増やしていくということで、現状の供給設備で、それを対応が可能なのかということ。また、例えば増えたときに、水の供給として課題になる点などがありましたら教えていただきたいです。

○議長（三木健正君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、井上議員の再質問にお答えします。

課題といたしましては、宿毛新港における船舶給水につきましては、供給する船舶への濁りの混入、及び周辺への濁りを発生させないために、供給速度を抑えた上で、供給前の事前放水を行った後、船舶への供給を行っており、供給時間に余裕がない場合などの対応が課題と言えます。

以上です。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） やはり供給速度を抑えて、今、供給をしているということが課題だと思うので、今後増えていく中で、供給速度を速めていくという課題解決が必要なのではないかと思うのですが、そのために、整備ということについては取り組むべきだと私は思うのですが、その点についての市のお考えをお聞かせください。

○議長（三木健正君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、井上議員の再質問にお答えします。

宿毛新港における船舶給水につきましては、現状の実績においては、多少の課題はあるものの、十分対応できているものと考えております。

船舶給水の受入れ数を増やすための新たな施設整備の調整につきましては、今後の本市における船舶誘致及び船舶寄港の動向を視野に入れる中で、港湾管理者である高知県とも協議を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 現状では、今の件数では対応が可能ということは、認識しました。

やはり考え方として、増えてきて、設備を変えていくというよりかは、設備がそこにあるか

ら来るっていうほうが、私は可能性が高いと思います。

なので、そういった整備については、どれぐらいの予算規模が必要なのか。また、そういった部分が、今の、例えば、濁りの部分でいうと、その管を変えるのにどれぐらいの予算が必要なのかということも踏まえながら、また県とは協議をしていついていただきたいと思います、この点については、すごく今後、こうしたら絶対に水が、宿毛市で供給できるということのを売りにしていけば、市がお金を稼ぐということには、少しつながるのではないかなと思いますので、その投資と、入ってくるお金のバランスをまた見ていただきながら、検討していただきたいと思います。

続いて、災害時の活用体制の構築のところに移ります。

大規模災害の発生時など、非常時において、宿毛新港の災害時の避難、一番大事なのは緊急の物資の輸送拠点になるということが考えられますが、輸送活動の受入体制、また、緊急物資輸送の訓練などは実施されているのか、その内容があればお示しください。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、御質問の宿毛新港を、災害時の緊急物資輸送拠点として活用する体制について、お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、広域にわたって陸上交通網の寸断が想定されることから、海上輸送による緊急物資の搬送は不可欠でございます。

宿毛新港は、平成25年に高知県の防災拠点港配置計画におきまして、一次防災拠点港に位置づけられておりまして、宿毛市のみならず、四国全体にとっても重要な物資輸送拠点として、極めて重要な機能を担っております。

このような背景の中、以前より、本市では四国横断自動車道宿毛内海道路の整備や、沖防波堤の粘り強い化といったインフラ整備の必要性を、長年にわたって訴え続けておりまして、これらの整備は、実際に事業化され、着実に体制整備が進んでいるところでございます。

次に、訓練の実績としましては、平成28年に宿毛新港を会場として、高知県総合防災訓練が実施され、県、市、自衛隊、そして海上保安庁、関係機関が連携した広域支援訓練が行われました。

また、令和3年6月には、海上自衛隊の輸送艦であります「おおすみ」が寄港し、搭載されたエアクッション型揚陸艇、いわゆるLCACによる、港内での航行展示も実施されております。

さらに、昨年8月には、海上保安庁の巡視船「せつつ」が、宿毛新港に接岸し、市が準備した給水タンクに対して、ホースを用いた給水訓練を実施しました。

このように、これまでも幾度となく訓練を重ね、災害時の物資受入体制の検証に、継続的に取り組んできたところでございます。

今後もこうした訓練の積み重ねを通じて、災害時に宿毛新港が確実に機能するよう、より実効性のある受援体制の構築に全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 受入体制の構築、基礎訓練ということについては、新港を活用して準備をされているということで、認識をしました。

本当に陸路が寸断されたときの海路、その輸送については、すごく重要な役割になるので、今後とも訓練など、そういう体制づくりには力を入れていついていただきたいと思います。

1点だけ聞かせていただきたいのが、災害時

において、他港から海上輸送がされてくると思うのですが、新港に来る海上輸送について、輸送の計画などがあればお示しをいただきたいです。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、井上議員の再質問にお答えをいたします。

議員言われましたように、大規模災害時には、ほかの地域の港から、宿毛新港への緊急物資の輸送は非常に重要な役割を果たすものと認識しております。

国が策定しました南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送継続計画といった計画や、緊急確保航路等航路計画では、四国内の交通インフラが被災した場合を想定し、比較的被害の少ない中国、そして中国地方の港湾から四国側の受入れ港へ緊急物資を輸送する体制が示されているところでございます。

その中で、宿毛新港は、北九州港をはじめ、博多港や門司港といった、九州北部の主要港からの輸送物資を受け入れる拠点の一つとして想定をされておりまして、災害時における宿毛新港の活用が、計画に盛り込まれております。

また、宿毛新港を管理する高知県によって策定されています港湾BCPにおきましても、宿毛新港での航路経過や受入体制の確保が明記されており、災害時においても、機能を維持できるよう、関係機関と連携して準備を進めております。

なお、宿毛新港につきましては、物資輸送のみならず、発災直後は自衛隊をはじめとする救援隊の受入れにも活用可能であると認識しておりまして、引き続き、関係機関と連携し、訓練等を重ねながら、体制整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

ごめんなさい、答弁訂正をお願いいたします。

四国内のインフラが被災した場合を想定して、比較的被害が少ない九州、2回言ってしまいましたが、九州、それから中国地方の港湾からということで、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） エリアのお答え、ありがとうございました。

九州地方と中国地方ということで認識をしました。四国全体のインフラが駄目になったときの対応も考えていただいているということで、安心をいたしました。

今後やはり、BCPも本当に作成されているということで、安心をいたしましたし、緊急の、災害時ということについては、新港の活用も本当に重要な役割を担ってくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、ポートセールスの協議会の活動について、お話をさせていただきます。

やはり、今回、新港の利活用について、まず寄港していただくためのアプローチを、対外に積極的に仕掛けていかないといけないのではないかと、私は考えました。

さらに、先ほどから、自分から話をさせていただいている様々なことを、持続可能なものにするためには、官民連携の組織という、ポートセールス活動が、継続的にできる組織を構築する必要があるのではないかと考えました。

ほかの自治体、例えば、先日、宮崎県に行ったというお話もさせていただきましたが、ポートセールス協議会について、話を伺う機会があったので、少し事例に基づいて話をさせていただきますと、ポートセールスの協議会というのは、例えば県内にある重要港湾など、そういう港の利用促進を図ることによって、地域経済の活性化を通じた経済の発展に資することを目的とされ、組織としては、県、港のある市町村、商工団体、船会社、港湾運送、建設事業者、荷

主事業者など、各団体から構成をされています。

また運営としては、やはり各港、例えば宮崎県も、3港、重要港湾がある中で、各港に委員会がありまして、その中でポートセールスを協議をして、課題解決を検討して、実務的な場所にしています。

そういった中で、今後、宿毛新港のポートセールスを行っていく上では、その港、新港におきまして、まず官民の連携の力をより強化したポートセールスができる組織を、私は必要ではないかなと考えておりますので、そういうポートセールスの協議会を組織して、団体でのポートセールス活動を行っていくといったお考えについて、まず市の見解をお聞かせいただきたいです。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えをいたします。

まず、宿毛湾港の利活用促進における既存組織として、国、県、市町の参与団体を除き、22団体の会員で構成され、事務局を宿毛商工会議所内に置いた宿毛湾港振興協会がありまして、官民で連携し、クルーズ船誘致活動や、宿毛湾工業流通団地への企業誘致活動などを行ってきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、一部活動が縮小され、令和2年からは感染拡大前ほどの活動ができておりません。

今後、宿毛新港の利活用を促進し、様々な構想を実現していくためには、積極的な対外営業活動、いわゆるポートセールスが不可欠であると思いますので、既存の港湾振興協会との連携も視野に入れつつ、より実効性のあるポートセールス体制の構築について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 分かりました。

先ほど本市にある港湾の振興協会のお話が出た中で、やはりコロナ禍の影響もあって、活動はなかなか思うようにできないというお話も聞きます。

コロナも完全には終わったとは言えないかもしれないのですが、コロナ禍を明けて、その中で、今後ポートセールスをまたやっていく中では、振興協会の活動も、再度、組織も仕切り直して考えていく部分も必要ではなからうかと思いますが、その点について、再度、市が、例えばこういう今の団体の中で強化をしていくのか、新たに少し組織のテコ入れをお話をしていくつもりなのか、そういうお考えが知りたいので、見解をお伺いします。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛湾港振興協会の規約で、事業について書かれてあるところがありますけれども、宿毛湾港の振興に関し、ポートセールスなどの利用促進のための諸事業を行うことであったり、企業誘致のための諸活動を行う。

それから、港湾環境向上のための諸事業を行うなどありまして、ポートセールスを行うのであれば、新たな団体を立ち上げるよりは、この見直しから始めるってところが、担当課としての思いとしてはありますけれども、相手方のこともありますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） もちろん相手方の意向というのが一番になってくると思います。

ポートセールスに関しても、もっと積極的にやりたいよという会社の方もいますし、いろんな方々の意見を踏まえながら、ただ、今の活動よりも、さらに強化はしていく必要があると思

うので、その点についてはまたお話をできる範囲でしていただきたいと思います。

やはり港というのが、単独で話をいっても、なかなか話ができるのですが、まとまりづらいということもあるので、しっかりとした組織で、ポートセールスというのをやっていく。

ほかの港同士での連携協定という場合も、やったりする場合もありますし、本当に新港を売りに行こうよというのが、今回のこのポートセールス協議会のお話で、一番言いたかったことなので、その点については県に、本当に各団体全ての方の力をしっかりと集結させていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、今後とも活動にいろいろ話を進めていっていただきたいと思います。

自分のほうも、そういう活動については、またお話を、できることはしっかりとさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、将来的な構想を、市長についてお伺いをしたい部分があります。

やはり新港の活用について、本当に様々な構想、そういう部分について質問をさせていただきました。

市長も、これからこの港を使って、どういうふうを活用していくのか、またその港に対する所見、そしてこれが、この活用については、本当に本市のまちづくりに関わってくるものだと私は思っておりますので、市長のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

私は、市長就任以来、今、9年目を迎えておりますが、以来、宿毛新港、本市の発展に欠かせない重要な場所と捉えまして、様々な活動を行ってまいりました。そういったところでございます。

例えば、クルーズ船の寄港誘致のため、クルーズ船運航会社のほうへのセールスは行っているところでございますし、また、海事産業の未来を共創する全国市町村長の会へも入会もいたしましたし、四国港湾協議会の理事を、現在務めさせていただいたり、また国会議員へも直接要望説明を行ってまいった、そういったところでございます。

さらには、大規模災害時の拠点港としての機能を高めるため、海上自衛隊艦船の寄港の誘致もしております。

このように、多岐にわたりまして活動をしてきたところでございました。

港には様々な役割がありますが、私は将来的には、宿毛新港を物流の拠点としてだけではなくて、井上議員のほうからありました、それだけではなくて、地域を牽引する複合的なゲートウェー、玄関口として発展をさせていきたい、そのように考えているところでございます。

市民の皆様、関係機関の皆様と知恵を出し合い、議員の皆様方からもいろいろ御教授いただきながら、そういった形で協働することで、宿毛新港が地域の発展に大きく貢献をする、活力のある、そういった港となるように、長期的に考えていきたい、行動をしていきたいというふうに思っております。

その一つの契機と言いますか、目標といたしましては、先ほど来お話に出ている、この高規格道路が、ここにインターチェンジができて、一定区間しっかりとつながる、そういった時期を見据えて、そのときに一気にことが動けるように準備を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

訂正をさせていただきます。私、就任以来10年目を迎えております。失礼いたしました。

○議長（三木健正君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 就任 10 年、本当に港の利活用についても、様々な形で尽力していたいていることと思います。

本当に、市長が言うように、このゲートウェイ、あそこの新港のエリアが、高規格道路がつながったときに、トラックもばんばん走ったりとか、夢のある宿毛市の、活力のある一役を担えるエリアだと思っておりますし、そのためには、今から様々な関係機関含め、準備をする必要もありますし、要望を行っていかないといけないと思います。

そのためには、まず市長のこの港にかける思いというのが、一番大事だと思いますので、その部分については、今後ともお忙しい中、尽力をしていただきたいと思いますし、自分もこの港に対しての思いは、今回、いろいろお話をさせていただいたのですが、活用をできるポテンシャルがあるものと信じていますので、それに向かってしっかりと、自分もできることをやっていきたいと思っています。

すみません、長くなりましたが、私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（三木健正君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3 時 58 分 延会

令和7年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（令和7年6月18日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第16号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第16号まで

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦 尻 学 典 君
3番 小 谷 翔 太 君	4番 川 村 圭 一 君
5番 東 新 君	6番 今 城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三 木 健 正 君
9番 川 田 栄 子 君	10番 川 村 三千代 君
11番 高 倉 真 弓 君	12番 野々下 昌 文 君
13番 松 浦 英 夫 君	14番 寺 田 公 一 君

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	岩 村 研 治 君
庶務係主任	宮 本 恵 里 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事務局 長	長 山 敏 昭 君

危機管理課長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	松 田 まなみ 君
税 務 課 長	岡 本 武 君
会計管理者兼 会 計 課 長	和 田 克 哉 君
健康推進課長	川 村 志 保 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	伊 藤 芳 文 君
人権推進課長	細 川 恵 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	大 内 淳 平 君
土 木 課 長	香 西 英 樹 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	谷 本 和 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（三木健正君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） おはようございます。

14番寺田でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

一般質問も今日で3日目、執行部の皆様には大変暑い中、お疲れとは思いますが、もう少しお付き合いをいただければと思います。

まず、私、今回の質問、3点について聞こうと思いますが、1点目、軽く、簡単なところからいきたいと思いますが。

希望ヶ丘の市道についてということで、通告をさせていただきました。

皆さん御存じのとおり、この宿毛市役所が希望ヶ丘に移転をして3年が過ぎました。その間、いろいろな問題が多分出てきている。またそれに解消に向けて動いているとは思いますが、今回、入り口の三叉路の形状について、お聞きをしたいと思います。

この三叉路、特に市役所と職員駐車場に向かうところとの分岐のところになるわけですが、航空写真というか、平面上で見ると、そんなに急な三叉路でもありませんし、普通に曲がれるのではないかというふうに思うのですが、実際に走ってみると、非常に通行しにくいというか、曲がりにくい。

先日も私、市役所側から帰ろうとしていたら、入り口のほうから女性の方が運転する車が来ました。私の車線のほうに入った形で曲がっていった、手前で止まっていたので事なきを得たわけですが、これは怖いなというふうに感じました。

日々、私の通行する場合でも、保育園の送り迎えの保護者の方が、送った帰りに、側溝側というか、路側帯側、左の路側帯側のほうを、ショートカット的に帰っていかれる方が多く見られます。これは何でかと思いながら見てみると、下から上がってくるときに、左側が下がっている。曲がろうとする右側が高くなっているの、前の車線が見えない。右側の、市役所前の通りが、上まで上がってこないと見えないという状態になっております。

これは、当然、3年前というか、造成工事のときにしっかりとチェックをしてなかったのが原因だとは思いますが、今の現状について、市としてどのようにお考えなのかを、まずお聞きをいたします。

○議長（三木健正君） 土木課長。

○土木課長（香西英樹君） 土木課長、寺田議員の質問にお答えします。

市道高台1号線につきましては、市役所やきぼうが丘保育園等の高台移転に伴うアクセス道として整備され、令和4年4月1日に供用開始された路線であります。

御質問の三叉路につきましては、中央線を越えて通行する車両も見受けられ、一部で危険な状況が発生していると、市としても認識しております。

以上です。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市としても認識しているということで、再質問させていただきます。

市として、認識しているということであれば、これは形状変更をすべきだろうというふうに思います。

これ、宿毛市役所、今、移転して3年です。これから何年使うのか。隣に宿毛警察署も来ました。県土木も来ました。当然、きぼうが丘保育園もあります。この後、海上保安庁も来る予

定になっていると聞いております。

入り口の1本しかないという問題はさておき、この今の形状のまま使い続けるのかということを見ると、造成して間もないからということはい言訳にはならないのではないかと。早急に通常というか、使いやすい交差点、三叉路に変更すべきだろうというふうに思いますが、この変更への必要性について、市の答弁をお願いいたします。

○議長（三木健正君） 土木課長。

○土木課長（香西英樹君） 土木課長、質問にお答えします。

三叉路の形状につきましては、交差点として周辺の状況を踏まえながら、安全に走行できるよう、警察とも協議し、検討してまいります。

以上です。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま、担当課長のほうから御説明はあったのですが、私からも寺田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

もともと造成の経緯から言いますと、造成をしたときは、まっすぐの道に対して直角的な右折という形に、造成上なっております。

本来、造成するに当たって、土地を有効に活用しようということで、できるだけ津波からということもあって、高低差を取りながら、そして道路の傾斜角というものも押さえながら、上がってきて、そして実際は奥のところと、それから右側のところという形の中で、右側のところに、現在、警察署、宿毛市役所、そして県の合同庁舎、そして、きぼうが丘保育園が建設をされています。

今後は、こちらのほうに、海上保安署も、間もなく建設が始まるというふうに聞いています。

こういった形の中で、実際は右側ばかり使っ

ている関係もあって、もともとの設計の造成から、右に向いて、ほとんど皆さんが曲がるだろうという、仕様はということで、右カーブにしています。

この構造上の問題が顕著に表れてきているというふうに、分析をしているところでございます。

今後は、先ほど担当課長のほうから御説明ありましたように、これをもともとの造成の形の、直角の右折として、場合によっては一時停止が必要な、そういった交差点になろうかと思いますが、そういうふうな形にするべきなのか。

もしくは、先ほど言った、下から上がった場合に、左側が若干下がっているという形の中を、造成で補うことができるのか。どちらにしても、内側周りというのは、これは運転をする方々へのソフト面での指導と言いますか、お願いもしていかなければいけないというふうには思っていますが、構造的に、そこを何とか補えるところがあれば、そういったことも、警察等とも御相談をしながら、この交差点の在り方について考えていきたい、そういったことで御答弁させていただいております。

よろしく願いをいたします。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長からも、今後の方向性について答弁をしていただきました。

私も、できた当初、議長という職をいただいておりますので、ほぼ毎日、この市役所に通っておりますが、どうしても通りにくいというか、曲がりにくい。

特に、前方にある職員駐車場に向けてがメイン道路ではないかというような道の構成になっておりましたし、今もなっておりますので、やはりここは早急に変更はすべきだろうというふうに感じておりました。

そして、隣に宿毛警察署ができて、主要道路

のところという意味で、点線は引かれてはおりますよね、職員駐車場に向けたところの入り口のところが。ただ、できればあの辺りに、一時停止線辺りをつけて、主要道路というか、メイン道路が市の、市役所の前の通りという形にすべきではないかというふうにも思いますが、これは市道の問題というより、安全面のところということで、公安との協議がいるようなことではないかと思しますので、ここで答弁は求めませんが、市民がまた、この希望ヶ丘に訪れた人たちが、事故なく安全に通行できる道路に向けて、改良をお願いをしたいというふうに申し添えて、この1問目の質問は終わりたいと思います。

2番目に、市内の個人墓地の新設や移動ということで、通告をさせていただいております。

これは、これまでも多くの市民の方々から、墓地の移転新設について、私自身も相談を受けてきましたし、この議場においても、ほかの議員から、墓地の新設等について質問が出され、執行部とのやり取りも聞いております。

私は、自分が相談を受けた場合には、その都度、担当部署に相談をしたりしてきましたが、なかなか許可にならないというような印象を持っております。

片や、宿毛市内には墓地公園と言われるところが結構ありまして、宿毛市の墓地公園以外にも、平田であったり、あれはどこになるんですかね、池島の口であったり、押ノ川であったりというところに、ところどころに今、法人というんですかね、宗教法人等が設置をした墓地公園が見受けられます。

意外と簡単にできているんじゃないかというふうに、市民は思うんですよねあれ。そういうのを見ると。

そこでお聞きをしたいのは、この法人等が設置する場合に、墓地公園等を設置する場合の設

置基準というのがあれば、お示しを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、14番、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

墓地霊園の設置につきましては、適正な管理や使用を確保し、公衆衛生や環境保全を図ることを目的とした墓地埋葬法に基づき、市の条例、規則により設置基準を定めております。

設置場所の基準につきましては、公園、学校、病院等の公共施設からおおむね100メートル以上離れていること。建築基準法、地滑り防止法等で災害危険区域に指定されていないこと。鉄道や国道、または主要な県道からおおむね20メートル以上離れていること。主要な河川からおおむね30メートル以上離れていることのほか、周辺的美観や隣接地の所有者の承諾等、公衆衛生上支障がないと認められることが必要です。

霊園の規模につきましては、当該許可を受けようとする宗教法人等の定款、墓地の管理規定、事業計画及び収支予算書等により判断することとなります。これは墓地埋葬法の趣旨が、死者の尊厳を守るために、墓地の永続的な管理、供養を求めていることによるもので、その経営の信頼性、それから公共的責任感を判断するために、設置主体におきましても、原則としまして地方自治体のほか、宗教法人や公益法人等に限られているものでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 少し確認の意味で、もう一度、法人等が設置する場合の基準をお聞きしたいわけですが。

この周辺の地権者等の承諾というふうにも言われました。

以前、私が個人墓というところの話を聞いた

ときに、当時は県の許可やったと思うのですが、50メートル取るとか、100メートル以内の地権者の同意が要するというふうに言われたように記憶をしておりますが、この法人等が設置する場合の周辺住民、地権者の承諾というのは、距離的な部分が明記されているのかどうか、確認をお願いします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、寺田議員の再質問にお答えします。

許可が必要な申請添付書類として必要としておりますのは、隣接地の所有者の承諾書としておりまして、そのほかにつきましては、先ほど言いましたように、公園、学校病院等の公共施設から、おおむね100メートル以上離れていること等です。

そのほかにつきましては、周辺環境において公衆衛生上、支障がないという基準になっておりますので、詳細に許可を取ることになりますと、隣接地の所有者の方ということになります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 隣接地ということで、距離は指定されていないというふうに、今、聞きましたが、私ちょっと関わりのあるところで、墓地公園に隣接した土地の地権者を知っているわけですが、相談に来ていなかったと思うのですよね。

ということは、その墓地公園の整備した法人というのは、どこの許可を取ったのか、承諾を取ったのかなというふうに、ちょっと分からないのですが。

これ、もしそういう基準というか、今言われた設置基準に違反していた場合の罰則規定というのはありますか。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、寺田議員の再質問にお答えいたします。

基本的には、申請による許可がなければ設置ができないということになっておりますので、無許可ということになりますと、若干表現は違うのかもしれませんが、無許可の場合におきましては、6か月以内の拘留刑、または2万円以下の罰金というような、罰則はございます。

的を得ているかどうか、ずれているかもしれませんが、以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 罰則規定はあっても、6か月以内の運用が提示されるみたいなことですか。もしくは、2万円以下の罰金ということになると、やったもん勝ちというふうにとられてもおかしくないというふうにも感じるわけですよ。

やはり、なぜこれを、まず聞いたかということ、次に聞こうとする、個人が墓地を新設移転しようとするときに、先ほど申しましたように、なかなか簡単に許可が下りないというところがあって、墓地公園するには、簡単にできるのに、何で自分たちが自分の土地に墓地を移転、また新しくお墓をつくろう。先祖をまつりたいのという方たちに対して、厳しくするのかというのを、住民の方は感じるわけですね。

その辺りも含めて、個人がお墓を移転、また新設しようとするときの基準について、お示しを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、14番寺田議員の一般質問にお答えいたします。

個人墓地は、墓地埋葬法の趣旨であります墓地の管理、供養の永続性において脆弱でありますことから、同法により、原則認められておりませんが、山間、その他交通の著しく不便な地

域、または付近に利用することができる市町村や、公益法人等が設置する墓地がない場合で、かつ設置に支障がない場合において、特別な事情がある場合として、例外的に設置や移動が認められることとなっております。

山間その他交通の著しく不便な地域とは、山間部など、人里離れた場所で、墓地設置場所から半径100メートル以内に空き家を含む人家が、5軒程度以内の自己所有地であること。設置に支障がない場合とは、半径100メートル以内の人家の同意が得られていること。このような基準として、判断することとしております。

なお、個人墓地におきましても、通常の墓地の設置場所の基準と同様に、災害危険区域や主要な道路、河川からの距離による制限も適用されることとなります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 基本的には認められてないという言われ方をされました。

ただ、近年、いろいろなところで墓地を新しく増設したというか、設置したところが多く見受けられるというのは、市の職員の方も、見て分かると思うのですが。

先ほど、法人等では2万円以下の罰金という規定がありました。個人墓の場合に、この無許可というところ言えば、無許可になると思うのですが、設置した場合の罰則規定というのはどうなっているのか、お示し願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、寺田議員の再質問にお答えいたします。

無許可墓地の罰則につきましては、個人と法人とを分けているものではございませんので、同様の取扱となります。

また、この法律の趣旨におきましては、やは

り墓地の永続的な管理というところに重きを置かれているものと認識しておりますので、罰則が緩いから大丈夫というふうな取扱いで、私たちも対応しているものではございません。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質問いたします。

永続的な管理ができるというところで、やはり先祖をまつということは、その家族、親族がお墓をいかに大事にするかというのは、将来、見てみないと分からないわけですね、その家庭によってのまつり方というのは。

ただ、私、宿毛市の墓地公園にも何回か行ったことありますが、今でも、墓地公園の中で大きな木が生えたような墓もありますよね。管理が全然できてないお墓もあります。

市の墓地公園の管理者は市ですね。これは、永続的な管理ができていうふうに言えるのでしょうか。少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、寺田議員の再質問にお答えいたします。

墓地公園の管理において、不備といいますか、そういったものがあるところについては、私たちも、指摘を受ける前にも、そういったことは正さないといけないと思いますが、永続的な管理におきましては、自治体の将来的な存続も踏まえて、そういった裏づけがあるという意味で、信頼性、永続性があるという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市を責めるわけではないのですが、やはり墓地公園の管理者として、少なくとも、宿毛市の墓地公園の中には、何年かまつりに来られてない墓地に対しても、市のほうでしっかりと管理をしていく。これが隣接

する墓地を持っている方たちに対する配慮ではないかというふうに思いますので、この墓地公園については、ぜひそのような形で管理をしていただければというふうに思います。

そして、個人墓地を新設しようとする方、また山の上から移転したいという希望が、過疎化が進んで、周りに家もなくなった、山の上のうちだけお墓があっても、なかなかお彼岸、盆等々で、お参りにも行けないという思いを持った方は多くいると思うのですよ。

その方たちに対して、こういう基準を満たせば、墓地の移転について、許可が出せますという形で、しっかりとした仕組みというか、基準を示した上で、これに外れているので、この墓地の、この場所に設置するのには問題があるというふうに説明をするようにしたら、皆さんが納得できると思うのですよね。

基本的に、個人の墓地の新設について、許可を出しませんというふうに言われると、新しく墓地を新設しようとする方、またしようとする業者は、頼まれた石屋というか、石材屋さんは、市の許可が出んのやったらできませんねというふうになるわけです。

やはり、今、いろいろな先祖のまつり方があると思います。中には、海に散骨して終わるといふ人もおりますし、永代供養にして、もう墓もつくらないという人たちもいます。

中にはそういう方もおりますが、やはり先祖はちゃんとまつりたいという方が多くいると思うのですよ。その方たちに対して、しっかりとした基準を示して、できるところは許可を出していくということをすべきだと思いますが、その点についてのお返事をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、寺田議員の再質問にお答えいたします。

個人墓地の設置基準の周知を図ることは、市民の理解を求める上で重要であると考えます。

一方、設置基準には、先ほど申しましたように、多くの規制があり、個別の状況によっても、詳細の状況を確認する必要があると考えますので、今後、制度の概要とともに、設置の検討の際には、必ず環境課まで御相談をいただきますよう、ホームページ等に掲載して、周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 無許可で設置した人を許せというつもりはないですが、そういう方もおる中で、真面目に申請をしてきて、断られて、肩を落として帰るということがないように、ぜひ市としての対応をお願いして、この質問については終わりたいと思います。

3点目の質問に移ります。

住み続けられる地域づくりについてということで通告をさせていただきましたが、現在、宿毛市は急速に少子化、高齢化が進行していることは、市政に関係する方はもちろん、多くの市民が、今後の宿毛市の将来について心配をしているのだらうというふうに思います。

高知県についても、少子化に歯止めをかけるべく、高知県知事が先頭に立って事業を進めていっているというふうにも感じておりますが、我が宿毛市議会でも、少子化、人口減少対策の特別委員会をつくって、宿毛市と一体となって進めていこうという意味でおることは、皆さん御存じのとおりだと思います。

その上で、私は、市としてどうしたらいいのか。その一端になればということで、この質問をさせていただくようにいたしました。

今回の質問では、特に橋上地域の公共交通ということを中心に、質問をさせていただきたいと思いますが。

これの理由については、一つは、小筑紫線、平田山田線等については、公共交通、くろ鉄も含めてあります。

橋上地域については、距離の長い上に、今、市が運行しているはなちゃんバスというものしかないというふうに思いますので、スクールバスの一般混乗を認めていただいておりますので、学校があるときには、そのバスを利用することができますと思いますが、それだけしかないというふうに感じております。

まず、はなちゃんバスについてお聞きをしたいと思います。

以前は回数も多くあったと感じておりました。実際、そんなになかったのかもしれませんが、この頃、見ないなと思ったら、1日3往復しか運行されていないということでした。

このはなちゃんバス、地域の方たちは、週に2日とはいえ、非常に助かると、実際聞いておりますが、現在の時間設定と回数になった理由について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市コミュニティバス、愛称、はなちゃんバスにつきましては、令和7年1月6日に新路線の追加、それから既存路線の見直しを行いました。

運行回数につきましては、既存路線を週に、全体で言いましたときに5路線の運行だったものを、8路線に増やし、運行便数を、これも全路線の合計で、週に20便から24便に増便をして、これまでと同じ2台体制で運行しております。

また、新路線である市街地のみを循環する路線、まちぐる線につきましては、バスを1台増やしまして、大島地区と片島地区、これまで通っておりませんでしたけれども、そこをカバーで

きるようにいたしました。

結果的に、まちぐる線については、週に30便の運行を行っておりまして、既存路線と合わせて、週に54便の運行をしております。

先ほど時間設定と、それから回数というところににつきましては、ここが大きく関与しております、事業というのは、タクシー会社に運行を委託しております。

主たる事業は、タクシーにももちろんありますので、労働基準法的なものも考えたときに、この3台分の中で、多くの地域をカバーするとなったときに、橋上地域につきましては、おっしゃるとおり、1日4便だったものが3便になっている、そういった地域もございまして、そこにつきましては、橋上地域の方には不便にされたところもあるかと思いますが、全体として、その運行ダイヤの変更というのが、公共交通のできるだけカバーをして、効果的な運営を目指すという観点から、それからあと、乗車実績ですとか、地区や市民の皆様の声を総合的に反映して実施をいたしました。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 結果的に言うと、運転手不足でなかなか動かせないというのが、実情だというふうに聞きました。

実際、この地域ではなちゃんバスを利用すると、今の時間設定が、朝、昼前、昼過ぎとか、夕方でも4時ぐらいですので、非常に中途半端とか、仕事をしている方たちなんかは使えないなというふうに感じたわけです。

今回、質問する中で、毎日ではないので、利用はなかなか難しいとは思いますが、高校生が、橋上地域から、はなちゃんバスとスクールバスを利用して通学している子がいます。

このスクールバスについては、当然、宿毛小中学校を中心に、生徒の移動を中心に考えてい

るわけですから、時間設定は当然変えることはできないわけですが、料金が非常に高いというふうに聞きました。

特に今、高校は授業料無料化になっていっているので、通学の経費が、例えば楠山からだとして、今、600円ぐらいかかるわけですね。

600円を往復すると1,200円、それが1週間5日間にしたら、6,000円ぐらいになるわけですね。1か月2万4,000円。これを家庭から持ち出すというのは、非常にリスクがあるというふうに思うわけです。

はなちゃんバスは、今、来年の3月まで、全区間100円という形を取っています。

これも来年の3月までなので、それ以降、どういう形になるのか。今年の1月までの金額に戻すのか。統計を取っているわけですから、どういうふうな利用の率の向上であったり、というのが出てくるか分かりませんが、特に高校生を中心とする、学生が利用する場合に、はなちゃんバスにしてもスクールバスにしても、減免措置を取るべきではないか。

西南交通にしても、宇和バスにしても、くろ鉄にしても、定期券であったり、学生割引であったりという措置があると思うのですが、今、スクールバスの場合は、聞くところによると、10回分で11回乗れるという回数券しか対応がない、というふうに聞いておりました。

これはやはり、もう少し学生が使いやすい金額設定をすべきではないかと思うのですが、これについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 詳しい話は担当課長のほうからお答えをさせていただきますが、それに先立ちまして、私のほうから少し寺田議員の質問に対して、今の当市の考え方を御説明をさせていただきます。

まず、はなちゃんバスについては、運転手の

お話、議員からもありましたが、実際、今年の1月6日からかなりの増便をしております。運転手の問題で減便したというよりは、これ以上増やしていくには、今の運転手の数ではということで、かなりの増便をしていますので、増やしているということでございます。

その中で、議員御指摘の路線につきましては、公共交通会議の中で、地域全体を見の中で、若干、減便になってしまっているといった現状を、先ほど課長から御説明をさせていただきました。

それから、はなちゃんバスの今の料金については、これは、はなちゃんバスって、コミュニティバスとしての料金の設定であります。

また、一般の路線のバスであるとか、また鉄道であるとか、こういったものは、それぞれの会社といいますか、そういったところが考えていただいている。

そして、スクールバスにつきましては、教育委員会のほうで走らせていただきながら、また料金設定ということで、全てが別々の話になりますので、ここを一つとしてまとめて、料金設定をしていくというのは、少し無理があるのかなと思っております。

そういった形の中で、通学をしている子供たちに、どのように補助をしていくのかは、これはまた別話として、宿毛市としてしっかりと考えていきたいと思っております。

なお、それぞれ事情がありまして、やはり市外、場合によっては遠くの学校に通っている方、また下宿をされている方、寮に入っている方、宿毛市にはいろいろな子供たちがいますので、そういったのをトータル的に、教育委員会部局とも相談をしながら、こういった形で、どこを支援していくのか。宿毛市もかなり医療費の無償化も18歳、高校卒業まで伸ばしましたし、いろんな支援をしているところですが、その辺りをトータル的に、また考えていきたいと思

いますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思います。
思っているところでございます。

詳しいことにつきましては、担当課長から、
この後、説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答え
いたします。

現在のはなちゃんバスの減免というのは、障
害者手帳をお持ちの方の割引と、減免と、それ
から免許を返納された方の減免というのがござ
います。

週2回というところで、外出する機会を増や
すであったり、公共交通地域の空白地域の解消
といった点から、週2回というところでの運行
になっておりますので、またそれに加えて、公
共交通会議での決議を経ての運賃体制となっ
ておりますので、先ほど市長も答弁されたよう
に、子育て世帯の経済的負担の軽減というところ
は、また別の観点にはなりますけれども、それも
踏まえた上で、またそういう会議などを経まして
、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） いろいろな形がある、
市長の答弁にもありましたように、学校によっ
て、また地域によって、いろいろなパターンが
あるというふうには思うわけですが、選択肢が
ないという言い方はおかしいですが、その学校
にしか行けない。

特に高校というのは、義務教育ではありません。
ただ、今、ほとんどの子供たちが高校に行
っているということを考えると、市の所管では
なくなることは確かなんですよ。県立高校がほ
とんどです。もしくは私立というところにな
るので、そこに対して、市が補助すべきかとい
うのは、なかなか難しい点はあるとは思いうの

ですが、これだけ少子化になってくる。また地
域によっては、特に橋上地域は、このスクール
バスしか高校生が使える交通手段がないとい
うことを考えると、そこに対して、何らかの、使
う使わないは別として、高校生がスクールバス
を利用する場合に、こういう補助事業がありま
すような形の、形が取れないかなというふうに
思うわけです。

それをするによって、遠隔地であっても、
そこに住みながら高校までは通うことができ
るというふうな地域になる。これが私の言う、住
み続けられる地域づくりというところになるわ
けですが。

やはり、濱田知事が今、提唱しているスマー
トシュリンクですかね。これは、賢く、小さく
というふうに縮むということは、中央に集中し
ていくのかな。

例えば宿毛市なら、宿毛市街地に人が移って
しまって、端々は人がいなくて大丈夫になるの
かなというふうにもとられるわけですよ、私の
思いの中では。そうではなくて、やはり地域に
残って、そこに生活をするによって、その
地域が荒廃しないように頑張っていく。

田畑を耕し、山の手入れをしってという方がそ
こに住むことによって、その地域が荒廃しなく
てすむというふうにと考えると、そういう若い層
が、その地域に残る手だてを、宿毛市として考
えるべきではないかと思うのですが、市長、そ
の点についてお考えを聞かせていただきたいと
思います。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

高知県のほうも、浜田知事が先頭になって、
現在、少子化またこの人口減少問題に新しい切
り口で、今、臨まれているというふう理解を
しているところでございます。

宿毛市におきましても、何とか子供の数を増やしていかなければいけない。そういった形の中で、子育て支援も、今、力を入れておりますし、また、まずは子供を産み育てていただくために、御結婚、要するにマッチング、こういったものにも、現在、全力で取り組んでいるところでもあります。

そういった形の中で、それぞれの中山間地域というと大きくなりますので、宿毛市でいうと、もう少し、本当に小さな部落になってしまった山奥であったりとか、また海岸線であったりとか、いろんなところにそういった集落が見受けられております。

そういったところでは、なかなか子育てがしにくいというお話も聞いていますし、その一方で、老後、要するに体が元気なうちはいいけれども、病院に通わなくてはいけなくなったら、そういった地域では生活ができない。これは二極化していますが、それぞれ同じ問題であろうかと思えます。

そこに一つの課題として生まれてくるのが、公共交通といったものだというふうに理解をしているところでございます。

そういった形の中で、はなちゃんバスも、まずはバス2台からスタートをさせていただきましたが、それももう既に9年目を迎えるに当たって、その中で1台を増便させていただいて、現在、取組をさせていただいている。

これの増便については、さらに加速化をさせていきたいというふうに思っておりますが、そこで問題になっているのが、この運転手の問題というところでございます。

そういったものを解決しながら、この公共交通網というものを、しっかりと整えていきたいと思っておりますので、その問題点を議員のほうから御指摘をされたというふうに理解をしているところでございます。

またその一方で、お年寄り、そして子育てをしている御家庭で、何とか自転車を活用して、移動手段として使っていただけないか。これについても、現在、10年目を迎えた取組として、進めさせていただいております。自転車を活用したまちづくりの一環でございます。

例えば電動アシスト付自転車、こちらのほうにも補助を出していますし、また近年は、高齢者の方々については、その補助金を増額させて、取組をさせていただいているところでございます。

なかなか、安全面とか、いろいろ課題はあろうかとは思いますが、この自転車を使うと、それほど体力的に御無理をせずに、移動距離100キロぐらい、1回の充電で移動ができるといったものが、現在、どんどん開発されて売られておりますので、こういった移動手段に使えるようなモビリティといったものも活用しながら、何とかこの公共交通網の維持をしていきたい、そのように思っているところでございます。

補助については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長のほうから、市としての考え、今後の考えについてもお聞かせをいただきましたので、あるところは理解もできるところもあるわけですが、やはり自転車のお話も出ましたが、4キロ、5キロぐらいまでなら、毎日の通学、高校生、大丈夫だと思うんですよ。

ただ、10キロ、それを超すぐらいの距離になると、朝、自転車に出て、授業が終わって、例えばクラブ活動が終わって、それでまた自転車を漕いで山道を、坂道を登りながら帰っていくというのは、なかなか問題があるのではないかというふうに、私は思います。

そういうことも含めて、これからの子供たち、各地域が、地域で住み続けられる形を、市としても、地域の方たちと一緒に考えていただければと思います。

次の質問に移ります。

時間設定についてということで、その公共交通の部分でさせていただいておりますが、これは現在、スクールバスの部分ではありますが、部活動の帰り便を、中学生の場合、タクシー対応をしているというふうに思っております。

私は、以前から、家を出てから家に帰り着くまでが教育である。当然、スクールバスであったりというのも、教育の一環として行っていくべきではないかというふうに思っております。

そんな中で、やはり人との関わりであったり、やってはいけない行為をしないように、みんなと一緒に学び合っていくというところで、助け合い、学び合いというところが、スクールバスの中でできる教育であるというふうに思っておりますので、タクシーというのはどうなのかなと、前々から思っております。

そういうところで、スクールバスの、先ほど言った、ひょっとしたら運転手の問題になるのかもしれませんが、スクールバスでの運行にする。また、クラブ活動の便についても、スクールバスであれば、一般混乗を許可していただいている機材であれば、一般混乗もできるのではないかというふうにも思うのですが、この部分について、教育委員会になりますか、どちらになりますか。

教育委員会のほうから、それではお答えを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現在、部活動便の帰りの便をタクシーで運行しているのを、スクールバスでの運行にしては

どうかという御質問であったと思います。

宿毛中学校の部活動を行う生徒の帰り便につきましては、先ほど申しましたように、スクールバスではなく、部活動の終了に合わせて、タクシーを部活動便として運行しております。

令和6年度に部活動便を開始した際には、利用者が1名であったことから、スクールバスによる運行経費や、先ほどもありましたように、運転手の確保など、様々な面から検討を行った結果、タクシーでの運行が適切であると判断いたしました。

スクールバスに関しましては、あくまでも市内の小中学校に通学する児童生徒に対する通学支援でありまして、スクールバスの空席を利用したものが一般混乗になりますので、小中学校に合わせた運行時間や、夏季休業日など、小中学校が休みの場合には運行しないことにつきましては、御理解をいただきたいと考えております。

今後も引き続き、部活動を行う生徒の帰り便の確保に努めまして、利用者の増加など、バス輸送が必要となる状況が生じた際には、スクールバスによる運行に変更するなど、状況に応じて適切に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 教育委員会としての見解はそうだと思います。

私、今回この時間設定の中で、もう一つ、小学生の放課後の在り方についてということで、この質問をさせてもらうようにしたわけですが、

放課後については、各家庭に責任があるというふうなことでは、理解をしているつもりです。

ただ、昨今の全国の事件であったり、事故であったりというのを見ると、この田舎の宿毛であっても、宿毛市郊外の田舎であっても、何が

あってもおかしくないような時代、そういう時代になっているのだらうというふうに思います。

宿毛市、また教育委員会が一体となって、子供たちの安全をどう守っていくかということについては、考えていくべきではないかと思います。

そういう点で言えば、今、宿毛市内の小学校は、全ての学校において、放課後の子ども教室であったり、児童クラブと子ども教室という形で、子供たちの放課後の居場所づくりというのに力を注いでいってくれているというふうに思います。

宿毛小学校と山奈小学校においては、放課後児童クラブとして運営されておりますので、長期休業、夏休みであったり、冬休みであったり春休みであったりというところでも、面倒を見てもらえるということで、校区外から希望する方もおられるというふうにも聞いております。

ただ、宿毛小学校の場合は、放課後児童クラブの定員というのは定められておりますので、現在、多分、小学校3年生ぐらいまでを捉えてみても、この定員では賄い切れないぐらいの児童数がいるのだらうというふうに思います。

これは、教育委員会として、どのように把握をしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の再質問にお答えいたします。

児童クラブに入られて通っている子供さん、または来ていないお子さんを、どういうふうな形で把握しているかというふうなことだっていると思いますが、事前に児童クラブに希望する場合には、保護者のほうにもしっかり周知を取って、希望する、希望しない。

校区外からも来られているお子さんもおりますので、家庭の事情によっては、本当に家で一

人になってしまうというお子さんについては、校区外であっても、放課後児童クラブを希望して、宿毛小学校に来ているというお子さんもおります。

ですので、放課後に来ているお子さんは把握できていますし、あとのお子さんについては、もうそのまま放課後、家に帰るであったりとか、ひょっとしたらおじいちゃんおばあちゃんのところに行くとかいうふうな形のことがいろいろにしか、把握はできていないのですけれども、そんなところだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 先ほど言いましたように、放課後については、家庭でもって責任を持つというのが基本のところから言えば、全てを教育委員会、学校で把握せよというのは難しい話なのかもしれませんが。

今回、この質問するに当たり、教育委員会に問合せを行ったところ、待機児童、放課後児童クラブに対する待機児童はゼロだというふうにお聞きをいたしました。

ただ、実際、私が聞いたところによると、入学当時に不備はあったとはいえ、途中で申込みをしようとしたら、定員というか、今、入れる状態にはないというふうに、断られたと聞いております。

これはやっぱり、教育委員会と放課後児童クラブを運営している組織とが、しっかりと連絡等ができてないということではないかと思うんです。

放課後というか、子供が家に帰ってくるということは、先ほど教育長が言われたように、誰かが面倒見るといふか、をしないと、子供の安全を保てないというのが、今の現状だと思うので、そういうことになると、例えばお母さんであったり、おじいちゃんおばあちゃんであった

りという人が、3時、4時ぐらいから、保護者が帰ってくるまでというか、面倒を見ないといけない。その人たちは、仕事に就くことができないということになると思うんですね。

ということは、やはり放課後の子供たちをどう見守っていくかというのは、教育委員会と保護者とがしっかりと連携し合う中で、つくっていく。その中で、子供たちが夕方5時前後ぐらいまで面倒を見てもらえるということになれば、今、共稼ぎで家庭をつくっていかうという方たちも、それがかなうようになる。

保育園まではいいんですよ、延長保育とかがあって、面倒を見てもらえるので。小学校になったら、ぱたっと、3時半に終わります。例えば学校出て帰ってきますと言われると、それに対応しなければいけないということになりますので、その部分について、行政と教育委員会が一緒になってつくってほしいな。

なおかつ、私はスクールバス、放課後児童クラブについては、子ども教室もそうかな。保護者がお迎えに来るというのが原則だというふうにも聞いていますが、やはり遠隔地になると、わざわざ学校に行かなければいけないという方たちもおると思うのでね。

だから、先ほどの時間設定というところで、夕方の5時ぐらいにスクールバスを動かして、スクールバスのエリアの子供たちが、放課後児童クラブであったり、子ども教室を利用した場合に、家の近くまでスクールバスで帰れるという政策を取っていくべきではないか、取るべきではないかというふうに、私は思っております。

この部分について、教育委員会としての見解があれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

子供たち、特に小学校低学年ですね。そうい

ったお子さんの居場所づくりというふうなところで、宿毛市内には、先ほどからありますように、山奈小学校、宿毛小学校に放課後児童クラブ、そのほかの学校には、放課後子ども教室、そういった対応をさせていただいております。

その中で、放課後児童クラブは、保護者の就労などの理由により、放課後に家庭で過ごすことができない児童を対象に、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供するための学校外施設であり、運営は各学校の学童保育保護者会が行っております。

児童の受入れにつきましては、運営者である学童保育保護者会が、受入れ可能な児童数などを考慮する中で、決定しております。

利用できない児童につきましては、今後、申込手続などの実態を正確に把握するよう、運営者である保護者会と連携をし、取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど、寺田議員が、文書の関係で、ちょっと遅れた関係で、入れなかったというふうな実態があるというお話でしたけれども、そういうことも含めまして、しっかり連携を取りながら、できるだけそういった親御さんの希望に応えられるような体制は、今後整えていきたいと考えております。

それと、もう一方、放課後であったりとか、児童クラブであったりとか、子ども教室が終わった、先ほど、時間的に言うと5時頃というふうなところだったと思います。そういったところにスクールバスを走らせて、家の近くまで送ってはどうかというふうな質問であったと思うのですが、現在、私が把握しているところでは、大体6時ぐらいまでは、子供の見守りをさせていただけるというふうに認識しております。

ただし、その時間には必ず保護者が迎えに来るということが、必須の条件となっております。それはやっぱり、子供の安心安全というふうな

ところから、保護者が責任を持って迎えに来るということが大前提ということで、その対応を取らせていただいているというふうに思います。

ですので、例えばそのスクールを走らせたときに、ひょっとして、途中で降ろしたときに何かあったときの対応なんかはどうなのかとか、そういう心配があるんじゃないかということも懸念されるというふうなところなので、先ほども申しましたけれども、家庭の事情により、放課後の児童の過ごし方は様々であるというふうに思っております。

児童クラブ利用後の児童の下校手段や、安全確保に関しましては、引き続き、学校、地域との連携を図りながら、先ほども言いましたように、保護者の皆さんに協力を、ぜひお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 教育長、ありがとうございました。

相手が小さな子供たちのことなので、安全をどう守っていくかというのが、一番中心に据えなければならないことだと思うので、教育委員会の言われることもよく分かります。

ただ、先ほどから言っているように、地域の実情、保護者の実情をしっかりと見る中で、やはり子供たちを産み育て、できる地域を、できるだけ維持していくというのを主眼に置いて、考えていただければというふうに思います。

最後に、市長に対してちょっとお聞きをしたいと思うんですが。

私は、市長が初めて市長選に出たときからそばで見えて、市長の熱い言葉の中に、執行権がない議員ではできないことが多くある。だから市長になるんだという、熱い言葉を横で聞いてきました。

今、市民の中に、いろいろなところに、市長に対する、こんなこともしてほしいという要望はいっぱいある。それはできないことのほうが多いのかもしれない。

それはそうですが、やはり、先ほどから私の質問の中で言う、各地域が、住み続けられる地域をつくっていくために、市として、その地域の方々に心を砕いて、耳を傾けて、聞いていただきたいと思います。

ある市民の方が、先ほど市長言いましたが、市長は自転車には力入れるけど、ほかのことにはあんまり力入れらんがイヤという声を、私のところに届けた人がいます。

そういうことではないと、私は言いましたが、やはり自転車というものが中心に座っているように見える政策があるのではないかと、いうふうに思います。

そういうことも含めて、市長には初心に返れてはいいのですが、熱い思いのあった、執行権を持った市長として、これから宿毛市に対して、どのような思いで行政運営をしていくのかについて、思いがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、通告からずれないように、自分のほうも答弁をさせていただきます。

そういった形の中で、昨日も言いましたが、自分、今10年目を迎えているところでございます。その執行権を持たないいろいろなことができないと言っていたのは、市議会議員後半の頃の話でございますので、市長就任直後とかじゃなくて、市長就任前に、自分がよく使っていた言葉だというふうに理解をしているとか、そのように思います。

そういった形の中で、やはり執行部として、

職員もそうですし、また自分も出身でもあります。議員の皆様方もそうです。皆さんと一緒に、この執行権というものはしっかりと行使をしていかなければいけないというふうに思っていますし、執行権、そういった力を持ったから、何でも自分の思いとおりにやるんだといった思いは、以前から、そして今でも持っていないところでございます。

自転車施策の話もありました。自転車というのは、自分が、これ常日頃から言っているのですが、ちょうど自分が市長になる前後の辺りで、国として、そういった動きがありました。やはり全国的に事故が多発、特に子供たちの事故が多発して、子供たちが大人を傷つけてしまう。そういった事故が、都会のほうでは起こって、それに対する、小学生とかの子供が、1億円とかという、そういったとんでもない金額の賠償を求められるような、そういったことが起こって、非常にこの自転車に対する交通安全というものが見直された時期であって、そういった形の中で、当時、国土交通省のほうで、自転車を活用したまちづくりという形の中で、そういった当時の大臣がトップになって、動きが起きた、そういった時の後押しもありました。

そんな中で、これが何とか使えるのではないかとということで、一つの政策として、動かさせていただいております。

またその一方で、災害に強いまちづくりという形の中で、これが、やはり宿毛市にとっては非常に、まだまだやらないといけないことが、いまだにそうですが、たくさんあるということで、これをど真ん中に据えて、市役所庁舎の移転も含めて、町を二分するような議論も重ねた結果、動かしているところでございます。

その一方で、それ以外のことも、道路の施策、そして昨日、井上議員からもありました港湾の施策、それぞれやっております。

ただ、自分のほうが、自転車に関しましては先進地が結構あって、しっかりとPRをしないと、なかなか世の中がこちらに向いてくれないといったこともあって、いろんなところで露出を広めた、そういった努力を自分としてやってきました。

そういった効果の反面、こればかりやっているんじゃないかというふうに見られている方もおられるというのも、一つであります。

決して、予算を見ていただければ分かるのですが、自転車施策にかけている予算、それ以外の、今言ったような予算、桁が違うぐらい違っています。

そういった形の中で、しっかりといろんな施策を進めているということを、ぜひ御理解を、市民の皆さんにもしていただきたいというふうに思っております。

そして、先ほど言ったいろいろな問題もそうなんですが、やはり災害で、自助、そして、共助、そして公助というお言葉があります。

先日も、寺田議員の近くのほうにも行って、地元の方からも、非常に今の宿毛市に対する不安であるとか、そういったものも訴えも聞かせていただいたところであります。

ただ、その方も言われていました、自分でできることは自分でやると。周りで助け合えることは、周りで助け合うと。ただできないところは、市長として頑張ってくれというお話をいただきました。

そういった形の中で、自助、共助、公助、そういったものをしっかりと分けて、何もかも公、要するに市役所に求められるのではなくて、自分のやることをしっかりとやる中で、そしてどうしようもないところは、市役所で公助としてしっかりとやっていく、そういった思いで、これからも執行権使わせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長、最後にありがとうございました。

私の質問、これで終わるわけですが、行政の皆さん、市民に対して真剣に向き合っていると思うのですが、私がいろいろな話をするとき、時には言い訳のように聞こえることがよくあります。これやけんできない。そうではなくて、市民のために、地域のために、どうしたらできるのかということを、まず考えながら、市政に当たっていただければというふうに感じております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三木健正君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

-----・-----・-----

午前11時34分 再開

○議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第16号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） それでは早速ですが、詳しく聞きたい議案がありましたので、それに対して少し質疑させていただきます。

まず、議案第7号別冊、令和7年度一般会計補正予算（第3号）です。11ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節委託料、これ旧大島公民館にアスベスト調査業務委託料ということで、144

万1,000円について、少し詳しくお伺いさせていただきますと思います。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、川村議員の議案質疑にお答えをさせていただきます。

議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、11ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節委託料、旧大島公民館アスベスト調査業務委託料144万1,000円について、御説明申し上げます。

大島公民館につきましては、昭和52年に建築をされました鉄筋コンクリートの3階建ての建物でございます。

この建物、耐震化がされておりません。また老朽化も進んでおりますゆえに、宿毛市のほうで取壊しを、現在検討しているところでございます。

その際に、建物の中にアスベストが含まれているのかどうか、それを調査するための委託費となっております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 追加質問になりますけれども、アスベストの疑いがあるということで、調査するということになっておりますが、そのスケジュール、そしてもしアスベストがあれば、公民館の近所には住居もありますので、その方への周知など、そういったことを詳しくお伺いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、再質疑にお答えをいたします。

まずスケジュールでございますが、今議会で

予算を議決をいただきましたならば、7月から業者の選定に入りまして、アスベスト調査に入ってください予定としております。

その上で、アスベストが恐らく含まれている可能性が高いと思うのですが、その後のスケジュールといたしましては、今年度末から来年の5月、6月ぐらいまでにかけてまして、取壊しの工事に入ってまいりたいと考えております。

工事に際しましての地域住民への周知につきましては、現状も、大島地区が地区の集会所として使用されておりますので、地区長をはじめ、役員の皆様方等に周知いたしまして、そしてまた地区の方々にも周知を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 了解いたしました。

次に、同ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、14目防災対策費、18節負担金補助及び交付金。これ地域防災組織育成助成事業補助金という形で、200万円になっていますけれども、これはこういったものなのか、お教え願えますか。

○議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、川村議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の11ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、14目防災対策費、18節負担金補助及び交付金の、地域防災組織育成助成事業補助金の200万円について、御説明をさせていただきます。

本事業につきましては、一般財団法人自治総合センター助成事業を活用しまして、自治防災組織が行う地域の防災活動に、直接、必要な設備等の整備に対して、200万円を上限に、補助金を交付するものとなっております。

その補助金の交付先としましては、平田中町地区の自主防災会となっております。

災害時に必要となる発電機、それからテント、また非常用のトイレなど、そういった防災備品を整備する予定となっております。

この事業は、昨年度に各自主防災会に対して、総会での説明や、またチラシの配布によって、活用の周知を行っておりまして、希望のありました3団体について、自治総合センターへ申請を行い、そのうち1団体が採択をされたものでございます。

なお、財源内訳について、全額が自治総合センターからの助成金となっております。よって採択された団体の費用負担はないということになります。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうも詳しくありがとうございました。

それでは、次ですけれども、同じく議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、13ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、8目価格高騰緊急支援給付金及び不足額給付金費、18節負担金補助及び交付金、長いやつですけれども、定額減税補足給付金7,000万円についてですが、支給対象者及び支給方法、支給時期、そういったものを詳しく教えていただけますか。

それとまた、非課税世帯はの場合、どのようになるのかも、同じく教えてください。

○議長（三木健正君） 税務課長。

○税務課長（岡本 武君） 税務課長、川村圭一議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、13ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、8目価格高騰緊急支援給付金及び不足額給付金のうち、

18節負担金補助及び交付金、定額減税補足給付金7,000万円についてでございます。

初めに、本事業は、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策による一時的な措置として実施される、令和6年度個人住民税及び令和6年分所得税の定額減税に際して、減税し切れないと見込まれる所得水準の方に、減税額と課税額の差額を給付することにより、賃金上昇が物価高に迫っていない国民の負担を緩和するものとして、事業費の全額を、国庫支出金を財源として実施するものとなっております。

また、対象者にいち早く給付を行う観点から、令和6年度市県民税の課税に用いた、令和5年中の所得情報を基に、あらかじめ令和6年分の所得税を試算した上で、支給額を決定支給します調整給付を、令和6年度に実施してございますが、令和6年分所得税の確定等により、調整給付で支給した額に不足が生じる場合は、不足額を改めて支給することとなっております、このたび補正予算を計上いたしております。

支給対象者は、令和6年分所得税の確定等により、本来、給付すべき額が調整給付で支給した額を上回る方に加えまして、令和6年度個人住民税及び令和6年分所得税が非課税かつ、合計所得が48万円を超え、または事業専従である方で、今年度及び令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象となっていない方となっております、いずれも非課税世帯への給付の対象とならない方を対象としております。

対象者への支給方法につきましては、調整給付と同様に、給付対象となる方に本市から給付金の支給を受ける意向を確認するための確認書を郵送いたしまして、確認書の提出をもって給付の決定を行い、令和7年9月より、順次、支給を行う予定として考えてございます。

なお、特定財源といたしまして、9ページに

ありますが、歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,337万1,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうも詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして議案16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、8ページになります。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目諸費、18節負担金補助及び交付金、防犯灯設置費補助金100万円についてです。

これ一つの防犯灯に1基、どれぐらいかかるのかということとか、本補助金が過ぎた場合は、どのように対処していくかということなんかを、詳しくお伺いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（三木健正君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（長山敏昭君） 総務課長、お答えをいたします。

議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、8ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目諸費、18節負担金補助及び交付金。防犯灯設置費補助金100万円についての御質問だったかと思います。

令和7年度の当初予算におきまして、国の令和6年度繰越予算である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを財源といたしまして、防犯灯設置費補助金100万円を計上しておりました。

この補助金は、既存の防犯灯をLED防犯灯に交換する際の工事費に2分の1を乗じて得た額、もしくは交換したLED防犯灯の交換数に

1灯当たり2万円を乗じて得た額の、いずれか少ないほうの額を補助するもので、防犯灯約50灯分の予算を確保していたものでございます。

4月に自治会への要望調査を行いましたところ、予算額を上回る要望がございました。現在、その要望に対して灯数の調整を行いながら、補助金交付の決定を打っているところでございます。

こういった状況の中、このたび、国の令和7年度予備費を充当した、同じ交付金でございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付の内示がありましたので、当初予算で確保した事業と同様のスキームで、約50灯分の防犯灯設置の補助金を追加をいたしまして、防犯灯のLED化を、さらに促進してまいりたいと考えております。

議員からもありましたが、1灯当たりの工事費用でございますが、これはもうまちまちでございます。ただ、ほぼほぼ、1灯当たり2万円を超える工事費になっているところが多いというふうに見受けられます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） それでは、最後になりますが、同じく議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、8ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、18節負担金補助及び交付金の省エネ家電製品買い替え促進補助金1,400万円について、詳しくお聞きしたいので、よろしくお願いたします。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、4番川村議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、8ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境

整備費、18節負担金補助及び交付金。省エネ家電製品買い替え促進補助金1,400万円について、御説明いたします。

この事業は、物価高騰に対する国の重点支援地方創生臨時交付金が追加交付となったことに伴いまして、本市におきましても、交付金を活用しまして、省エネ家電の買い替え補助を行うことによりまして、物価高騰による市民の生活負担の軽減を図るとともに、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止を推進するものでございます。

令和5年度にも同様の補助事業を実施しておりまして、受付開始から短期間で約1,000万円の予算額に達するなど、高い需要をいただいております。

買い替えの品目につきましては、一定の省エネ基準を満たしました冷蔵庫、エアコン、テレビ、この3品目といたしまして、補助率は購入費の3分の1を予定しております。

補助金額の上限としましては、それぞれ冷蔵庫、エアコンが各5万円、それからテレビが3万円とさせていただく予定でございます。

複数の家電の買い替えも可能とする予定でございますが、同一住所、または同一世帯ごとに受けられる補助金の上限額は、先ほどのそれぞれの上限額によらず、それぞれの合計額が10万円を超えた場合にも、10万円を上限額と設定させていただく予定でございます。

なお、議決をいただきました後には、できるだけ早く買い替えができるよう、受付を開始したいと考えておりますが、公平性の観点から、一定期間の周知の期間が必要となりますので、地区長様の文書や市のホームページ、SNS等を通じまして、周知を図った上で、7月の中旬までには受付を開始できるように準備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4 番川村圭一君。

○4 番（川村圭一君） 分かりました。

再質問になるのですけれども、家電そのものを買い替えなんですけれども、それに準ずる設備工事費とか、運送費などというのは、これはお店によってということになると思うのですけれども、そういったものは一切含めない形でと、考えてよろしいのでしょうか。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、4 番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

前回の補助制度の設計と同様に、対象は家電製品本体価格を対象とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4 番川村圭一君。

○4 番（川村圭一君） 分かりました。

最後の一つですけれども、これエアコン、冷蔵庫、テレビということになっているのですけれども、これエアコン2台とかいう、そういった、冷蔵庫2台はないと思うのですけれども、エアコン2台とかテレビ2台、そういったものは、それでも構わないのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（三木健正君） 環境課長。

○環境課長（伊藤芳文君） 環境課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

今回の補助金の制度、前回同様に、それぞれの家電につき、各1台ずつを対象とさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（三木健正君） 4 番川村圭一君。

○4 番（川村圭一君） それでは、納得いたしました。ありがとうございました。

これで質疑を終わらせていただきます。

○議長（三木健正君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第7号から議案第16号まで」の10議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月19日、6月20日、6月23日及び6月24日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、6月19日、6月20日、6月23日及び6月24日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月19日から6月24日までの6日間は休会し、6月25日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時56分 散会

議 案 付 託 表

令和7年第2回定例会

付託委員会	議 案 番 号	件 名
予 算 決 算 常任委員会 (4 件)	議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号 議案第 16 号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について 令和7年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和7年度宿毛市下水道事業会計補正予算について 令和7年度宿毛市一般会計補正予算について
総 務 文 教 常任委員会 (4 件)	議案第 10 号 議案第 11 号 議案第 12 号 議案第 14 号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について 財産の取得について
産 業 厚 生 常任委員会 (2 件)	議案第 13 号 議案第 15 号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について

令和 7 年
第 2 回宿毛市議会定例会会議録第 5 号

1 議事日程

第 1 7 日（令和 7 年 6 月 2 5 日 水曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 議案第 1 号から議案第 5 号まで及び議案第 7 号から議案第 1 6 号まで
（議案第 1 号から議案第 5 号まで、討論、表決）

（議案第 7 号から議案第 1 6 号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第 2 陳情第 2 号及び陳情第 3 号について

第 3 委員会調査について

----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 号から議案第 5 号まで及び議案第 7 号から議案第 1 6 号まで

日程第 2 陳情第 2 号及び陳情第 3 号について

日程第 3 委員会調査について

----- . . -----

3 出席議員（1 4 名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	1 0 番 川 村 三千代 君
1 1 番 高 倉 真 弓 君	1 2 番 野々下 昌 文 君
1 3 番 松 浦 英 夫 君	1 4 番 寺 田 公 一 君

----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長	岩 村 研 治 君
兼 調 査 係 長	
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君

副市長	上村秀生君
企画課長	谷本裕子君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	長山敏昭君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	松田まなみ君
税務課長	岡本武君
会計管理者兼 会計課長	和田克哉君
健康推進課長	川村志保君
長寿政策課長	酒谷幸夫君
環境課長	伊藤芳文君
人権推進課長	細川恵君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	大内淳平君
土木課長	香西英樹君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所補佐	田村泰生君
水道課長	宮本潤君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	谷本和哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（三木健正君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

日程第1「議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第16号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより、議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第2号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第5号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第5号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第7号から議案第16号まで」の10議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（堀 景君） 予算決算常任委員長、本委員会に付託されました議案第7号から議案第9号まで及び議案第16号の4議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、6月19日、20日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、6月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算、11ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、16目離島振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市観光協会補助金50万円についてであります。

本年1月から、沖の島地域が漫画作品に取り上げられ、島への関心が高まっており、地域に

注目が集まっている好機を生かし、夏季観光シーズンに併せて、沖の島地域への誘客を図るため、漫画原画展及びシンポジウムの開催の実施主体である宿毛市観光協会に、事業実施に際して、必要となる経費の一部を補助しようとするものです。

委員からは、原画展は沖の島で開催するのか。市内でも沖の島に行ったことのない方も多く、島を訪れるきっかけづくりや、島の魅力を伝えるために、林邸や文教センター等での開催も考えてみる必要があるのではないか、との質問があり、執行部からは、今の企画段階では、Dr. コトー診療所と釣りバカ日誌の原画展を、沖の島開発総合センターのみで開催する。

原画は、小学館より提供されるものであるが、島外での開催が可能か、検討をしていきたい、との答弁がありました。

また、委員からは、大勢の人が訪れることが想定され、定期船や島内の移動に対し心配する、との意見があり、執行部からは、シンポジウムは100名規模を想定し、2部構成としており、定期船に乗り切らないことはないと考えている。

また、原画展は、1か月程度の期間で開催すると聞いており、特定の土日等に来場者が固まらないような仕組みも考えていきたい、との答弁がありました。

続いて16ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、2目文教センター管理費、14節工事請負費、設備改修工事費198万円についてであります。

宿毛文教センターが、平成5年のオープン以来30年以上経過し、多目的ホールの舞台音響設備に深刻な不具合が生じていることから、大規模改修を行うこととして、当初予算で3,410万円の予算計上をしていますが、機器類の価格高騰及び国土交通省による公共工事積算基準が4月に改定されたことに伴う共通費が増額

となったものです。

委員からは、市内に多目的ホール程度の収容人数で、手頃な、使い勝手のよい施設はほかにはないので、公民館事業等に支障がないよう、スムーズに進めてほしい、との意見があり、執行部からは、9月に契約を予定しているが、機器の調達に時間がかかるので、工事は2月からを予定している。

工事自体は1か月で終わるので、契約後も施設は使用できる、との答弁がありました。

続いて、議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目諸費、18節負担金補助及び交付金、防犯灯設置費補助金100万円についてであります。

当初予算でも、防犯灯設置補助金の100万円を予算計上したものの、想定を上回る要望がありました。

このたび、物価高騰対応重点支援地方創生交付金の追加交付があり、自治会からの要望灯数の交換及び設置について、補助しようとするものです。

委員からは、要望があっても予算上対応できなかった部分について、今回の補正で対応できるのか、との質問があり、執行部からは、今回50灯分を計上している。この灯数で要望に応えられるものと考えている、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第7号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算、4ページ。

第2表、債務負担行為補正、四万十市新食肉センター整備費負担金。期間、令和10年度。限度額、3,118万5,000円以内の額についてであります。

本件は、四万十市新食肉センター整備費負担

金について、当初、債務負担では、令和7年度から令和10年度までの総額で9,136万8,868円で予定していましたが、全体事業費の増額に伴い、宿毛市の負担額も増額となったため、総額で1億533万3,000円となりました。

これに伴い、令和8年度では398万9,000円、令和9年度では、1,323万3,000円の減額を見込み、令和10年度では、3,118万5,000円の増額見込みとなりますが、債務負担のルールにより、減額見込み分は補正しないこととなりますので、令和10年度のみ不足見込み、3,118万5,000円の債務負担の増額補正とするものです。

委員からは、負担見込額が、令和8年度、令和9年度が減額で、令和10年度が増額となっているが、ある程度、平準化したほうがリスク的には少ないと考えるが、減額の年度と増額の年度があるのはなぜか、との質問があり、執行部からは、四万十市新食肉センターは稼働しながら、取壊し可能な部分から解体し、建て替えていく工程となっているため、年度ごとに完成した部分から支払いが発生し、計画的に工事を進めていくが、支払いについてはその都度行われるため、どうしても最後の完成時に支払額が増加する形になる、との答弁がありました。

続いて、15ページ。

第7款土木費、第3項港湾費、1目港湾費、18節負担金補助及び交付金、国直轄事業負担金、506万2,000円についてであります。

本件は、宿毛湾港防波堤工事において、今年度、国の予算が増額となり、事業費に対する負担金増額の説明があったため、今回、負担金分となる506万2,000円を補正計上するものです。

委員からは、防波堤工事の進捗状況と、今後の計画や利用目的について、との質問があり、

執行部からは、工事は池島の第一防波堤で、既存の防波堤が津波を受けた際に、裏側部分の洗掘を防ぎ、複数波の津波にも耐えられるよう、裏側をコンクリートで強化する事業であり、国からは令和9年度完了予定と聞いているが、予算配分や物価上昇等により工期が変更される可能性がある、との答弁がありました。

続いて、議案第9号別冊、令和7年度宿毛市下水道事業会計補正予算、8ページ。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目ポンプ場建設改良費、1,012万7,000円についてであります。

本件は、高砂ポンプ場の電気設備の一部にある真空遮断機の更新費です。高砂ポンプ場に設置している真空遮断機は、停電状態での年次点検において、停電からの復帰時に電源が入らないといった事象が一時的に発生しました。その後、電気保安業務受託者や、機器メーカーの点検により、現状では使用可能な状態となっておりますが、1999年の製造から25年以上が経過していることや、機器の製造に少なくとも約6か月の期間を要すること、さらに、代替設備がないことなどを考慮し、当該機器の更新費用を補正予算として計上したものです。

委員からは、遮断機は受注生産か、何を遮断するのか、との質問があり、執行部からは、受注生産となり、既製品ではない。通常の電気回路の電流ではなく、ショートなどの短絡事故や、大地から電流が入ってくる地絡事故の際に異常電流が流れると電気設備が損傷するため、これを遮断して保護する役割を担っている、との答弁がありました。

続いて、議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算、8ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、18節負担金補助及び交付金。省エネ家電製品買い替え促進補助金、1,400万円

についてであります。

本件は、物価高騰に対する国の重点支援地方交付金を活用し、省エネ家電への買い替え補助を行うことにより、市民の生活負担の軽減を図るとともに、二酸化炭素の排出量削減を促進するものです。対象家電は、日常生活に欠かせず、新型に交換することによる省エネ効果が高い冷蔵庫やエアコン、テレビの3種類としました。

申請は、世帯単位で3種類の家電について、各1台まで1回限りとしますが、複数の種類の家電を同時に申請することは可能です。

補助金の上限は10万円で、補助率は前回と同様に、省エネ家電本体価格の3分の1とし、補助上限額は、冷蔵庫、エアコンがそれぞれ5万円、テレビは3万円としております。

令和5年の前回実施時には、1,000万円の予算に対して、5月の募集から短期間で受付を終了するなど、高い需要がありましたので、今回も市民の期待に応えられるものとなると考えます。

募集開始時期については、エアコンの需要が高まる時期に入っているため、周知期間を設けつつ、7月上旬または中旬の、できるだけ早い段階での開始を予定しております。

委員からは、周知方法はどのようにするのか、との質問があり、執行部からは、7月の広報にチラシを挟み、市のホームページや公式ライン、フェイスブックを活用し、公共施設や電気店、量販店にもチラシを配布する予定、との答弁がありました。

また、委員からは、受付は環境課だけなのか。その場合、一気に申請が来るのではないのか。前回はどうか、との質問があり、執行部からは、前回は整理券を用意し、入り口には誘導の看板も設置した。2階の廊下がある程度埋まったが、階段を下りてホールまでつながることはなかったため、今回2回目ということ

もあり、前回ほど初日に集中することはないと見込んでいる、との答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました4議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（三木健正君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高倉真弓君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託されました議案の審査結果を御報告いたします。

議案第10号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関わる法律の改正に伴い、本市における選挙関係の特別職の報酬額を改正しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、職員給与から控除できるものについて、現在の運用に沿ったものとするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、本年7月22日から新センターへ移転し、所在地が変更となることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、財産の取得についてであります。

内容につきましては、市内小学校の児童に配布している学習用タブレット端末を更新するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

担当課から丁寧な説明を受け、慎重に審査し

た結果、原案を適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案4件についての報告を終わります。

○議長（三木健正君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（東 新君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案2件についての審査結果を御報告いたします。

議案第13号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、災害時などにおいては、排水設備等の工事を、他市町村の指定を受けたものにも行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、道路法第8条第2項の規定により、高砂小深浦線を市道の路線に認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

審査の過程で、委員からは、市道でもない、市の土地でもないものを認定することは可能か、また、所有者の許可を得ず、市道認定できるのか、との質問に対し、執行部からは、まず、事業をするに先立って、市道の路線認定をする必要がある。国から補助金を頂くためには、まず市道認定をすることによって、道路管理者が決定される。

道路管理者は、道路の維持管理、建設をする義務が生じるため、路線認定を先立ってお願いするものである。

具体的に、どの区間か決めているわけではなく、あくまで起点と終点だけを決め、どのルートを通るかは、これから測量設計して、地元の方に協力いただきながら進めていくとの答弁がありました。

以上、2議案につきましては、担当課から詳

しい説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案2件についての報告を終わります。

○議長（三木健正君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「議案第7号から議案第16号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第7号から議案第16号まで」の10議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（三木健正君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第7号から議案第16号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第2号及び陳情第3号」の2件を一括議題といたします。

これより、「陳情第2号及び陳情第3号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長。

○議長（三木健正君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高倉真弓君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

陳情第2号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択のお願いについて

国に対し、国民健康保険制度に関わる国庫負担率を引き上げることや、未就学児均等割保険料の減額措置を18歳までの子供に拡大し、減額割合を5割から10割に拡充することを求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情審査の過程で、委員からは、高過ぎる保険料が家計を圧迫して、多くの滞納者をつくり出しているとの記載があるが、宿毛市においては、収納率は97%前後で横ばいしており、該当しない。

組合健保や協会けんぽと比べて、同じ収入でも負担は2倍以上になっている、との記載があるが、事実関係が確認できない。事実誤認の内容があるため、採択すべきではない、といった反対意見が出されました。

陳情者の意見陳述も踏まえ、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（三木健正君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（東 新君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第3号の審査結果を報告いたします。

陳情第3号は、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書提出のお願いについてであります。

内容につきましては、厳しい物価高騰が続く

中、国民の生活は窮地に追い込まれ、暮らしと営業、地域経済を守る上で、最も有効な景気対策の一つである消費税減税と、システム導入、維持費などが大きな負担となり、小規模事業者の経営を大きく圧迫しているインボイス制度の廃止を求めるものであります。

審査の過程で、委員から、消費税減税とインボイス制度廃止は、国民生活と直結している問題課題であり、賛同できるとの意見がある一方で、財源について示されていないことや、消費税減税とインボイス制度廃止については、関連性はあるが、種類が違うため、同じ意見書として提出することに対しては賛同するのは難しいとの発言もありました。

以上のことから、採決の結果、可否同数となり、委員長採択で、不採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（三木健正君） 以上で、委員長の報告を終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第2号」について、電子表決により採決いたします。

「陳情第2号」は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタン

をお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（三木健正君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成12人、反対1人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、「陳情第3号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田栄子です。

私は、陳情第3号、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書提出のお願いが出されております。この陳情書に賛成の立場で討論を行います。

ここにA社、B社、C社3社があつて、売上、仕入れ、経費、人件費、利益を比較しやすいように、同一にした表があります。こういうものですけれども。

これは、比較しやすいように同一にした表ですので、国会でも使っております。

A社は、人件費は全員正規社員で、消費税200万円を納税です。B社は、輸出企業で、300万円還付されています。C社は、人件費の半分は非正規社員で、消費税100万円を払っています。

これから分かることは、人件費は外注すれば消費税はゼロ。輸出大企業には、還付金で優遇。外国人は輸出品証明書の金額を銀行に持っている、還付金を担保にお金を借りて外国に逃げるなど、外国人犯罪が助長される実態が多く見ら

れています。

しかし、消費税はこれからさらに増税の予定になっていることから、インボイス制度は、税率区分が増えて、複数税率の下で、納税ミスや不正防止の適正な課税確保のためであり、インボイス制度は5%の単一にすれば、インボイス制度の導入根拠は失われます。

このまま進むと、今は準備段階ですが、本格導入になるとさらに高額な金額を納めることになって、さらに国民を弱くすることになります。

消費税は廃止一択です。消費税ゼロや、消費税減税を言うと、政府は必ず財源がないと、100%言われます。しかし、輸出金還付金8兆円あります。これは財源になりませんか。大企業に輸出補助金として、お金持ちの企業に輸出還付金を配っている。だったら、その金、国には必要ないことです。

このシステム、おかしいと思いませんか。輸出還付金の8兆円というのは、最後の輸出企業だけがもらえる。その輸出企業に部品などを提供している会社があります。そういった企業に還付金は下りてきてないです。それはちゃんと下請、孫請、ひ孫請、全てにちゃんと輸出還付金を払わないといけないと、皆さんそう思いませんか。

大企業に払っている輸出還付金の8兆円、大企業に貢献している中小零細企業に返しませう。大企業の輸出製品に関わっている一人ひとりが、その輸出還付金を受け取るべきではないでしょうか。

大企業は、中小零細企業に、そういった小さな企業、大変厳しい企業に消費税を払わせておいて、自分たちは8兆円潤っているんです。

そのお金、中小零細企業に返すのが筋だと思いませんか。国民や中小企業に消費税を払わせておかしいと、私は思います。

仕入れ税額控除は、全ての絡んでる企業1社

1社が控除を申請しているでしょう。なぜ輸出金還付だけ戻ってこないのでしょうか。財務省はどうなっているのでしょうか。おかしいと思いませんか。

私たち、消費税をむしり取られてきたんです。私たちからむしり取った消費税を、大企業だけがもらっている。彼らはお金持ちです。なぜお金持ちに、私たち貧乏人がお金を差し上げなくてはならないのですか。それがおかしいでしょう。

そういった財務省のおかしさ、経団連のおかしさ。今の政治は、ウクライナにはこれまで3兆円近い支援金を行ってきました。これは先進国で6番目の支援金額です。物価高騰で、なぜ私たちが貧しくなっているのに、他国に支援をするのでしょうか。

消費税で上振れ税額は増しているのに、なぜ増税するのでしょうか。ガソリン暫定税率をなぜ軽減しないのでしょうか。税金ばかり取られて、潜在国民負担率6割を超えてきたとまで言われています。

給料が上がるたびに、税金で全部持っていかれる。社会保障料で全部持っていかれる。私たち国民は、一向によい暮らしはできません。日に日にきつくなっていくだけです。

年金改革、2,300万円もらえるはずだった遺族年金、1,000万円カットです。助成を潰す政策はどんどん進めています。それは本当に正しいことなのでしょうか。絶対に違うと思います。

この国は、間違った政策ばかりしています。法案の改正、法律の改正は、改正じゃありません、改悪です。

今、外国人を雇ったら72万円出すなどの声が国会で上がっています。日本人の派遣が切られ、外国人を雇うということは、日本人をどんどん弱くする政策です。国家のゆがみ、権力の

暴走、未来のために誰かが声を上げなければ、この国の普通の人が犠牲になります。

魂の叫び、私は黙ってはいられません。政治家は議会で改悪をしている。それを換えられるのは、声を上げることです。

私は、陳情第3号に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（三木健正君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。ただいま上程されています陳情第3号、委員長報告に反対の立場、つまり消費税減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場から討論いたします。

私たちの地域社会が直面しているのは、とどまることを知らない物価高騰と、その中で苦しむ市民の暮らし、事業者の経営困難の問題です。

特に、米や食料品、ガソリン、電気代など、日々の生活に直結する価格の上昇は、既に限界に達しつつある家庭や事業者にとって、まさに死活問題です。

このような状況下において、消費税の減税は即効性があります。そして、国民全体に公平に効果が及ぶ、最も直接的で実効性の高い経済対策の一つになります。

現に国民の7割が消費税減税に賛成し、特に若い世代では、約9割が支持を示しているという調査があります。産経新聞、今年の4月の調査です。

これは、政治が答えるべき国民の切実な声ではないでしょうか。

また、消費税に係るインボイス制度について、申し上げます。

制度導入によって、本来、免税であるはずの小規模事業者が登録を余儀なくされ、実質的に課税事業者扱いを受け、多大な負担を強いられています。

特に建設業、農林水産業など、下請個人事業

主が多い業種は、経営の継続が困難になるほどの影響が出ている現実を、無視することはできません。

経理事務の煩雑化、請求書の形式変更、このような困難な作業が多く、IT導入のコストも無視できません。

人手不足が深刻化する中、これらの事務負担は、現場の体力を奪い、地域経済の足を引っ張っています。

私ども地方議会の責任は、まさにこうした地域住民の声や、中小事業者の声を国政に届けることではないでしょうか。

消費税減税、インボイス制度の見直し、これは単なる税制の問題ではありません。暮らしの尊厳や、働く誇り、地域経済の未来に関わる極めて本質的な課題でもあります。

本意見書案同様の消費税減税と、インボイス廃止を求める意見書、これは四万十町で全会一致採決です。

ほかにも、土佐町、奈半利町、本山町、佐川町、東洋町でも可決されています。

ほかにも採決されているところはあると思いますが、私は情報を持っていません。

私どもは、本意見書案に賛成し、国に対して、地域の生活者と中小事業者に寄り添った経済政策を強く求めるべきだと考えています。

以上、議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三木健正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（三木健正君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第3号」について、電子表決により採決いたします。

「陳情第3号」は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

(電子表決)

○議長(三木健正君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(三木健正君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対4人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(三木健正君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

去る6月9日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました16議案につきまして、

原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康には御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(三木健正君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和7年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 三木 健 正

宿毛市議会副議長 野々下 昌 文

議 員 川 田 栄 子

議 員 川 村 三千代

令和7年6月24日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

予算決算常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事 件 の 番 号	件 名	審査結果	理 由
議案第 7 号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	令和7年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9 号	平成7年度宿毛市下水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

令和7年6月19日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事 件 の 番 号	件 名	審査結果	理 由
議案第10号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	財産の取得について	原案可決	適 当

令和7年6月20日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

産業厚生常任委員長 東 新

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事 件 の 番 号	件 名	審 査 結 果	理 由
議案第13号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	市道路線の認定について	原案可決	適 当

令和7年6月19日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 2 号	「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願い	不 採 択	不 適 当

令和7年6月20日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

産業厚生常任委員長 東 新

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 3 号	消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書提出のお願い	不 採 択	不 適 当

令和7年6月19日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 (2) 行政機構の状況について
 (3) 財政の運営状況について
 (4) 公有財産の管理状況について
 (5) 市税等の徴収体制について
 (6) 地域防災計画について
 (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和7年6月20日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

産業厚生常任委員長 東 新

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 (6) 下水道事業の運営管理状況について
 (7) 保育施設の管理状況について
 (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和7年6月24日

宿毛市議会議長 三 木 健 正 殿

議会運営委員長 川 村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和7年第2回定例会

質問 順位	質 問 議 員	質 問 の 要 旨
1	12番 野々下昌文君	1 宿毛市の林業政策について（市長） （1）森林環境譲与税の使途・今後の取り組みについて ア 宿毛市の私有林人工林面積・林業就業者数について イ 森林環境譲与税を活用した森林の整備状況・活用状況について ウ 森林境界明確化事業について エ 森林環境教育(木育)について オ 今後の森林環境譲与税の活用計画について （2）林業就業者の労働環境について
2	2番 浦尻学典君	1 海業推進について（市長） （1）市内飲食店における推進について （2）海業推進協議会について 2 南海トラフ地震の対策について（市長） （1）指定避難所の設備、備品について ア 指定避難所の給湯設備や空調設備について イ 指定避難所における備蓄について （2）各指定避難所等の情報収集、情報発信、情報共有について （3）南海トラフ地震発生後の医療及び薬品の供給体制について （4）平時と被災後の心の健康について ア 市民に対して イ 市職員に対して
3	9番 川田栄子君	1 地域猫関連について（市長） （1）県の方針変更について （2）地域猫の取り組み・メリットについて （3）地域猫の取り組みの注意点について 2 宿毛市地域計画について（市長、農業委員会会長） （1）地域計画策定における農家の反応について （2）農地の貸し借りについて

		3 mRNAワクチン関連について（市長） 4 市道の道路標示の白線について（市長） 5 デジタル教科書関連について（教育長） （１）教育のデジタル化は必要か、デジタル教科書の整備状況や活用状況について （２）教科書のＱＲコードの役割について （３）教科書の価格について （４）デジタル教科書の導入前と導入後の学力の変化について （５）世界のデジタル教育とその流れについて （６）デジタル教科書導入に関する保護者への周知について （７）英語で先行導入したデジタル教科書について （８）デジタル教科書のメリット・デメリットについて （９）デジタル教科書使用の一定の基準について （１０）デジタル教科書の導入目的について （１１）教育基本法・教育の目的・目標について （１２）デジタル教科書活用における課題について （１３）デジタル教科書の今後について
4	7 番 堀 景君	1 特定検診、特定保健指導について（市長） （１）現状の把握とデータ分析について （２）保健指導の実施状況について （３）ＩＣＴやデジタルシステムの活用について （４）住民への啓発活動の取り組みについて 2 離島振興について（市長） （１）沖の島地域における今年度の取り組みについて ア 目的と概要について （２）グリーンスローモビリティの利用方法について ア 利用方法、運営体制について 3 駅前公園津波避難タワーの在り方について（市長） （１）公衆無線Ｗｉ－Ｆｉの活用状況について （２）夜間の防犯管理体制及びゴミ散乱の状況について ア 防犯対策について イ ゴミ散乱防止策について （３）トイレ等の設備導入について

		4 小学校のプールの安全性確保に関する取り組みについて (教育長) (1) プール利用者の安全管理体制について (2) 緊急対応体制及び訓練について (3) 安全性向上のための対策、改善計画について
5	6 番 今城 隆君	1 自動車税の身体障害者等減免制度について (市長) (1) 減免制度の趣旨と制度の内容について (2) 減免申請への対応について 2 会計年度任用職員制度と運用の課題について (市長) (1) 会計年度職員の実態について (2) 勤務評価制度と再任用判断の透明性・公正性について (3) 人権的配慮と任用終了時の対応について (4) 制度改正への市の対応について (5) 保育分野の処遇改善加算と職員の処遇改善について (6) 任用対応に関する個別事例について
6	10 番 川村三千代君	1 ラーケーションについて (市長、教育長) (1) ラーケーションに対する本市の取り組み見解について (2) ラーケーションに対応した観光振興について 2 山林火災の防火・消火について (市長) (1) 今年頻発した大規模山林火災について (2) 火入れ・野焼きについて (3) 大規模山林火災発生時の消火体制について (4) 山林の荒廃について (5) 空家・廃屋の井戸等の確認について 3 戦没者追悼式の在り方と平和教育について (市長、教育長) (1) 追悼式のこれまでと今後について (2) 追悼関連の行事開催と平和教育について (3) 戦争と平和について

7	13番 松浦英夫君	1 被災時の水の確保について（市長） （1）宿毛市の確保対策について （2）離島の確保対策について 2 戦争遺跡について（教育長） （1）高知県の調査について
8	5番 東 新君	1 宿毛市における自治会支援と地域コミュニティの強化について（市長） （1）自治会へのサポート体制の現況と課題について ア 補助金制度について イ 高齢化・担い手減少対策について （2）住民参加意識の向上と多様な参加形態の支援について ア 多様な地域活動への支援について イ 参加促進の工夫について （3）地域と行政の協働関係構築に向けた考え方について ア 広域的な地域運営の可能性について イ 公共サービスと地域活動の役割分担について （4）地域コミュニティの未来に向けた展望について ア 持続可能な支援体制について イ 新たな地域活動モデルの可能性について
9	1番 井上 将君	1 宿毛新港の利活用について（市長） （1）宿毛新港の利用状況について （2）背後地の状況について ア 宿毛湾港工業流通団地の状況 イ 荷さばき地の状況 （3）農林水産物など地場産品の輸出拠点港としての活用について （4）物流拠点としての活用について （5）広域交通インフラとしての活用について （6）地域の資源を活かしたみなとづくりにについて ア 釣り文化振興モデル港への検討 イ イベント、市民交流スペースとしての活用 ウ 清水供給地としての活用 （7）災害時の活用体制の構築について （8）ポートセールス協議会の活動について （9）市長の港に対する所見と宿毛新港の活用方針について

10	14番 寺田公一君	1 希望ヶ丘の市道について（市長） （１）入口の三叉路の形状への認識について （２）形状変更の必要性について 2 市内の個人墓地の新設や移動について（市長） （１）法人等が設置する場合の墓地公園等の設置基準について （２）個人墓の新設及び移動に対する基準について 3 住み続けられる地域づくりについて（市長、教育長） （１）はなちゃんバスの運行について ア 運行時間の設定と回数について （２）スクールバスの一般混乗への高校生等学生への対応について ア 定期券等の料金設定の可能性について イ 時間設定について
----	--------------	---

令和7年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月25日	同 意
第 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月25日	同 意
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月25日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月25日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月25日	同 意
第 6 号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	6月 9日	原案可決
第 7 号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	6月25日	原案可決
第 8 号	令和7年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	6月25日	原案可決
第 9 号	令和7年度宿毛市下水道事業会計補正予算について	6月25日	原案可決
第10号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第12号	宿毛市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第13号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第14号	財産の取得について	6月25日	原案可決
第15号	市道路線の認定について	6月25日	原案可決
第16号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	6月25日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2 号	「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願い	6月25日	不 採 択
第 3 号	消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書提出のお願い	6月25日	不 採 択